厚生労働省 平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「地域における児童虐待防止対策推進に資する調査研究」 調査結果報告書

平成 28 年 3 月 公益財団法人日本財団

目次

1.	調	査の概要	1
	1.1.	調査の全体像	1
	1.2.	調査票調査の概要	2
	1.3.	主要事例調査の概要	3
2.	調	査結果の概要	5
	2.1.	調査票調査結果の概要	5
	2.2.	主要事例調査結果の概要	18
3.	調	査結果の分析と課題への対応の方向性の検討	53
	3.1.	調査結果の分析	53
	3.2.	児童虐待防止に係る官民連携の課題と対応の方向性	59
	3.3.	児童虐待防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド導入可能性	66
4.	お	わりに	75
別	紙		77
	1. 調	查票(民間団体用)	78
	2. 調	查票(市区町村用)	86
	3. 調	查票(児童相談所用)	91
	4. 調	査実施の手引き(民間団体用)	95
	5. 調	査実施の手引き(市区町村用)	99
	6. 調	査実施の手引き(児童相談所用)	102
	7. 調	查票回答団体一覧	105
	8. 調	查票調查結果	108
	9. イ	ンタビュー先一覧	120
	10. <u>E</u>	里親委託および特別養子縁組の推進による社会的コストへの影響の試算方法詳細	121
	11. 煮	参考資料一 <u>管</u>	124

図表目次

	2-1:調査票調査に対する回答者数 (単位:団体)	
図表	2-2:回答民間団体の法人格別内訳	6
図表	2-3:回答民間団体の所在地別内訳	7
図表	2-4:回答民間団体の活動分野(概要)	7
図表	2-5:回答民間団体の活動分野(詳細)	8
図表	2-6:回答民間団体の財政規模	8
図表	2-7:回答民間団体の職員数	9
図表	2-8:回答民間団体の有給職員数	9
図表	2-9:連携の有無:民間団体の回答	10
図表	2-10:連携の有無:行政の回答	10
図表	2-11:連携の方法(民間団体の回答)	11
図表	2-12:連携の方法(行政の回答)	11
図表	2-13:業務委託をしている分野	12
図表	2-14:連携状況×団体設立からの経過年数	12
図表	2-15:連携状況×財政の状況	13
図表	2-16:連携状況×地域	13
図表	2-17:連携上の課題:民間団体の回答	14
図表	2-18:連携上の課題:行政	14
図表	2-19:行政側の連携ニーズ	15
図表	2-20:連携を強化する必要があると考える業務	15
図表	2-21:連携をする上での阻害要因:民間団体	16
図表	2-22:連携をする上での阻害要因:行政	17
図表	2-23:目標の設定状況	17
図表	2-24: 主要事例一覧	18
図表	2-25:児童虐待対応の全体像と官民連携事例の位置付け	19
図表	2-26:ハローベビー教室、パパママ学級(平日および休日)事業の流れ	22
図表	2-27:ハローベビー教室、パパママ学級(平日および休日)の案内	24
図表	2-28:養育支援訪問事業の流れ(新宿区の場合)	26
図表	2-29 だいじょうぶと日光市の連携事業の全体像	30
図表	2-30 子育て見守り訪問員派遣事業の流れ	34
図表	2-31:訪問の実施状況	35
図表	2-32:訪問員養成講座の例(2012 年度(平成 24 年度)実施分)	37
図表	2-33:児童虐待からの家族回復支援にかかるグループプログラム事業の流れ	40
図表	2-34:MY TREE ペアレンツ・プログラムの募集要項	42

図表	2-35:里親養育支援共働事業の内容	45
図表	2-36:里親登録数、および里親委託児童数と委託率の推移	46
図表	2-37:パイロット事業の実施体制	50
図表	2-38:特別養子縁組に係る業務の流れ(現状)	50
図表	3-1:官民連携を始めた経緯	55
図表	3-2: 有効な連携のための要素	56
図表	3-3:官民の信頼関係構築に向けたコミュニケーションプロセス	56
図表	3-4:行政と民間団体の特徴	57
図表	3-5:行政と民間団体の特徴を活かした連携が可能な分野例	60
図表	3-6:課題「行政に連携する意図がない」に対する対応の方向性	61
	3-7:課題「行政への働きかけ方がわからない」及び「民間団体の活動に関する情報が不足している」。 る対応の方向性	
	3-8:課題「民間団体の経験・実績が十分でない」及び「守秘義務等行政が求める要件を民間団体が済まとが難しい」に対する対応の方向性	
	3-9:課題「官民の信頼関係の構築」、「民間団体との役割分担の明確化」及び「支援対象となる児童 ^ら 等に関する情報共有の方法」に対する対応の方向性	
図表	3-10:課題「財政支援が十分でない」に対する対応の方向性	65
図表	3-11:ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組み	66
図表	3-12:活動分野別成果指標設定可能性	67
図表	3-13:活動分野別便益算出可能性	68
図表	3-14:活動分野別便益の算出根拠となるデータの入手可能性	68
図表	3-15:児童虐待の社会的コストを構成する費用	69
図表	3-16:里親委託及び特別養子縁組の推進による社会的コストへの影響の試算モデル	70
図表	3-17:里親委託及び特別養子縁組1件あたりの社会的コスト(直接的費用)への影響	71
図表	3-18:ソーシャル・インパクト・ボンド導入プロセス概要	71
図表	3-19:ソーシャル・インパクト・ボンド導入に向けた主な課題と対応策	73
図表	3-20:英国における里親委託の推進に係る SIB 事例	74

1. 調査の概要

1.1. 調査の全体像

1.1.1. 背景と目的

児童虐待防止対策については、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律(以下、「児童虐待防止法」という。)」が施行されて以来、平成16年及び平成20年に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」の改正、平成21年及び平成24年に「児童福祉法」の改正、同じ平成24年には「民法等の一部を改正する法律」が施行される等の法改正により様々な見直しが行われてきた。

しかしながら、児童相談所の児童虐待相談対応件数は平成 26 年度で 88,931 件と、統計を取り始めて以来、増加し続けており、また、児童虐待によって児童が死亡した事例の件数も平成 25 年度に 63 例に上るなど、深刻な児童虐待事例が後を絶たない状況にある。

児童虐待防止対策は、専門機関である児童相談所が発生の予防、虐待通告を受けた際の早期発見・早期対応(児童の安全確認等)、虐待を受けた児童の保護・自立の支援、保護者支援を担うとともに、市区町村においても各種子育て支援事業の実施による発生予防や要保護児童対策地域協議会を通じた早期発見・早期対応の取組を行っているが、こうした取組について、児童虐待相談対応件数の増加や虐待事例の深刻化等により、行政機関における業務負荷は増大し、人員面や専門的支援において、必ずしも十分な体制が取られていないなどの問題も指摘されている。

このような中で、特定非営利活動法人等の民間団体においても、子育て支援等を通じた様々な児童 虐待防止の取組を行っているところであり、行政機関とそれら民間団体が、それぞれの強みを活かしつ つ、連携・協働して児童虐待防止対策を推進していくことが求められている。

本調査は、地域における民間団体による児童虐待防止や児童虐待を受けた子どもに対する支援に資する活動、その他子ども・子育て家庭への支援活動及びその効果を把握・分析の上、行政との更なる連携・協働方策に関する課題を整理し、ソーシャル・インパクト・ボンド(以下、SIB)など新たな官民連携手法を含む児童虐待防止分野での効果的な官民連携に係る取組手法の検討・導入に資することを目的としたものである。

1.1.1. 実施方法

本調査は、大きく2つ「調査票調査」及び「主要事例調査」で構成され、まず「調査票調査」により児童 虐待防止に取組む全国の民間団体や官民連携の全体像を把握し、その中から特徴的な民間団体を抽 出して詳細をヒアリングする「主要事例調査」を実施した。

1.1.2. 全体スケジュール

本調査の全体スケジュールは、主に以下のとおり。

- ・ 2015年(平成27年)11月:調査準備
- · 2015年(平成27年)12月:調査票調査
- ・ 2016年(平成28年)1月:調査票調査結果整理、主要事例の選定
- · 2016年(平成28年)2月:主要事例調査
- · 2016年(平成28年)3月:調査結果報告書作成

1.1.3. 実施体制

本調査は、調査を主として実施するコアメンバー、適時にアドバイスする支援メンバー、検討会にてア

ドバイスする検討会委員という体制にて実施した。

(コアメンバー)

- · 業務責任者 公益財団法人日本財団 工藤七子
- · 業務担当者 公益財団法人日本財団 藤田滋
- · 業務担当者 公益財団法人日本財団 新田歌奈子
- ・ 業務担当者 PwC コンサルティング合同会社 幸地正樹

(支援メンバー)

- ・ 児童虐待防止アドバイザ 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所 主任研究員 和田一郎
- ・ 児童虐待防止アドバイザ 特定非営利活動法人 MC サポートセンターみっくみえ 代表 松岡 典子
- ・ 児童虐待防止アドバイザ 日本社会事業大学 准教授 木村容子
- · SIB アドバイザ 慶應義塾大学大学院 特任助教 伊藤健

(検討会委員)

- · 流通科学大学 人間社会学部 教授 加藤曜子
- ・ 葛飾区子ども総合センター 坂入健二
- ・ 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 子ども支援課 課長 鈴木 浩之
- ・ 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 理事長 松田 博雄
- ・ 特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事長 吉田 恒雄

1.2. 調査票調査の概要

1.2.1. 目的

調査票調査では、民間団体における児童虐待防止に関する取組の全体像を明らかにすること及び主要事例の分析対象となる事例を抽出するための情報を収集することを目的とする。

1.2.2. 対象者

調査票調査の対象組織は、子どもや子育て家庭への支援、児童虐待防止に資する活動を行っている全国の民間団体(382)(インターネットによる検索、日本財団の民間団体データベース、文献等をもとに抽出)、当該民間団体が所在する地域の市区町村(183)及び児童相談所(135)の計 700 団体とした。また、調査票回答者については、民間団体が代表者または児童虐待防止に係る取組の責任者、市区町村が児童福祉主管課の担当者、児童相談所が所長または児童虐待防止に係る取組の責任者に回答を依頼した。

なお、民間団体の定義は、以下の全てに該当する団体とし、特に必要と認められる団体は個別に検討とした。

- ・ 児童虐待防止に係る「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「親子関係再構築・自立支援」のいずれかのカテゴリに事業主体として取組む団体
- ・ 行政機関や関係機関(要保護児童対策地域協議会、福祉事務所、児童相談所、児童家庭支援センター、保育所・幼稚園、学校・教育委員会、警察、医療機関、法律機関、保健所、児童養

護関連施設など)を除く非営利団体

・ 連絡先が WEB 等で容易に確認できる団体

1.2.3. 調查事項

主な調査事項は、民間団体、市区町村及び児童相談所それぞれ以下のとおり。詳細は「別紙 1 調査票(民間団体用)」、「別紙 2 調査票(市区町村用)」及び「別紙 3 調査票(児童相談所用)」を参照。

(民間団体)

- Q1. 団体の概要について
- O2. 団体の運営状況について
- Q3. 子どもと子育て家庭への支援や児童虐待の防止に関する活動について
- O4. 行政との連携について:①児童相談所
- O5. 行政との連携について:②市区町村
- O6. 活動の目標について

(市区町村)

- 01. 民間団体との現在の連携状況について
- O2. 民間団体との今後の連携について

(児童相談所)

- Q1. 民間団体との現在の連携状況について
- Q2. 民間団体との今後の連携について

1.2.4. 調査時期

調査票は2015年(平成27年)12月14日に各組織に郵送し、調査票回答期限は2015年(平成27年)12月25日とした。ただし、調査票回答期限を超過して提出された調査票についても本調査結果報告書に含めるものとする。

1.2.5. 調查方法

郵送調査を採用し、希望者はインターネットから回答することも可とした。

1.3. 主要事例調査の概要

1.3.1. 目的

主要事例調査では、民間団体の効果的な取り組み、行政機関(児童相談所、市区町村)との連携方法、今後の課題を明らかにすること及び児童虐待防止分野における SIB の導入可能性を検討することを目的とする。

1.3.2. 対象者

調査票調査により調査票の回答があった民間団体の中から特徴的な取組を行う民間団体を抽出し、 当該民間団体と連携する市区町村または児童相談所を対象とした。

1.3.3. 調査事項

主なインタビュー項目は、民間団体、市区町村及び児童相談所それぞれ以下のとおり。

(民間団体)

- Q1. 団体の概要について
 - 団体の成り立ち
 - 団体全体の事業概要
 - 団体の運営状況
- Q2. 市区町村または児童相談所と連携している事業について
 - 事業の内容
 - ・ 事業における団体の強み
 - 事業の効果
 - ・ 事業を実施する上で必要な資源
- O3. 市区町村または児童相談所との連携方法について
 - 連携をはじめたきっかけ・経緯
 - 連携の内容
 - 連携したことによるメリット・効果
 - ・ 連携を始める上で直面した課題と対応策
 - ・ 連携する中で直面した課題と対応策

(市区町村・児童相談所)

- Q1. 民間団体との連携について
 - 連携をはじめたきっかけ・経緯
 - 連携の内容
 - 連携したことによるメリット・効果
 - ・連携を始める上で直面した課題と対応策
 - ・ 連携する中で直面した課題と対応策
 - ・ 連携をより効果的に行うための民間団体等への要望
- O2. 今後の民間団体との連携
 - ・ 連携を強化したい事業

1.3.4. 調査時期

2016年(平成 28年)1月29日から対象団体へのインタビューを開始し、2016年(平成 28年)3月11日までに完了した。

1.3.5. 調査方法

インタビュー調査を採用した。

2. 調査結果の概要

2.1. 調査票調査結果の概要

調査票調査結果のポイント

【民間団体と行政との連携状況】

- ・ 回答した民間団体のうち、現在、児童相談所と何らかの連携をしている団体は 45%、市区町村と何らかの連携をしている団体は 71%。
- ・ 児童相談所との連携では、委託や協定といった文書の取り決めによる連携の割合は小さく、委託を受けていると回答した団体は27%にとどまる。一方、市区町村との連携では、委託を受けていると回答した団体は62%。
- ・ 児童相談所との連携では早期発見・早期対応、および親子関係再構築・自立支援の分野で、市区町村との連携では、発生予防の分野での連携が主。

【民間団体と行政との連携上の課題】

- ・ 民間団体側は、「支援の対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」(市区町村との連携:34%、児童相談所との連携:40%)、「行政担当者の人事異動」(市区町村との連携:34%、児童相談所との連携:31%)、「行政との信頼関係の構築」(市区町村との連携:24%、児童相談所との連携:27%)が主な課題。市区町村との連携では、「財政支援が十分でない」(35%)も上位の課題。
- ・ 行政側は、市区町村・児童相談所ともに、「支援の対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」(市区町村:40%、児童相談所:32%)、「民間団体との役割・責任分担の明確化」(市区町村:30%、児童相談所:34%)、「民間団体との信頼関係の構築」(市区町村:20%、児童相談所:20%)が主な課題。

【行政における連携のニーズ】

- ・ 市区町村では 47%、児童相談所でも 54%の回答者が、民間団体との連携を強化する必要がある業務があると回答。
- ・ 市区町村では、親子を対象とした講座等の親子支援(20%)、および家庭訪問による育児・家事支援(19%)で、児童相談所では、親子関係再構築(25%)および里親委託の推進(29%)で連携を強化する必要があると回答。

【連携を開始する上での阻害要因】

- ・ 民間団体側は、市区町村との連携、児童相談所との連携の双方で、「行政への働きかけ方がわからない」(市区町村との連携:43%、児童相談所との連携:35%)を阻害要因として挙げた団体が最も多い。また、市区町村との連携については「行政に連携する意図がない」(32%)を挙げた団体の割合も大きい。
- ・ 行政側は、市区町村と児童相談所ともに、「民間団体の活動に関する情報が不足している」(市区町村:42%、 児童相談所:53%)が最も割合が大きい。ついで「委託費など連携の予算がない」(市区町村:34%、児童相 談所:51%)、「民間団体の経験・実績が十分でない」(市区町村:29%、児童相談所:42%)、「守秘義務 等、市区町村が求める条件を民間団体が満たすことが難しい」(市区町村:24%、児童相談所:32%)が続く。

2.1.1. 回答者の属性

本調査票調査に対する回答者数および回収率は、以下のとおりである。

図表 2-1:調査票調査に対する回答者数 (単位:団体)

区分	रे	対象者数(a)	回答者数(b)	回収率(b/a)		
全体		700	408	58.3%		
	民間団体	382	173	45.3%		
内訳	市区町村	183	126	68.9%		
μ/\	児童相談所	135	109	80.7%		

以下では、調査票調査結果の概要を示す。なお、調査票調査結果の詳細については、「別紙 8 調査 票調査結果」を参照。

2.1.1.1. 回答民間団体の法人の種類

回答のあった民間団体の85.5%は特定非営利活動法人であった。調査票送付団体に占める各法人格の割合も概ね同じ割合であるため、特定の法人格が代表されているものではない。

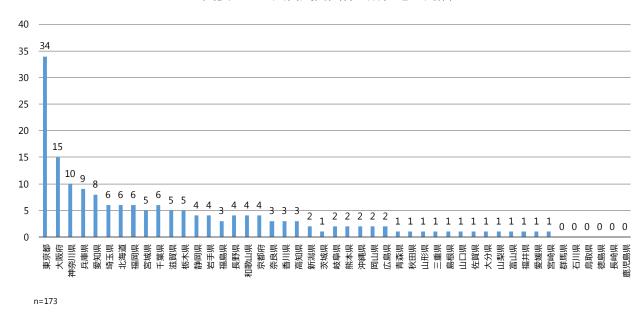
0% 20% 40% 60% 80% 100% 1.2% 1.2% 80.3% 5.2% 5.8% 2.9% 3.5% ■特定非営利活動法人 ■認定特定非営利活動法人 ■ 社会福祉法人 ■株式会社 ■任意団体 ■一般社団法人 ■その他 n=173

図表 2-2:回答民間団体の法人格別内訳

2.1.1.2. 回答民間団体の所在地

回答のあった民間団体の所在地別内訳は下記のとおりであり、大都市圏に所在する団体が多い。なお、調査票送付時点ではすべての都道府県を網羅していたが、回収した結果、群馬県、石川県等、6つの県の団体からは回答がなかった。

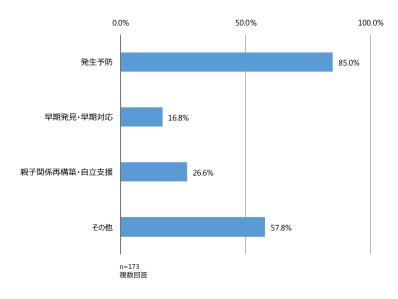
図表 2-3:回答民間団体の所在地別内訳



2.1.1.3. 回答民間団体の活動分野

回答のあった民間団体の活動分野は下記のとおりである。親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援、家庭訪問による育児・家事支援といった児童虐待の発生予防に繋がる子ども・子育て支援を活動分野としている団体が多い。一方で早期発見・早期対応、親子関係再構築・自立支援といった分野で活動している団体は相対的に少ない。

図表 2-4:回答民間団体の活動分野(概要)



0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 発生予防 妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談窓口 43.9% 親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援 54.9% 家庭訪問による育児・家事支援 23.7% 虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談・訪問等の支援 22.5% 虐待リスクのある親へのグループケア 12.7% 学校外の子どもの居場所づくりや学習支援 32.4% 早期発見・ 虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認 早期対応 虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への相談支援 10.4% 虐待を受けたと思われる児童、その他保護を必要とする児童の一時的な保護 親子関係再構築・ 虐待ケースに係る親子関係再構築支援 8.1% 自立支援 里親委託の推進 11.0% 養子縁組の推進 5.8% 児童養護施設入所児童に対する学習や就労等に関する支援 10.4% 児童養護施設退所児童に対するアフターケア 9.2% 研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ等の支援 その他 その他 22.0% 未回答 n=173 複数回答

図表 2-5:回答民間団体の活動分野(詳細)

2.1.1.4. 回答民間団体の財政規模

回答のあった民間団体の財政規模(収益合計額/年)は下記のとおりである。平成 26 年度に内閣府が行った「平成 26 年度特定非営利法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」(以下「平成 26 年度 NPO 法人調査」という。)の全活動分野における構成比と比較すると、100 万円未満、100 万円~500 万円未満、500 万円~1,000 万円未満の割合が高く、1,000 万円以上の団体の割合が小さい。



図表 2-6:回答民間団体の財政規模

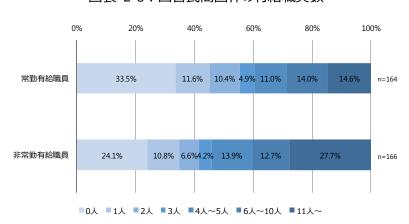
2.1.1.5. 回答民間団体の職員数

回答のあった民間団体の職員数は下記のとおりである。平成 26 年度 NPO 法人調査(全分野)と比較すると、職員数が 6 人以上の団体の割合が大きい。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 2.9% 5.8%5.2% 11.6% 今回調査 23.1% 46.8% n=173 4.6% 平成26年度 11.1% 8.6% 7.1% 5.8% 11.2% 19.4% 36.7% n=1,338 NPO法人調査 ■0人 ■1人 ■2人 ■3人 ■4人~5人 ■6人~10人 ■11人~

図表 2-7:回答民間団体の職員数

なお、有給職員数は下記のとおりである。



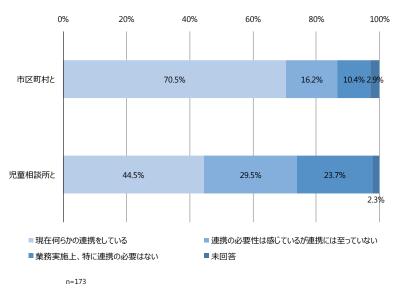
図表 2-8:回答民間団体の有給職員数

2.1.2. 連携に関する回答結果の概要

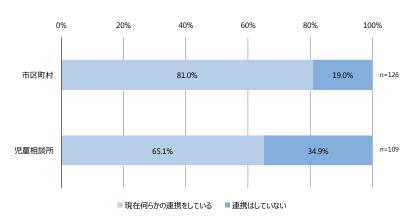
2.1.2.1. 民間団体と行政との連携の状況:連携の有無

回答した民間団体のうち、現在、児童相談所と何らかの連携をしている団体は 44.5%、市区町村と何らかの連携をしている団体は 70.5%となっている。同様に、行政側の回答を見ても、民間団体と連携していると回答した割合は市区町村が 81.0%に対して、児童相談所は 65.1%となっている。児童相談所と比較して、市区町村との連携は進んでいると言える。

図表 2-9:連携の有無:民間団体の回答



図表 2-10:連携の有無:行政の回答

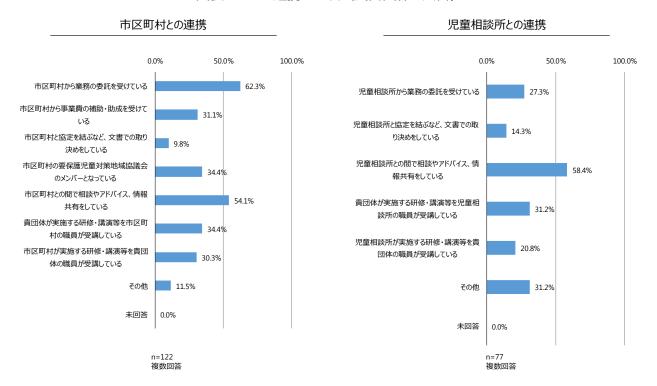


2.1.2.2. 民間団体と行政との連携の状況:連携の方法

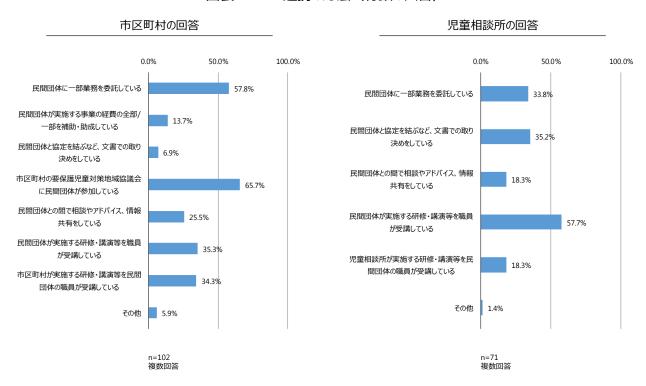
民間団体側の回答では、児童相談所との連携では委託や協定といった文書による取り決めによって連携している割合は小さく、委託を受けていると回答した団体は27.3%にとどまるが、相談やアドバイスを受けている・情報共有をしていると回答した団体は58.4%であった。一方、市区町村との連携では、委託を受けていると回答した団体は62.3%にのぼる。

同様に、行政側の回答を見ても、民間団体に一部業務を委託していると回答した児童相談所は 33.8%にとどまるのに対し、市区町村では 57.8%である。

図表 2-11:連携の方法(民間団体の回答)

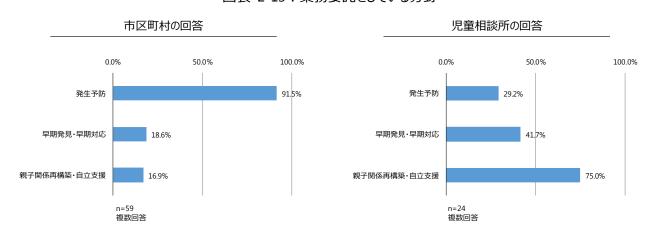


図表 2-12:連携の方法(行政の回答)



なお、民間団体に一部業務を委託していると回答した児童相談所、市区町村について、委託している業務の分野の内訳は以下のとおりである。児童相談所が早期発見・早期対応、および親子関係再構築・自立支援の分野で多く委託しているのに対し、市区町村では、発生予防での委託が主である。

図表 2-13:業務委託をしている分野

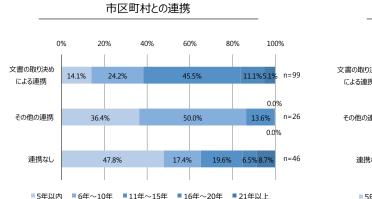


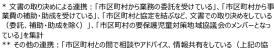
上記の結果から、市区町村が担当する子ども・子育て支援分野を中心に、発生予防分野では業務委託による民間団体との連携が進んでいるものの、児童相談所が担当し、より高い専門性が求められる早期発見・早期対応、親子関係再構築・自立支援の分野では、業務委託による民間団体との連携は未だ少ない状況が推測される。

2.1.2.3. 民間団体と行政との連携の状況: クロス集計

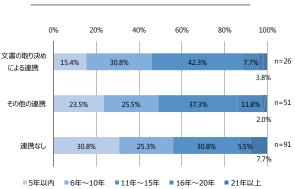
民間団体と行政の連携状況と、民間団体の設立からの経過年数でクロス集計を行うと、児童相談所との連携および市区町村との連携の双方で、連携状況ごとで設立からの経過年数に違いが見られる。特に文書の取り決めによる連携では、11年~15年の経験をもつ団体の割合が大きい。

図表 2-14:連携状況×団体設立からの経過年数





^{**} その他の連携:「市区町村との間で相談やアドバイス、情報共有をしている(上記の協定等の取り決めに基づものや協議会を通じたものを除く。定期不定期は問わない)」、「貴団体が実施する研修・講演等を市区町村の職員が受講している」、「市区町村が実施する研修・講演等を貴団体の職員が受講している」、「その他」を集計。



児童相談所との連携

* 文書の取り決めによる連携:「児童相談所から業務の委託を受けている」、「児童相談所と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている(委託契約を除く)」を集計 **その他の連携:「児童相談所との間で相談アドバイス、情報共有をしている(協定等の 取り決めに基づくものを除く。定期不定期は問わない)」、「貴団体が実施する研修・講演等 を児童相談所の職員が受講している」、「児童相談所が実施する研修・講演等を貴団体の 職員が受講している」、「その他」を集計。

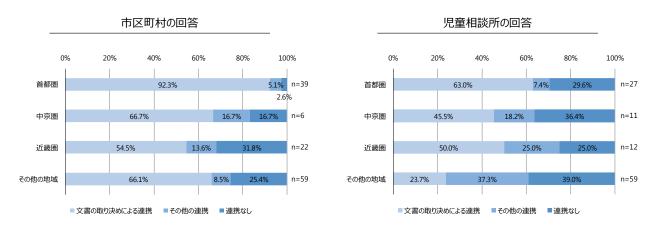
また、児童相談所との連携および市区町村との連携の双方で、連携状況ごとに財政の状況にも違いが見られる。特に文書の取り決めによる連携では、年間の収益が1,000万円~5,000万円規模の団体の割合が大きい。

図表 2-15:連携状況×財政の状況



なお、連携の状況と地域の関係を見てみると、児童相談所については、その他の地域に比べて、三大都市圏(特に首都圏)では民間団体と文書の取り決めによる連携をしている児童相談所が多い。市区町村については、三大都市圏以外の地域でも民間団体と文書の取り決めによる連携をしている市区町村が一定割合ある。このことから、市区町村が担当する子ども・子育て支援といった発生予防の分野では地域差がなくなってきているものの、児童相談所が担当し、より高い専門性が求められる早期発見・早期対応、親子関係再構築・自立支援の分野では、都市圏とその他の地域で連携状況に差があり、委託先として適当な団体が都市圏に偏在していることが推測される。

図表 2-16:連携状況×地域

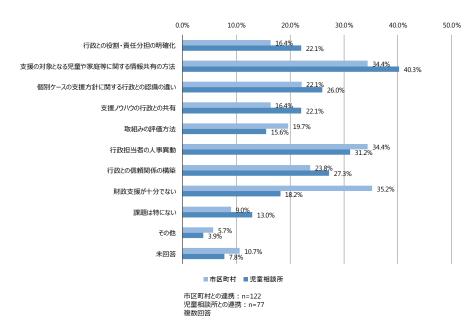


2.1.2.4. 連携上の課題:民間団体の回答

民間団体側の回答では、「支援の対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」、「行政担当者の人事異動」、「行政との信頼関係の構築」が、市区町村との連携、児童相談所との連携に共通して上位の課題として挙げられている。

このほか、市区町村との連携では、35.2%の団体が「財政支援が十分でない」を課題としてあげている。児童相談所との連携において「財政支援が十分でない」が相対的に低い理由は、現時点で事業費の支払いが発生するような委託形態での連携が少ないためだと推測される。

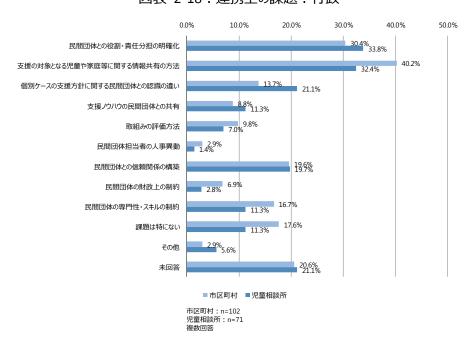
図表 2-17:連携上の課題:民間団体の回答



2.1.2.5. 連携上の課題: 行政の回答

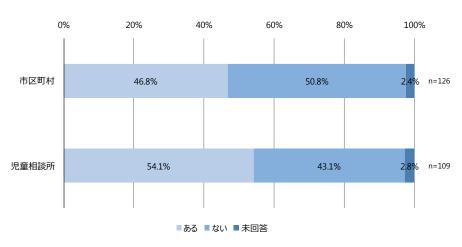
市区町村と児童相談所とで同様の傾向を示しており、双方ともに、「支援の対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」、「民間団体との役割・責任分担の明確化」を課題とした挙げた市区町村・児童相談所の割合が大きい。また、「民間団体との信頼関係の構築」についても市区町村・児童相談所が共通して課題として挙げている。

図表 2-18:連携上の課題:行政



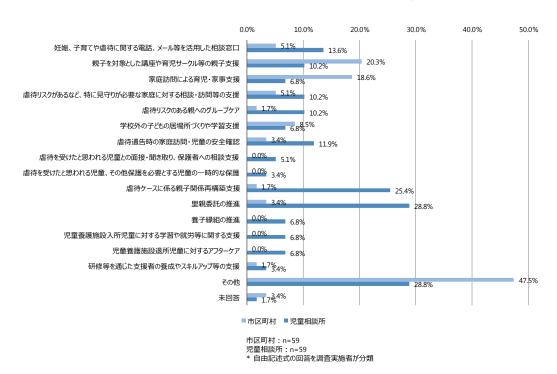
2.1.2.6. 行政側の連携ニーズ

市区町村および児童相談所ともに半数近い回答者が連携を強化する必要がある業務があると回答している。あると回答した割合は、児童相談所の方が約7%大きい。この差の理由は、市区町村においては既に多くの分野で連携が進んでいるためだと推測される。



図表 2-19: 行政側の連携ニーズ

連携を強化する必要があると回答した市区町村・児童相談所に対して、その分野を聞いたところ、市区町村では、「親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援」、および「家庭訪問による育児・家事支援」を挙げた割合が大きく、児童相談所では、「虐待ケースに係る親子関係再構築」および「里親委託の推進」を挙げた割合が大きい。

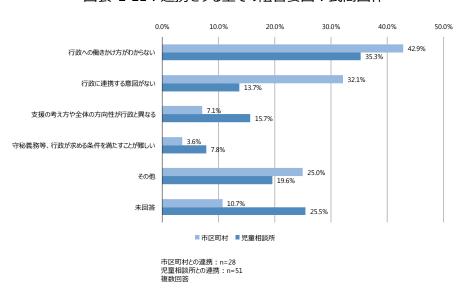


図表 2-20:連携を強化する必要があると考える業務

なお、市区町村と児童相談所ともに「その他」の割合が大きいが、「施設入所中児童への心理的ケア」といった具体的な回答もある一方で、「発生予防分野」や「連携強化の必要性はあるが具体的な業務まではイメージしていない」といった回答も一定数あった。連携の必要性は感じていても具体的な連携までは検討できていない状況が推測される。

2.1.2.7. 連携をする上での阻害要因

現在の連携状況について、「連携の必要性は感じているが連携には至っていない」と回答した民間団体に対して、連携を始める上での阻害要因を聞いた。市区町村との連携、児童相談所との連携の双方で、「行政への働きかけ方がわからない」を阻害要因として挙げた団体が最も多い。また、市区町村との連携については「行政に連携する意図がない」を挙げた団体の割合も大きい。「その他」についても、「働きかけているが進展しない」、「連携を働きかける熱意が続かない」といった回答もあった。これらの結果から、連携の入り口の時点に阻害要因があり連携が進んでいない状況があると推測される。



図表 2-21:連携をする上での阻害要因:民間団体

連携強化の必要がある分野があると回答した市区町村・児童相談所に対しても、同様に連携を始める上での阻害要因を聞いた。市区町村と児童相談所とで同様の傾向を示しており、双方ともに「民間団体の活動に関する情報が不足している」を挙げた回答者がもっとも多い。また、いくつかの市区町村、児童相談所は「そもそも地域に連携できる民間団体がない」と回答している。このことから、行政側においても、連携の入り口の時点で阻害要因に直面している状況があると推測される。

さらに、それぞれ割合は児童相談所の方が高いものの、「委託費など連携の予算がない」、「民間団体の経験・実績が十分でない」、「守秘義務等、市区町村が求める条件を民間団体が満たすことが難しい」についても多くの市区町村・児童相談所が課題として挙げている。民間団体に関する情報があったとしても、これらの阻害要因があり連携に進まない状況が推測される。

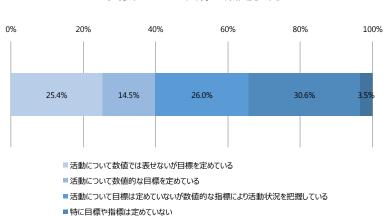
42.4% 民間団体の活動に関する情報が不足している 52.5% 民間団体への働きかけ方がわからない 民間団体に連携する意図がない 委託費など連携の予算がない 18.6% 16.9% 支援の考え方や全体の方向性が民間団体と異なる 民間団体の経験・実績が十分でない 守秘義務等、市区町村が求める条件を民間団体が満たすことが難しい 32.2% 10.2% 特に障害はない その他 未回答 ■市区町村 ■児童相談所

図表 2-22:連携をする上での阻害要因:行政

2.1.2.8. 目標の設定状況

何らかの活動の目標を定めている団体は約 40%、定量的な目標を定めている団体は約 15%にとどまる。なお、定量的な指標を設定している団体は約 42%あるが、そのほぼすべては研修の実施回数といったアウトプットレベルでの指標であった。

市区町村: n=59 児童相談所: n=59 複数回答



図表 2-23:目標の設定状況

n=173

■未回答

2.2. 主要事例調査結果の概要

2.2.1. 主要事例の属性

インタビュー調査を実施した主要事例は以下の7団体である。

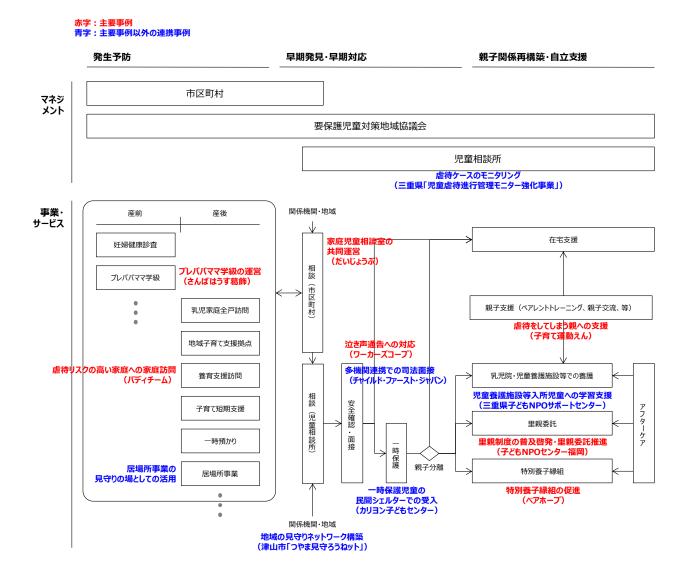
図表 2-24:主要事例一覧

No.	カテゴリ	主な活動分野	所在地	民間団体名称
1		相談窓口	栃木県	認定特定非営利活動法人だいじょうぶ
2	発生予防	親支援	東京都	特定非営利活動法人さんばはうす葛飾
3		養育支援訪問	東京都	特定非営利活動法人バディチーム
4	早期発見・	通告対応	福岡県	特定非営利活動法人ワーカーズコープ福岡支部
5	±1 → 111 ×	親子関係 再構築	大阪府	特定非営利活動法人子育て運動えん
6	親子関係 再構築• 自立支援	里親委託の 推進	福岡県	特定非営利活動法人子ども NPO センター福岡
7	口业入饭	特別養子縁組の 推進	東京都	一般社団法人ベアホープ

2.2.1.1. 連携分野

児童虐待対応の全体像における主要事例の位置づけは下図に示したとおりである。発生予防から早期発見・早期対応、親子関係再構築・自立支援のプロセスを網羅するように選定した。

図表 2-25: 児童虐待対応の全体像と官民連携事例の位置付け



なお、主要事例としては選定しなかったが、他にも上図に示した一連のプロセスの中で官民が連携している事例がある。例えば、NPO法人に委託している生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくり・学習支援事業の中で、児童相談所の一時保護から家庭に戻った子どもを受け入れ、見守りの場として活用している事例がある。調査票調査の回答の中でも、「連携の必要性は感じているが連携には至っていない」と回答した民間団体の中で、「生活困窮世帯向けの学習支援や不登校児童等の居場所活動において虐待が疑われる参加者が来所する場合があり、そのような際に児童相談所との連携があれば、通報や相談等をしやすいように感じる」、「学習相談を受けていて、お子さんの家庭内暴力や非行・家出といった相談、あるいは夫婦の不和により子どもの生活が危ういと感じる時に連携が必要と感じる」といった回答もあり、居場所づくり・学習支援事業での連携を活用した虐待の早期発見や見守りは重要な役割を果たしていると考えられる。また、見守りとして、民間事業者と協定を結び、地域の見守りネット

ワークを構築している事例もある。津山市では、電力会社やガス会社、宅配サービス会社など 14 社と協定「つやま見守ろうねット」を締結している。協定を締結した事業者には、日常業務の中で高齢者、障害者、子どもに何らかの異変を感じた場合に、市福祉事務所に連絡してもらうことで、支援を必要としている人を早期に発見し支援の実施につなげている。

早期発見・早期対応の分野でも官民連携の事例がある。特定非営利活動法人チャイルド・ファースト・ジャパンは、虐待被害が疑われる児童の被害の聴き取り面接の実施について児童相談所から委託を受けている。警察や検察など、多機関連携での司法面接の実施に向けてのコーディネートや、虐待被害児の系統的全身診察を実施している。多機関連携での司法面接を行うことで面接回数を減らすことができ、被害児の負担を最小限にすることができる。

また、社会福祉法人カリョン子どもセンターは、児童相談所と一時保護委託に関する協定を締結しており、児童相談所からの要請に基づき一時保護児童を運営するシェルターで受け入れている。一方で、カリョン子どもセンターで保護した児童の一時保護を児童相談所に求める場合もあり、夜間や休日等の対応など柔軟に連携をしている。

さらに、児童相談所が行う情報収集活動でも民間団体と連携している事例がある。三重県の「児童虐待進行管理モニター強化事業」では、児童相談所が児童虐待相談として受理したケースのうち緊急性や深刻度が低いケースについて、対象児童の在籍する保育所や幼稚園、学校等を訪問し、児童や保護者の状況、家庭環境の変化等に関する情報を収集する業務を、社会福祉法人(里山学院、等)へ委託している。なお、三重県では、児童養護施設入所児童への学習支援もNPO法人(三重県子どもNPOサポートセンター)へ委託している。

2.2.2. 主要事例概要

事例 1:特定非営利活動法人さんばはうす葛飾 × 葛飾区 【発生予防/親支援】ハローベビー教室・パパママ学級事業での連携(委託)

事例のポイント

【連携の内容】

- ・ さんばはうす葛飾は、妊娠中の方とそのパートナーを対象としたハローベビー教室、パパママ学級(平日および休日)を葛飾区から受託。
- ・ 妊娠中の方とそのパートナーへ学級を提供するとともに、区の子ども家庭支援課、保健センターと連携し、要注意の 妊婦をフォローアップ。

【連携の特徴】

- 1. 区からの働きかけによる NPO 設立
 - ・ 連携先となる民間団体がないところからのスタート。地域の助産師に働きかけ NPO を設立してもらい、連携を開始。 段階的に連携範囲を拡大し、4年かけて全面委託を実現。
- 2. 区の事業に既に関わっている専門職との連携
 - ・ こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診に既に関わっている助産師と連携することで、顔の見える信頼関係に基づいた、スムーズな連携の実現。

【連携の効果】

- ・ 休日開催の増加等、利用者の利便性向上、および内容の充実による参加希望者の増加。
- ・ 妊娠届では把握できない要注意ケースの把握と、区の支援への連携。

(1) 基本情報

1. 特定非営利活動法人さんばはうす葛飾1

代表者名	井出 陽子 (公益法人東京都助産師会 足立葛飾分会会長)
設立年	2013年(平成 25 年)
所在地	東京都葛飾区白鳥2丁目7-4-401
職員数	11 名~(うち有給常勤職員 0 名、有給非常勤職員 11 名~)
事業規模	500 万円~1,000 万円未満
主な活動内容	親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援

.

¹ http://www.sanba-house.org/

2. 葛飾区2

人口	452,789
乳幼児人口	21,977
児童人口	65,101
面積	34.84km ²
担当部署	

(2) 連携の内容

さんばはうす葛飾は、妊娠中の方とそのパートナーを対象としたハローベビー教室、パパママ学級(平日および休日)を葛飾区から受託している。学級は「出産に向けた心構えや準備、赤ちゃんとの生活の具体的なイメージ作り」を目的とし、ハローベビー教室では、栄養士や助産師、社会福祉士等による講義や先輩ママや赤ちゃんとの交流を、パパママ学級では、助産師による講義や赤ちゃんの抱き方、お風呂の入れ方といった実習も実施している(プログラムの内容、開催日程の例は図表 2 を参照)。

ハローベビー教室、パパママ学級の業務の主な流れは以下のとおりである。

業務の主体 各業務の概要 業務の流れ さんばはうす 葛飾区 葛飾 参加受付 区のコールセンターである「はなしょうぶコール」にて参加受付。 学級前日に参加者名簿を受け取り、区の保健師が担当ケースと照合しチェック。 参加者の確認 特に留意してほしい参加者がいれば、さんばはうす葛飾に名簿(紙)を渡す際に あわせて連絡票を手渡し。 学級の実施。 学級実施 • 毎回終了後にアンケートを実施。 ・実施報告書で学級の様子や気になる方を報告、急を要すると感じた場合には学 実施報告·相談 級終了直後にすぐに報告。 ・2ヶ月に一度カンファレンスを実施。さんばはうす葛飾と、区の子ども家庭支援課、 カンファレンス 各保健センター保健師のリーダーとサブリーダーが参加 (隔月) 学級の内容の改善点等の議論とともに、フォローが必要なケースについて話し合い。

図表 2-26: ハローベビー教室、パパママ学級(平日および休日)事業の流れ

出所:さんばはうす葛飾、葛飾区へのインタビューを基に作成

区の保健師が学級を開催していた頃には、他事業との関係で開催できる曜日や時間が限られていたが、さんばはうす葛飾へ委託することで休日開催を増やすなど、利用者の利便性を向上させてきた。また、さんばはうす葛飾が実施する学級は参加者アンケートでも満足度が高く、参加希望者は年々増えている。区の職員だけで実施していた 2013 年度(平成 25 年度)から学級の全面委託をした 2015 年度(平成 27 年度)を比べると、参加者は約 25%(約 540 名)も増える見込み。

 2 2016 年 1 月 1 日現在。http://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000083/1005977/1005998.html

(3) 連携の特徴

1. 区からの働きかけによる NPO 設立

葛飾区では母親学級の民間委託の検討は2010年度(平成22年度)ころから始めていたが、葛飾区内には候補となる業者はなく、23区まで広げても候補は3業者程度しかいなかった。さらに、いずれの業者も内容が画一的で、区の「葛飾区で実際に子育てをし、葛飾区での子育ての良いところも悪いところも知っているところに委託をしたい」(子ども家庭支援課)という期待とは遠いものだった。

そうした中、葛飾区在住で区の事業にも関わっている助産師へ委託してはどうかというアイディアが出る。しかし学級全体の委託は個人へはできないため、助産師たちに NPO 法人等の団体を設立してもらう必要があった。 2012 年度(平成 24 年)1 月に葛飾区から助産師へ NPO 設立の打診をし、NPO 法人立ち上げ・学級委託に向けた区の職員と助産師 5 名の勉強会がスタートすることになる。

しかし、区の職員も助産師も「NPOって何?」というところからはじめなければならず、2013 年(平成 25 年)3 月のさんばはうす葛飾設立まで実に1年近くを準備に費やした。準備にあたっては、区の市民活動支援センターへ相談したり、都内の別な区で助産師が立ち上げたNPO(ねりじょはうす Luna³)へ視察をしたりした。特に、ねりじょはうすへの視察で、具体的な活動内容や運営方法をイメージできるようになったという。

設立までの道のりは決して平坦なものではなかった。NPO 法人の設立準備に加えて、学級委託のための準備、さらには従来から関わっている区の事業の仕事と、三足のわらじをはかなければならず、途中で抜けるメンバーも出て、何度もやめようという話も出たそうだ。そうした中設立までこぎつけられたのは、助産師と区で目指すところを共有できていたからだという。さんばはうす葛飾代表の井出氏は「『地域で子育て経験のある助産師による妊娠~育児までの切れ目ない顔の見える支援を』という区の方針への共感があったから続けてこられた」と話す。

一方で、立ち上げたばかりの団体に業務委託をすることに区の中では少なからず不安の声もあった。そうした不安の声は、段階的に委託範囲を広げることで乗り越えた。2013 年度(平成 25 年度)は休日パパママ学級全18 回のうち12 回のみを委託するところからはじめた。翌 2014 年度(平成 26 年度)は休日パパママ学級全 20 回に加えて、平日パパママ学級も委託、2015 年度(平成 27 年度)からはハローベビー教室も委託範囲に加え、全面委託となった。

2. 区の事業に既に関わっている専門職との連携

さんばはうす葛飾の特徴は、メンバー全員が「こんにちは赤ちゃん訪問事業」や「2ヶ月児の会」、「3~4ヶ月児健康診査」といった区の事業に関わっている助産師や栄養士などの専門職という点である。専門職が学級に関わり、専門職ならでは視点で参加者に接するからこそ気付けることも多いという。妊娠届だけでは把握しきれないケースを学級で把握し、区の保健師へつながる場合もある。例えば喫煙がやめられない妊婦(通院先には言っていなかった。しかしやめなくては…と悩んでいた)、うつの既往があるが妊娠したために通院・内服ともに自己中断したケース、スタッフから見て夫との関係が気になるケース、妊娠を受け入れられない妊婦(妊娠したが子どもを生みたくない、育てたくない、夫はこの気持ちを知らない、喜んでいると思っている、病院にも相談していない)などのケースが、実施報告書やカンファレンスで区の保健師に共有されている。保健師とも既に顔の見える信頼関係があるため円滑にコミュニケーションができる点も、区の事業に関わっている専門職と連携することのメリットだ。

なお、個人情報は区のルールに従って管理している。名簿等の個人情報のやりとりは紙のみで扱い、専用の 赤い袋に入れて鍵のかかる所定の場所のみで保管、学級終了後に区に必ず返却する運用としている。また、実 施報告書でも個人情報は記載しない。こうした個人情報の取り扱いについても、「区の事業に既に関わっている 専門職ということで安心感があった」(子ども家庭支援課)という。

_

³ http://www.nerijo-luna.com/

図表 2-27: ハローベビー教室、パパママ学級(平日および休日)の案内



平成28年度(平成28年4月~29年3月)の開催日程

★ハローベビー(2日制)、平日パパママ学級、休日パパママ学級★

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

【申込方法】はなしょうぶコール(03-6758-2222 年中無休午前8時~午後8時)よりお申し込みください。

均	馬所		青戸保健センター (健康プラザかつしか内)						金 町 保健センター				水 元 保健センター			南綾瀬 地区センター				新小岩 区セン		高砂 地区センター		
		申込	青戸4-15-14					金町4-18-19				東水元1-7-3		堀切7-8-22			東新小岩6-21-1			高砂3-1-39				
クラ	ス名	受付 開始日 ※	#H (100 100 (1)(77 (1)(77 100 100 (1)(77 (1)(77				ペピー 2日目	平日	_	ベビー 2日目	・ 平日	ハローベビー 平日 1日目 2日目 ババママ			_	ハローベビー 平日 1日目 2日目 ババマ								
曜日			金(午後) 8·12·2月は末(午前)				土 午前:午後		月(午前)		日 午前:午後		月(午後)		火(午後)		水(午後)			火(午後)				
	4月	平成28年 2月12日			T			11	18	25	24	24												
	5月	3月11日	6	13	20	21	21				- 8		1		100	ALB.		2700			1-3-1	1	J.E	1
_	6月	4月8日						6	13	20	19	19							15	22	29			
	7月	5月13日	1	8	15	16	16				100	9111	UT		5.50	5	19	26	Sin		1.30			P/S
平成28	8月	6月10日	4 (木	18	25	27	27																	
年	9月	7月8日	2	9	16	17	17					9										6	13	20
	10月	8月12日			T	29	29					Š							12	19	26			
	11月	9月9日	4	18	25	26	26		-8	186.0	300				100	1	8	22	28		1223	25.0	80.1	
	12月	10月14日	1 (木	8(木	15	17	17						5	12	19									
平	1月	11月11日				28	28							11								10	17	31
成29	2月	12月9日	2	9 (木	16	18	18																	
年	3月	平成29年 1月13日	2	10		18	18	18			-								200					
	開催	時間	午	前の会々	午前9時	30分~	12時>	、午後	の会く	午後1時	30分~	4時>	※受	付は開作	崔時間15	分前か	6							
	持力	Atte	m	・ 子健康手編、音原支援ガイドブック 筆記田具(飲み物等が必要か方け各自お捨ちください、) ※ハローベビー検索1月目…みそ汁(汁のみ)50ml(塩分測定者										_										

◎会場・日程・時間等が変更になる場合があります。ご予約の際にご確認ください。
◎青戸保健センター以外は駐車場がありませんので、お車での来所はご遠慮ください。

事例 2:特定非営利活動法人バディチーム × 新宿区等 【発生予防/家庭訪問】養育支援訪問事業での連携(委託)

事例のポイント

【連携の内容】

- ・ バディチームは、養育支援訪問事業を都内 10 区から受託。
- ・ 新宿区では、虐待リスクの高い特定妊婦が出産した場合や一時保護から子どもが家庭に戻った場合など、特に注意が必要な家庭を短期・集中的に訪問し、見守り・安全確認の役割を果たしている。

【連携の特徴】

- 1. 助成金を活用した実績づくりと NPO からの積極的な働きかけを通じた連携
 - · 行政への積極的な情報発信·事業提案を通じて、団体設立直後に産前産後ホームヘルプサービスを受託。
 - ・ 助成金を活用して里親家庭支援のモデル事業を実施、後の行政からの受託につなげる。
- 2. 虐待防止を目的とした民間団体だからこそ届けることのできる支援
 - ・ 非権力的な民間団体の性格を活かして行政が支援しづらい家庭へも入り、支援を届けるほか、行政の判断に必要な情報収集を補完。
 - ・ 虐待防止を目的としているからこその専門性・ノウハウを活かして、利用者の事情やニーズを適切にアセスメントし、訪問員を派遣、支援を提供。

【連携の効果】

・ 行政が支援を届けづらい家庭へ支援を提供するとともに、行政による支援方針の検討に必要な情報の収集。

(1) 基本情報

1. 特定非営利活動法人バディチーム4

代表者名	岡田 妙子
設立年	2007年(平成 19年)
所在地	東京都新宿区下宮比町 2-28-205
職員数	11 名~(うち常勤有給職員 6~10 名、非常勤有給職員 11 名~)
事業規模	5,000 万円~1 億円未満
主な活動内容	・家庭訪問による育児・家事支援
	・虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談・訪問等の支援
	・里親委託・特別養子縁組の推進(里親家庭への訪問型在宅支援(育児、家事、送迎等
	の支援))
	・研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ等の支援

-

⁴ http://buddy-team.com/

2. 新宿区5

人口	334,193
乳幼児人口	13,198
児童人口	33,897
面積	18.23km ²
担当部署	新宿区 子ども家庭部 子ども総合センター 総合相談係

(2) 連携の内容

バディチームが都内 10 区で委託を受けている養育支援訪問事業は、区によって詳細は異なるものの、概ね次のような流れで実施される(新宿区の例)。

各業務の概要 業務の流れ 業務の主体 バディチーム 新宿区 養育支援要望の • 区内の子ども家庭支援センター等から養育支援の要望があったら、子ども総合セン ターにて取りまとめる。 受付 子ども総合センターとバディチームのコーディネーターとで、子どもの状況や養育者の状 況、養育環境等の情報に基づきアセスメントを行い支援内容、訪問日程等を検討。 事前会議 基本情報以外は紙ではなく口頭にてやりとり。 訪問支援員が訪問し支援を実施。以下、支援内容の例 支援の実施 親:話し相手、相談、保育・家事支援、外出の同行、沐浴や入浴介助、等 子:話U相手、保育、学習支援、送迎支援、等 ・支援内容を1日1枚程度の報告書にまとめた上で、月末にまとめて報告。 報告·相談 • 緊急性が高い報告事項がある場合は、コーディネーターから子ども総合センターへ直 接報告。

図表 2-28:養育支援訪問事業の流れ(新宿区の場合)

出所:バディチーム、新宿区へのインタビューを基に作成

養育支援の対象となる家庭は、ひとり親、母子の心身の不調、病気や障がい、DV被害、虐待等の養育困難家庭である。区によっては訪問対象を虐待リスクの高い乳児家庭に限定しているところもある。

対象家庭の把握や対象者の判断は区が行っている。妊産婦健診や乳幼児全戸訪問、乳幼児健診といった母子保健事業は要支援家庭の把握において重要な役割を果たしているが、新宿区では、保健センターが養育支援を必要とする家庭を把握した場合、子ども家庭センターに意見書(チェックシート)を提出し、それを受けて子ども家庭センターから子ども総合センター担当部署に養育支援の要望が出される流れとなっている。なお、新宿区では保健師とは電話等の日常的なコミュニケーションやケース会議を通じてケースに関する情報を共有している。

支援内容は事前会議等で区とバディチームのコーディネーターによる事前のアセスメントを通じて決定している。6具体的な活動内容や期間は対象者によって様々である。親に対しては、話し相手や相談相手、保育・家事支援、外出の同行、子どもに対しては、遊び相手や学習支援、送迎支援などを行うことが多い。期間も区によって異なる。3か月、延長して6か月というところが多く、6か月後は必要に応じて他の支援に引き継がれ、養育支援訪問事業としての支援は終了するところもある。

訪問内容は報告書にまとめ(様式は区によって様々)、月末に一括して区へ報告している。もちろん、緊急性が

 $^{^{5}}$ 2016 年 1 月 1 日現在。http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file02_00027.html

⁶ 区によっては、事前会議のあとに、コーディネーターが支援予定の家庭を訪問し、支援内容や訪問日程を調整する場合もある。

高い報告事項がある場合には、コーディネーターから区へ適時に報告している。新宿区では、バディチームからの報告内容を、養育環境や保護者の養育能力を再アセスメントする際の材料としている。

個人情報の保護や守秘義務については、連携する区の規定に従って運用されている(詳細は区によって 様々)。例えば、訪問先の氏名や住所といった基本情報と、家庭環境等に関する情報は一緒にせず別々に管理 し、それぞれについて、電子データはパスワードを設定して保存、紙資料は鍵付きの保管場所に保管し管理して いる。なお、新宿区ではバディチームは要保護児童対策地域協議会のメンバーとなっている。

(3) 連携の特徴

1. 助成金を活用した実績づくりと NPO からの積極的な働きかけを通じた連携

バディチームは、団体設立 10 年未満にして、養育支援訪問事業では現在都内 10 区から委託を受けているが、行政との連携が始まったきっかけは、代表の岡田氏による積極的な「売り込み」である。バディチームを設立した 2007 年(平成 19 年) 当時は組織としての実績はなく、また行政とのネットワークもなかったが、当時事務所が所在し関係のあった港区や、講演会や研修などを通じて担当者と知り合った区へ企画書を持ちこみ、団体設立直後の 2008 年(平成 20 年)には港区から産前産後ホームヘルプサービスの委託を受けることに成功する。以降、2010 年(平成 22 年)には都内 6 区、2015 年(平成 27 年)には都内 10 区で養育支援訪問事業の委託を受けるなど、連携を拡大してきた。事業提案の際に特に留意しているのは、「具体的なケースを基に、訪問支援を行うことでどういった変化が対象者にあったかという効果を示すこと」(岡田氏)だという。

また里親支援では、民間の助成金を活用してモデル事業を実施してきたことが実績につながっている。2009年(平成21年)には全国社会福祉協議会の助成金を受け「里親支援モデル事業」を、また2010年(平成22年)には日本財団の助成を受け「里親家庭ファミリーサポート事業」を実施してきた。2008年(平成20年)にNPO法人東京養育家庭の会から東京都里親研修時の保育を受託したことがきっかけでできた里親関連の団体や東京都とのネットワークもあり、2012年(平成24年)には東京都里親支援機関事業の一部へ受託につながった。

2. 虐待防止を目的とした民間団体だからこそ届けることのできる支援

バディチームの強みの一つは、公的な権限を持たない民間団体だからこそ行政が支援を届けづらい対象者へも支援を届けることができる点である。例えば新宿区では、虐待リスクの高い特定妊婦が出産した場合や一時保護から子どもが家庭に戻った場合など、特に注意が必要な家庭について、子どもの安全確認のため短期・集中的に支援を行うことがある(例えば 1ヶ月間毎日 2 時間など)。このようなリスクの高いケースでは区と対象者との関係が悪化している場合もあるが、そういった場合でも、民間団体による家事・育児支援だから、ということで受け入れてもらえ家庭に入ることができているという。

また、虐待防止を目的としているからこその視点・ノウハウで支援を行うことができる点も、バディチームの強みである。養育支援で訪問する家庭は、様々な事情を持っている。養育支援訪問を行う事業者には、こうした事情やニーズを適切にアセスメントし、事情やニーズにあった訪問支援員を派遣できるような、コーディネーション能力や訪問支援員の人材を有していることが求められる。しかし、「通常のホームヘルプサービス事業者は養育支援の対象となる様々な事情を抱えた家庭への訪問には慣れていない」(新宿区)ため、そういったコーディネーションや人材が十分でない。

一方で、バディチームは虐待防止を団体のミッションとしている。自身の子育てを契機に虐待問題へ関心を持った岡田氏は、保健師としての資格を活かして子育てに難しさのある家庭を支援したいと、世田谷区の NPO にて養育支援訪問事業に携わったのち、子育て支援と虐待防止をミッションとしたバディチームを 2007 年(平成 19年)に立ち上げた。以来、10年に亘って養育支援訪問事業に取り組み、多様なケースの積み重ねを通じてノウハウを蓄積している。特に支援の肝である、コーディネーターによる対象家庭のアセスメントと訪問支援員のマッチングのノウハウは定評がある。

また、バディチームの訪問支援員約90名も虐待防止というミッションへ共感して集まってきた方たちだ。保育、福祉、心理、カウンセリング等の資格や経験をもつスタッフが多いことも、通常のホームヘルプサービス事業者との違いである。一方で、訪問支援員の募集時はあえて資格や子育て経験についての要件を定めていないという。現在登録している訪問支援員には男性スタッフ(約1割)もおり、また子育て経験のないスタッフもいる。多様性があるからこそ、養育支援の対象となる家庭の様々な事情・ニーズへマッチングができるという。

今後の課題は、「職人芸」になっている蓄積してきたノウハウを可視化し、コーディネーターや訪問支援員の育成プログラムを充実させてゆくことだという。

事例 3:認定特定非営利活動法人だいじょうぶ × 日光市 【発生予防/相談窓口】家庭児童相談室相談業務等での連携(委託)

事例のポイント

【連携の内容】

- ・ だいじょうぶは、市の家庭児童相談業務を受託、市の家庭相談員とともに、市と NPO が一体となって家庭児童相談室を運営。
- ・ 育児支援家庭訪問事業や子どもの居場所づくり事業もだいじょうぶは市から受託し、相談から具体的な支援まで一貫して市と連携。

【連携の特徴】

- 1. 官民合同での勉強会を通じた虐待防止専門の民間団体の立ち上げ
 - ・ だいじょうぶは、市や子ども関連の NPO 合同での勉強会の結果として設立された団体。
 - ・現状の問題分析から対応方針の検討、必要な社会資源の開発までを官民が協働して実施。
- 2. 市と NPO が一体となった家庭児童相談室の運営と相談業務の実施
 - ・ 家庭児童相談業務は、相談の受理だけではなく、市の家庭児童相談員と NPO の相談員とでケース情報を完全に 共有し、支援方針の検討・決定まで協働して実施。長期に亘って相談業務に携わる民間団体の専門性・ノウハウ を活用。
- 3. 相談から支援まで一貫した連携による支援の迅速性・柔軟性の担保
 - ・ 育児支援家庭訪問事業や子どもの居場所づくり事業といった具体的な支援事業まで連携することで、支援方針の 検討と同時に具体的な調整までを行うことができ、迅速な対応が可能。
 - ・ 市の事業の範囲内では支援しづらいケースは、だいじょうぶの自主事業による支援で対応することで、利用者は行政 /民間の区別ない柔軟な支援を受けられている。

【連携の効果】

・ 迅速な支援方針の決定と、フォーマル・インフォーマルの社会資源を活用した柔軟な支援の利用者への提供。

(1) 基本情報

1. 認定特定非営利活動法人だいじょうぶ7

代表者名	量山 由美 <u> </u>
設立年	2005年(平成17年)
所在地	栃木県日光市今市 1659-10
職員数	16 名(うち常勤有給職員 6 名、非常勤有給職員 10 名)
事業規模	1,000 万円~5,000 万円未満
主な活動内容	・妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談窓口

⁷ http://www.npo-daijobu.com/

.

- ・親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援
- ・家庭訪問による育児・家事支援
- ・虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談・訪問等の支援
- ・虐待リスクのある親へのグループケア
- ・学校外の子どもの居場所づくりや学習支援
- •虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認
- ・虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への相談支援

2. 日光市8

人口	84,952
乳幼児人口	3,287
児童人口	11,895
面積	1,450km ²
担当部署	日光市 健康福祉部 人権・男女共同参画課

(2) 連携の内容

だいじょうぶと日光市との連携は、市区町村合併前の旧今市市時代を含め、既に 10 年以上の歴史がある。連携の範囲も年を追って広がり、現在は下図に示すような多様な連携を行っている。

図表 2-29 だいじょうぶと日光市の連携事業の全体像



出所:だいじょうぶ、目光市へのインタビュー、およびだいじょうぶ提供資料を基に作成

 8 2014 年 10 月 1 日現在。http://www.city.nikko.lg.jp/seisaku/profile/data/index.html

_

上図で示した連携事業のうち、もっとも歴史が長く、また核となっている事業が、だいじょうぶ代表の畠山氏が「連携の心臓部」と評する市の家庭児童相談室における相談業務の委託である。現在 5 名いる相談員のうち、3 名が市の家庭相談員で 2 名がだいじょうぶの相談員である。だいじょうぶの相談員も市の家庭相談員と同等の業務を行うことになっており、家庭児童相談室は市と NPO が一体となり運営しており、電話や来所に加え、訪問等による相談対応を行っている。相談室の時間外の相談対応もだいじょうぶに委託されており、24 時間 365 日の相談対応を行っている。

さらに、育児支援家庭訪問事業や子どもの居場所づくり事業といった事業へも連携が広がり、育児負担解消のための支援、孤立防止のための支援、養育スキル向上のための支援といった子育て支援全体で市とだいじょうぶが包括的に連携している。

(3) 連携の特徴

1. 官民合同での勉強会を通じた虐待防止専門の民間団体の立ち上げ

2004年(平成 16年)の児童福祉法及び児童虐待の防止に関する法律の改正により、市区町村が児童虐待通告受理機関として位置づけられ、児童家庭相談における一義的な対応を担うことになったことから、当時市では家庭児童相談室の体制強化が急務となっていた。当時の日光市(旧今市市)の家庭児童相談室には、相談員は2名しかおらず、また虐待だけではなく広く家庭の問題全てに対応しなければならなかったため、行政だけで対応するには限界がある状況であった。

こうした状況を民間の力を借りて打開するため、市の人権福祉課(現人権・男女共同参画課)は市民活動支援 センターへ相談する。そこで市民活動支援センターが仲介役となり、市内 NPO、人権福祉課、市議会議員ら有志 による勉強会が開かれることになった。市内の NPO の中でも、同じ頃に栃木県小山市で発生した虐待死事件を きっかけとし、児童虐待への問題意識が高まっていた時でもあった。勉強会では市の家庭児童相談室の現状や 問題点、解決の方向性が議論され、現在の市の体制だけでは虐待リスクが高い子育てに難しさを抱えている家 庭を支援するには限界があることが確認された。しかし、当時地域にはこうしたギャップを埋められる民間団体は なく、児童虐待対応専門の民間団体の立ち上げが必要との結論に至る。こうして 2005 年(平成 17 年)4 月に立 ち上げられたのがだいじょうぶである(8 月に認証取得)。

このように、だいじょうぶと日光市の事例では、単に既存の社会資源の間で連携や調整がなされたのではなく、 官民が協働して現状のギャップを特定し、それを補完する社会資源の開発まで行ったのである。

2. 市と NPO が一体となった家庭児童相談室の運営と相談業務の実施

だいじょうぶと日光市の連携で特徴的なのが、市の家庭児童相談室を市とNPOが一体となって運営している点である。連携が始まった2006年(平成18年)当時は、市とだいじょうぶで相談窓口も別々で、それぞれの相談員は物理的にも別な場所で業務を行っていた。しかし、市とだいじょうぶで同じケースを扱う場合も出てくるなど、非効率であるとともに利用者に対して一貫した相談援助を提供する上でも問題があった。そこで、2007年(平成19年)4月から相談窓口も一本化され、家庭児童相談室も現在の場所に統一された。2010年(平成22年)4月からは市の家庭相談員が一般公募に変わるとともに家庭相談員同等業務が委託業務に追加され、ケース情報の完全共有がなされるようになり支援方針の決定も協働して実施している。

市とNPO が協働して相談室を運営することで「経験豊富な民間団体のノウハウや知見を活用・吸収できるとともに、市の職員も同じ場所にいることで支援方針の決定と対応も迅速にできる」(日光市)という。家庭児童相談室の運営には、人権・男女共同参画課職員(社会福祉士)、市の家庭相談員3名とだいじょうぶの相談員2名に加えて、だいじょうぶの代表畠山氏もスーパーバイザーとして関わっている。なお、市の人権・男女共同参画課長を含めた受理・援助方針会議も毎週開催している。

市とNPOとが一体となって家庭児童相談室を運営してゆく上で、相互の信頼関係が重要であるが、そのため

には関係者が目的を共有できていることが重要だという。現在は「外部の人から見たら市の職員か NPO の職員か分からない」(日光市)くらい市と NPO が一体となって家庭児童相談室が運営されている。

3. 相談から支援まで一貫した連携による支援の迅速性・柔軟性の担保

だいじょうぶと日光市の連携でもう一つ特徴的な点は、相談窓口だけではなく具体的な支援事業においても包括的に連携している点である。「相談から支援まで一貫して連携することで支援が迅速になるとともに、柔軟性が高まっている」(日光市)という。例えば、具体的な支援事業でも市とだいじょうぶが連携していることで、支援方針の検討をするその場で、支援員や居場所の空き状況を確認するなどし、支援内容の調整ができている。また、ほとんどの支援について、だいじょうぶで自主事業でも同内容の支援を実施しているため、公平性が求められる市の事業ではどうしても対応できないケースも自主事業の範囲で支援を追加することで、利用者にとって手厚い支援を提供できている。このように、市とNPOとが一体となって相談から支援まで連携していることで、利用者にとっては相談から支援まで切れ目なく、またフォーマル/インフォーマルの区別無く社会資源の利用が可能となっている。

事例4:特定非営利活動法人ワーカーズコープ福岡支部(ふくおか事業所)

× 福岡市こども総合相談センター

【早期発見・早期対応/通告対応】子育て見守り訪問員派遣事業での連携(委託)

事例のポイント

【連携の内容】

- ・ ワーカーズコープ福岡支部(ふくおか事業所)は、泣き声通告への対応を行う子育て見守り訪問員派遣事業を福岡市から受託。
- ・ 泣き声通告を受けて訪問員が家庭を訪問し、子どもの安全確認を行うほか、こども総合相談センターが判断を行うために必要な情報を収集・報告。

【連携の特徴】

- 1. 「調査介入」ではなく親に寄り添う「援助的対応」としての泣き声通告対応
 - ・ こども総合相談センターがケースの深刻度、緊急性を判断するための情報を収集する「調査介入」だけでなく、保護者が抱える悩み・問題を聴き、支援制度や支援機関といった利用可能な社会資源に関する情報を提供したり、必要に応じてこども総合相談センターを通じて区の子育て支援課や保健福祉センターへ連携したりする、「援助的対応」を実施。
- 2. 丁寧・柔軟な対応の積み重ねと継続的なスキルアップを通じた信頼関係の構築
 - ・ こども総合相談センターの要望に対して丁寧・柔軟に応え実績を積み重ねるとともに、独自の訪問員養成講座を実施したりするなどスキルアップに努め、こども総合相談センターとの信頼関係構築に成功。

【連携の効果】

・ 泣き声通告への対応をワーカーズコープが実施することで、こども緊急支援課はより深刻・緊急な通告への対応に集中。

(1) 基本情報

1. 特定非営利活動法人ワーカーズコープ福岡支部

代表者名	奥 治
設立年	2001年(平成 13年)
所在地	福岡県福岡市博多区堅粕 4 丁目 1-12 嶋井ビル 2F21 号
職員数	11 名~(うち常勤有給職員、非常勤有給職員ともに 11 名~)
事業規模	1 億円~5 億円未満
主な活動内容	・妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談窓口
	・親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援
	・家庭訪問による育児・家事支援
	・学校外の子どもの居場所づくりや学習支援
	・虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認
	・研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ等の支援

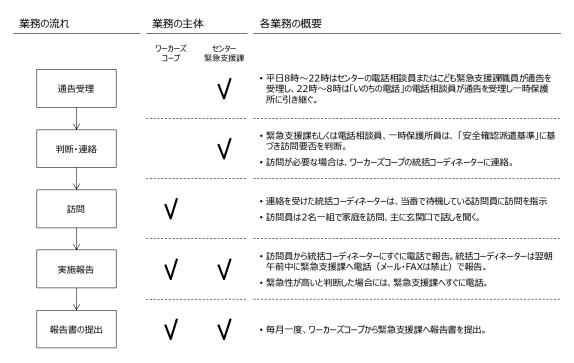
2. 福岡市9

人口	1,501,583
乳幼児人口	86,190
児童人口	246,768
面積	343.39km ²
担当部署	福岡市 こども未来局 こども総合相談センター こども緊急支援課

(2) 連携の内容

2009 年(平成 21 年)に立て続けに発生した虐待死事例を契機とした市民の虐待問題に対する関心の高まりに伴い、福岡市こども総合相談センター(以下、センター)の通告受理件数も急増していた¹⁰。泣き声通告数とともに職権保護が必要な緊急度の高い通告数も急増するなか、2007 年(平成 19 年)の児童相談所運営指針の改正によって示された 48 時間以内の安全確認に対応していくため、センターの体制強化が喫緊の課題となっていた。そうした状況の中、泣き声通告に対する安全確認業務の民間委託という前例のない試みを始める。2012 年度(平成 24 年度)に子育て見守り訪問員派遣事業の委託先を公募し、福岡市で子ども・子育て支援関連の事業を実施していたワーカーズコープ福岡支部(ふくおか事業所)(以下、ワーカーズコープ)が受託した。委託された業務は①泣き声通告に基づく家庭訪問、児童の安全確認、②家庭や病院、幼稚園等からの児童の移送、の2つである。子育て見守り訪問員派遣事業の流れは以下のとおりである。

図表 2-30 子育て見守り訪問員派遣事業の流れ



出所:ワーカーズコープ、福岡市こども総合相談センターへのインタビュー、ワーカーズコープ「「189」から受理やその後の対応を考える」(日本子ども虐待防止学会 第 21 回学術集会にいがた大会 応募シンポジウム 33 資料、2015 年)を基に作成

通告の受理は、平日 8 時~22 時はセンターの電話相談員またはこども緊急支援課職員が通告を受理し、22 時~8 時は「いのちの電話」の電話相談員が通告を受理し一時保護所に引き継いでいる。受理された通告につ

⁹ 2016 年 1 月 31 日現在。http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/jinkou/jinnkousokuhou.html

^{10 2008} 年度の 342 件、2009 年度は 495 件、2010 年度は 604 件、2011 年度は 544 件。

いて、事前に定められた「安全確認派遣基準」¹¹に照らして訪問の要否が判断される。訪問が必要な場合には、 ワーカーズコープの統括コーディネーターに連絡し、連絡を受けた統括コーディネーターは当番で待機している 訪問員に訪問を指示、訪問員が2名一組で訪問する¹²。

訪問員は、児童の安全確認だけでなく、保護者の状況や生活環境なども合わせて確認し、こども緊急支援課がケースの深刻度、緊急性を判断するための情報を収集する。

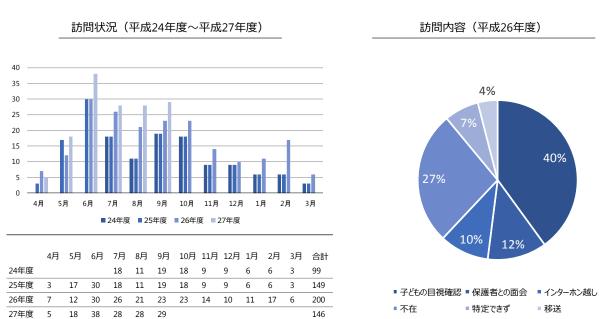
訪問後は、訪問員から統括コーディネーターにすぐに訪問内容を電話で報告し、不在等で安全確認できなかった場合には再訪問の指示などを受ける。こども緊急支援課へは、翌日午前中に統括コーディネーターが電話で報告する。なお、緊急性が高いと判断した場合はこども緊急支援課へすぐ電話することになっている。

訪問相談員は現在35名が登録しており、社会福祉士(主事)・精神保健福祉士が7名、看護師3名、保育士・幼稚園教諭が14名等、多様な資格や経験をもつスタッフが登録している。13

なお、通告という性質上、対象児の氏名や年齢、性別、家族構成といった個人情報を扱うことになり、委託にあたっては個人情報の保護が懸案となった。そこで、情報漏えいのリスクを小さくするため、訪問の指示や訪問後の報告は電話とし、メールや FAX は禁止とすることとした。

訪問件数の推移は下図のとおりである。2015 年度 (平成 27 年度)は半期ですでに 146 件にものぼる。 訪問内容 (2014 年度 (平成 26 年度))をみると、子どもの目視確認ができたケースが 40%、保護者との面会のみが 12%、インターホン越しが 10%となっている。

図表 2-31:訪問の実施状況



出所:ワーカーズコープ「「189」から受理やその後の対応を考える」(日本子ども虐待防止学会 第21回学術集会にいがた大会 応募シンポジウム 33 資料、2015年)を基に作成

^{11「}今泣いている」、「今は泣いていないが、ついさっきまで泣いていた」、「今は泣いていないが、毎日のように泣いている」、「今は泣いていないが、現在叫び声や叩く音が聞こえる」、「今子どもが外にいる又は、子どもだけで家にいる」のいずれかに当てはまるかを確認。

¹² うち1名は社会福祉士等の資格保有者で相談援助実務経験者でなければならない。

¹³ ワーカーズコープ「「189」から受理やその後の対応を考える」(日本子ども虐待防止学会 第21回学術集会にいがた大会 応募シンポジウム33 資料)

(3) 連携の特徴

1. 「調査介入」ではなく親に寄り添う「援助的対応」としての泣き声通告対応

ワーカーズコープでは、泣き声通告への対応を、「虐待を発見する」という調査介入ではなく、「子育てを応援する」という援助的対応と位置づけている¹⁴。もちろんセンターがケースの深刻度、緊急性を判断するために必要な情報の収集は重要な訪問の目標である。しかし、そうした情報収集に加えて、保護者が抱える悩み・問題を聴き、必要な支援につなげることも訪問のもう一つの重要な目標に位置づけている。訪問先の多くは様々な問題を抱えている。例えば、訪問先に占めるひとり親家庭の比率は高く、子育てに難しさを抱える背景には経済的困難や地域からの孤立がある場合が多いという。虐待問題へ取り組んでゆくためには、単に安全確認を行う訪問でなく、こうした問題を抱える家庭に対して、支援制度や支援機関といった利用可能な社会資源に関する情報を提供したり、必要に応じてこども緊急支援課を通じて区の子育て支援課や保健福祉センターへ連携したりする、相談援助型の訪問が重要だという。

そのためには、どなられたり泣かれたりしながらも、「やさしく、丁寧に、粘り強く、できるだけいっぱい話を聴く」
¹⁵、親に寄り添う姿勢が必要だ。こうしたことができるのはまさに民間団体の強みである。「プロフェッショナルな子育て応援おせっかいおばさん」「6をワーカーズコープは目指している。

2. 丁寧・柔軟な対応の積み重ねと継続的なスキルアップを通じた信頼関係の構築

連携が始まってから2015年度(平成27年度)で4年が経つが、連携開始当初からワーカーズコープとセンターの間で今のような信頼関係があった訳ではない。ただでさえ前例のない通告対応の民間委託であり、ワーカーズコープにこうした通告対応の経験はなく、センターの中には民間委託に懐疑的な声もあった。

こうした中、ワーカーズコープは、センターの要望に対して丁寧・柔軟に応え実績を積み重ねることを心がけたという。例えば、マンション等で訪問先の特定が難しい場合も丁寧に近隣に聞き込みし訪問先を特定する、不在でも時間を置いて曜日を変えて再訪問する、会えない場合でも子どもの生活環境が判断できるような周辺情報をできるだけ収集する、といったことを通じて、こども緊急支援課の正確な判断につながる情報を収集するように心がけてきた。また、毎月の報告書の提出の際には、センターへ直接訪問し顔を合わせる機会を作り、改善に向けたフィードバックをもらうようにもした。こうして徐々に信頼を積み上げてゆくことで、任せられる業務の範囲も広がってきた。例えば、当初の対象は幼児のみであったが、現在は小学生以下、場合によっては高校生まで対象となっている。

また、訪問員の養成やスキルアップにも努めている。ワーカーズコープの訪問員になるためには、独自の訪問員養成講座を受講する必要がある(図表 2-32 参照)¹⁷。講座には、現役の訪問員も含め毎回 40 名程度が参加する¹⁸。受講者のうち一定回数以上参加された方のうち希望者を対象に面接を実施、本人の了解を得てから訪問員として登録している。また、訪問員になったあとも、経験豊富な訪問員とのペアでの訪問を重ね、OJT で実績を積む。さらに、ワーカーズコープ内部で、月1回のペースでケース検討会を開催し、1回ごとの訪問状況を詳細に共有することで、知識や経験を共有し訪問員全体のスキルアップを図っている。

¹⁴ ワーカーズコープ「「189」から受理やその後の対応を考える」(日本子ども虐待防止学会 第21回学術集会にいがた大会 応募シンポジウム33 資料)。

¹⁵ 同上

¹⁶ 同上。

¹⁷ 訪問員養成講座の実施は市の委託範囲に含まれていない。参加者からの参加費(全講座受講 10,000 円、1 講座 1,000 円)で運営されている。 なお、一般向けに募集をする場合、参加者の意識やスキルなどのレベルにばらつきが大きいため、あえて参加費を高めに設定することでモチベーションの高い方に参加してもらえるようにしている。

¹⁸ 講座の広報は、福岡市教育委員会の後援を得て公共施設等にチラシ兼応募用紙を置いているほか、信頼できる団体や知人の口コミを通じて行っている。

図表 2-32:訪問員養成講座の例(2012年度(平成24年度)実施分)

	月日	講師(所属等)	テーマ
1	11/4(日)	竹内由美(竹内産婦人科クリニック)	産婦人科での母親支援
2	11/11 (日)	河浦龍生(福岡市子ども総合相談センター)	福岡市の子ども虐待支援の取り組み
3	11/24(日)	大山和宏(障碍者就労継続支援和楽えのき)	精神疾患を抱える母親・家庭への支援
4	12/16 (日)	松浦恭子(F-CAP-C弁護士)	子どもの権利保障の現状
5	12/22 (土)	子育て協同研修会(ワーカーズ・コープ)	未来は子どものたちのために
6	1/13 (日)	西田正弘(子どもグリーフサポートステーション)	喪失体験がもたらす様々な問題
7	1/26 (土)	野口憲一郎(福岡県女性相談所) 北村紀代子(エイズ・ワーカーズ・福岡)	困難(DV等)な状況を抱える母子支援
8	1/26 (土)	刀根由紀子(ワーカーズ・コープ)	ノーバディーズ・パーフェクトWS
9	2/10 (日)	津田定利(福岡市子ども相談センター) 五條堀順子(福岡市民生・児童委員)	家庭支援と社会保障(生活保護)制度
10	2/24 (日)	天久真理(福岡市里親会) 蔭山孝雄(福岡子供の家みずほ乳児院)	里親や乳児院で生活する子どもたち
11	3/2 (土)	結城典子(福岡市精神保健福祉センター)	母子訪問の実際
12	3/10 (日)	八坂知美(済生会福岡総合病院小児科)	小児科から見えてくる親子の問題
13	3/20 (水)	山口のり子(田川市市民生活部子育て支援課) 相戸晴子(子育て市民活動サポートWill)	地域の子育て力を育むために必要なもの

出所:ワーカーズコープ「「189」から受理やその後の対応を考える」(日本子ども虐待防止学会 第 21 回学術集会にいがた大会 応募シンポジウム 33 資料、2015 年)を基に作成

事例 5:特定非営利活動法人子育て運動えん × 大阪市こども相談センター 【親子関係再構築・自立支援/親支援】家族再統合支援事業での連携(委託)

事例のポイント

【連携の内容】

・ 子育て運動えんは、2006 年(平成 18 年度)から、大阪市から家族再統合支援事業を受託し、虐待をしてしまう親を対象とした回復支援プログラムである「MY TREE ペアレンツ・プログラム」を実施。

【連携の特徴】

- 1. 地域の子育てネットワークを基盤とした連携
 - · 子育て運動えんと大阪市の連携は、より広い官民連携のネットワークである「わが町にしなり子育てネット」の一部。
 - ・「わが町にしなり子育てネット」へは区やこども相談センターといった行政、病院、保育所や幼稚園、NPO等の民間団体、合計70団体がネットワークに加盟、フォーマル/インフォーマルの区別なく、子どもや親を支える社会資源を開発・連携する役割を果たしている。
- 2. 児童相談所による親への介入から支援への流れを橋渡しする民間団体
 - ・ MY TREE が効果を発揮するためには、参加者が安心して本音で自身のストーリーを語れる環境が必要であるため、 非権力的な民間団体の利点が活かされている。
 - ・ 一方で、あくまでこども相談センターのプログラムとして実施することで、プログラム修了後に参加者がセンターの支援を 利用して家族再統合に取り組んでゆくことができている。

【連携の効果】

2006 年度(平成 18 年度)~2015 年度(平成 27 年度)までに約 150 名が修了見込み。

(1) 基本情報

1. 特定非営利活動法人子育て運動えん

代表者名	寺本 良弘
設立年	2005年(平成 17年)
所在地	大阪府大阪市西成区
職員数	6名~10名(うち有給常勤職員0名、有給非常勤職員0名)
事業規模	100 万円~500 万円未満
主な活動内容	・妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談窓口
	・親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援
	・家庭訪問による育児・家事支援、虐待リスクがあるなど特に見守りが必要な家庭に対す
	る相談・訪問等の支援
	・虐待リスクのある親へのグループケア
	・学校外の子どもの居場所づくりや学習支援
	・虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認

- ・虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への相談支援
- ・虐待ケースに係る親子関係再構築支援
- 里親委託の推進
- 研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ等の支援
- ・その他(小中学校へ出張し、性教育、人権教育の活動)

2. 大阪市19

人口	2,686,246
乳幼児人口	124,184
児童人口	365,869
面積	225.21km ²
担当部署	大阪市こども相談センター 家族回復支援担当

(2) 連携の内容

家族再統合支援事業での子育て運動えんと大阪市こども相談センター(以下、センター)との連携は、2006 年度(平成 18 年度)までさかのぼる。当時センターでは、介入による子どもの保護だけではなく介入後の親支援の必要性も認識していたが、体制が追いつかず十分な対応ができていなかった。一方で民間では、先行して独自に親支援の取り組みが行われていた。現子育て運動えん理事の伊藤悠子氏らが中心となり、2003 年(平成 15年)から3年間に亘ってMYTREEペアレンツ・プログラム(以下、MYTREE)を用いた親支援の取組が実施されていた。当時は西成区の「わが町にしなり子育てネット」(詳細は後述)の自主事業として、助成金20を受けて運営され、3年間で31名がプログラムを修了している。また、先進的な取組に厚生労働省も関心を示し、2004年度(平成16年度)には厚生労働省の要請を受け成果報告書を提出、これを受け厚生労働省は、親支援プログラムを自治体が導入する際にファシリテーターの人件費の一部を補助する制度をはじめる。こうした実績と追い風もあり、センターはMYTREEの導入を決め、2006年度(平成18年度)から委託事業の形で、民間との協働を始めることとなった。2007年度(平成19年度)からは大阪府も子育て運動えんにMYTREEの実施を委託し、2013年度(平成25年度)からは大阪府市合同事業となっている。

本事例で活用されている MY TREE は 2001 年(平成 13 年)に森田ゆり氏によって開発された、虐待をしてしまう親を対象とした回復支援プログラムである。MY TREE は、不安や孤立、生きること全般への自信のなさ、未解決の傷つき体験などを背景に虐待をしてしまう親に対象者を限定している²¹。親たちは、周りから受容・尊重される経験に乏しく、安心できる物理的・心理的環境の準備がプログラムの基本となる。少しずつ、グループの場で自らの経験を語り始めた親たちは、やがて自信を取り戻していく。プログラムで得たスキルを使うことが楽しくなり、相手のペースを待つことや、子どもの気持ちを大切にしたかかわりが持てるようになっていく。MY TREE の目的は、参加者がグループの所属感のもとにエンパワメントされ、自らのセルフケアと問題解決力を取り戻すことにより、子どもや自分への虐待を用いずに子どもの養育ができるようになることにある。硬く縮こまっていた参加者の多くが、修了時には生きる希望を見出し、全体性の回復を果たしていく。1 セッション 2 時間、計 13 回のセッションを、概ね10 人のグループで約 4ヶ月に亘って実施(準備と同窓会を含めると約半年) する(プログラムの詳細は図表 9を参照)。事業の流れは以下のとおりである。

39

 $^{^{19}}$ 2014 年 10 月 1 日現在。http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000015211.html

^{20 2003} 年度は日本看護協会、2004 年度は日本社会福祉医療事業団、2005 年度は文部科学省の助成金で運営。

²¹ 在宅で子どもと暮らす親、介入後分離中の親ともに実績を持っている。

図表 2-33:児童虐待からの家族回復支援にかかるグループプログラム事業の流れ



出所:子育て運動えん、大阪市こども相談センターへのインタビューを基に作成

児童相談所委託の場合、ケースワーカーが担当ケースの中から、プログラムが効果的だと考えられる親に働きかけてプログラムにつなぐ。事業の効果は、プログラムの狙いに合致するメンバー構成に影響される。適切な選定のためには、ケースワーカーがプログラムの特性を十分に理解することが重要であり、センターでは毎年度初めに MY TREE に関する説明会を職員向けに実施している。

プログラムの運営は進行係と記録係に分かれて行い、記録係がグループでの発言やしぐさ、気付きといった点を詳細に記録する。各セッション実施後に、これらの記録に基づきプログラム実施者がカンファレンスを行い、参加者の変化を共有している。カンファレンスで共有された変化は、事務局を通じて必要に応じて担当ケースワーカーに共有される。

さらにプログラムの中間と終了時には報告会を開催し、センター側事務局だけでなく、すべてのケースワーカーにもオープンにし、プログラムの成果を共有している。最終報告では個人の半年間の変化のプロセスを担当ケースワーカーに個別に報告しアセスメントや援助方針検討の材料としている。

2003 年度(平成 15 年度)からの 3 年間の自主事業時期を含めると、2015 年度(平成 27 年度)までに 180 名がプログラムを修了見込みである。プログラムを実施した結果、親子分離していたケースで家庭引き取りに至ったケースもあるが、家庭引き取り数といった単一の指標で MY TREE の効果を測定することは難しい。 MY TREE の着地点は、暴力からの主体的な回復である。そこから続く親子の関係の改善、再統合への道筋に親の変化は不可欠であるが、家庭引き取りは子どもの状態や周辺の社会的な条件などから広く検討される。また、プログラムを経て、親が子どもの家庭復帰に必要な段階的措置を受け入れるようになることも、一つの成果と言える。現在は、担当ケースワーカーが親の変化をプログラム前とプログラム後での親の変化を評価していることに加え、 MY TREE の実践的研究として、大学との共同で新たな効果の評価方法を検討している。 MY TREE によってもたらされる効果を測るのは、人の内面の変化がどのように起こり、それがなぜ継続するのかを表すものでなければならず、評価の方法そのものが新たな取り組みとなっている。

一方で、プログラムの効果は、親の自覚的な変化に先立ち、身なりや表情の変化といった子どもの変化に現れることが多い。こうした子どもの変化に触れることで、センターのケースワーカーもその効果を実感しているという。

(3) 連携の特徴

1. 地域の子育てネットワークを基盤とした連携

先述のとおり、家族再統合支援事業での連携は10年近い歴史を持つが、この連携はより広い官民の連携ネットワークの一部である。子育て運動えんが活動拠点を置く大阪市西成区では、2000年(平成12年)から行政を含む多職種が参加するゆるやかなネットワーク、「わが町にしなり子育てネット」²²が組織されている。わが町にしなり子育てネットは「孤立する排除される子どもや保護者をなくす」ことを目的とし、子どもや親と地域の様々なフォーマル/インフォーマルな社会資源とをつなげる活動、またそういった社会資源をはぐくむ活動を実施している。区やこども相談センターといった行政、病院、保育所や幼稚園、NPO等の民間団体、合計70団体がネットワークに加盟している。わが町にしなり子育てネットはゆるやかなネットワークながら、随時の情報共有・連携に加えて、加盟団体が集まり情報・意見交換を行う「子育て関係機関会議」を毎月開催しており、当時から要保護児童対策協議会のような機能を果たしてきている。その効果は、専門家が「他の地域だったら地域に戻せないような一時保護のケースでも、西成だったら戻せる」と言うほどである。

また、わが町にしなり子育てネットには「講習講座部会」や「子育てサークル部会」など、具体的な事業を行う部会がある。このうちの一つが「児童虐待防止部会」であり、MY TREE の実施はこの部会の活動に位置付けられ、地域の子育てネットワークが充実した土壌に先進的な事業が生まれ、広く大阪府下から対象者を集めたデリケートな事業の受け皿として、公共の取り組みをバックアップしている。

このように、家族再統合支援事業における子育て運動えんとセンターの連携は、フォーマル/インフォーマルの区別なく、子どもや親を支える社会資源を開発し調整する大きな官民連携ネットワークの一部なのである。

2. 児童相談所による親への介入から支援への流れを橋渡しする民間団体

MY TREE が効果を発揮するためには、参加者が本音で自身のストーリーを語れる「支持的環境」²³を整える必要がある。そのため、参加者はセンターが紹介するものの、例えばプログラムは地域の公民館といったセンター以外の場所で実施するなど、センターとは一定の独立性をもってプログラムは実施される。ケースによっては親とセンターが対立的な関係になっている場合もあり、センターからの独立性を持たなければ、グループが本音を話せる安心できる場所とならず、プログラムの有効性を大きく減じてしまうからである。その意味で、MY TREE は非権力的な民間団体という利点が生かされている。

ただし、「MY TREE は民間がセンターから完全に独立して実施するのでなく、あくまでセンターのプログラムとして実施することに意義がある」と伊藤氏は言う。MY TREE の狙いは、親が自信を取り戻し問題解決力を高めることであるが、問題解決力が高まるということは、市や区、センターが提供する支援も含めた、問題解決に利用可能な様々な社会資源を利用できるようになることでもある。そのためには、センターと完全に離れたところでプログラムを実施するのではなく、あくまでセンターとの関係を保った上で実施することが、プログラム修了後に参加者がセンターの支援を利用して問題解決してゆくために重要だという。伊藤氏は本事業における子育て運動えんの役割を「親とセンターの間に入り MY TREE を実施することで、親が『支援者としてのセンター』と信頼関係を築いていくのを手伝うこと」だと話している。

_

²² http://haginet.2.pro.tok2.com/

²³ 森田ゆり「虐待する親の回復支援の視点〜MY TREE ペアレンツ・プログラムの実践から〜」町野朔、岩瀬徹編『児童虐待の防止ー児童と家庭、 児童相談所と家庭裁判所』有斐閣、2012 年



子育てに苦しさを感じている親のための MY TREE ペアレンツプログラム





子育てにつらさを感じている、気がつけば子どもをたたいている。 子どもを無視してしまう。子どもの心とからだにダメージを与えてしまって いると感じ、このままでは自分がどうなってしまうのかと不安を抱いて いる。 そんなあなたを大切にする、回復支援プログラムです。 少人数での語り合いを中心とした、安心できる支え合いのグループです。 参加者の秘密は厳守されます。ぜひご参加ください。お待ちしています。

日時・内容(毎火曜日 午後1時30分~4時)全13回+準備会&同窓会

	111111	CHEH	1 100 1 1	700万 1377 至10日1 平端五公司总五
0	2015年	8月	25 日	グループ準備会 ・ ・ このミーティングの目的・ルール・身体ほぐし
1		9月	1日	安心な出会いの場 ①
2		9月	8日	安心な出会いの場 ② 私の木、1 メッセージ
3		9月	15 日	わたしのエンパワメント
4		9月	29 日	怒りの仮面
5		10 月	6 日	感情のコントロール
6		10月	13 日	体罰の6つの問題性 *この後10/20、10/27いずれかの日に中間面接
7		11月	10 日	気持ちを聴く
8		11月	17日	気持ちを語る
9		11月	24 日	自己肯定感: 否定的ひとり言の掃除
10		12月	1日	自分をほめる・子どもをほめる
11		12月	8日	母親らしさ 父親らしさ
12		12月	15 日	もっと楽なしつけの方法
13	2016年	1月	12 日	MY TREE
*		1月	26 日ま7	たは2月2日(予備日1月19日・2月9日)終了前面接
14		3月	1 B	リユニオン

場 所: 大阪市立市民交流センターにしなり 大阪市西成区長橋2-5-33 (長橋交差点南東角)

最寄駅: JR環状線「今宮」・地下鉄四つ橋線「花園町」 市バス52系統あべの橋~なんば「西成障害者会館」

参加費とプログラム参加中の保育は無料で行なわれます。 「しつけと体罰」(1440円)「気持ちの本」(1512円) (童話館出版)テキストに使用します。2900円でご購入下さい。

保育:事前に申込みが必要です。(無料) 主催問合せ先: 大阪市こども相談センター 大阪府中央子ども家庭センター

運営: NPO 法人子育て運動えん(担当: 伊藤、松浦)
この「MY TREE ペアレンツ・プログラム」は、森田ゆり氏によって
開発され、トレーニングを受けた専門スタッフが実施いたします。



事例 6:特定非営利活動法人子ども NPO センター福岡 × 福岡市こども総合相談センター 【親子関係再構築・自立支援/里親委託の推進】里親養育支援共働事業での連携(委託)

事例のポイント

【連携の内容】

・ 子ども NPO センター福岡は、平成 17 年から里親委託を推進する事業で連携している。現在は福岡市から里親養育支援共働事業を受託し、里親制度普及促進事業(市民フォーラムの実施、出前講座の実施、等)と里親委託推進事業・支援等事業(里親ミニ講座・里親サロンの実施、里親・里子の支援体制づくり) に取り組んでいる。

【連携の特徴】

- 1. 官民協働の実行委員会による事業づくり・運営
 - ・ 現在の里親養育支援事業(およびその前身の市民参加型里親普及事業)では、NPO 6 団体、福岡市こども総合相談センター、区保健福祉センター、福岡市里親会、福岡市社会福祉協議会などが参加する官民協働の実行委員会(「ファミリーシップふくおか」)が事業づくり・運営の中心を担っている。
 - ・ 2ヶ月に一度開催される実行委員会では、里親登録数・委託数の現状報告、里親養育支援事業の各事業の報告、今後の企画、課題への対応策など里親制度推進に向けて議論。
- 2. 民間の柔軟な発想とネットワークを生かした里親制度の普及啓発
 - ・ 子ども NPO センターの市民目線で創意工夫した企画・運営と、ネットワーク団体ならではの地域浸透力を活かし、 市民フォーラム等の里親制度普及促進事業を実施。市民フォーラムは年 2 回の開催で常時 100 名~200 名の市 民が参加。

【連携の効果】

・ 連携開始前の 2004 年度(平成 16 年度)と比較すると、2014 年度(平成 26 年度)までに里親委託率が 5 倍近く増加。

(1) 基本情報

1. 特定非営利活動法人子ども NPO センター福岡24

代表者名	大谷 順子
設立年	2003年(平成 15年)
所在地	福岡市中央区赤坂 1-2-7 みずほビル 506 号
職員数	4名(うち常勤有給職員1名、非常勤有給職員3名)
事業規模	1,000 万円~5,000 万円未満
主な活動内容	・学校外の子どもの居場所づくりや学習支援
	・里親委託の推進
	・研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ等の支援

²⁴ http://kodomonpo.main.jp/

-

2. 福岡市25

人口	1,501,583
乳幼児人口	86,190
児童人口	246,768
面積	343.39km ²
担当部署	福岡市 こども未来局 こども総合相談センター こども支援課 里親事業推進係

(2) 連携の内容

子ども NPO センター福岡と福岡市こども総合相談センター(以下、センター)の里親委託の推進に向けた連携の始まりは、2004年(平成 16年)までさかのぼる。当時福岡市では、増加する一時保護や施設措置に対して、一時保護所や児童養護施設の受入体制が追いつかず、定員超過の受け入れにより一時保護所の環境が悪化したり、児童を他県の施設へ入所させたりしなければならない事態が発生していた。例えば片道 4 時間もかかる他県の施設に入所しなければならない児童もおり、児童にとってのストレスは無視できないものとなっていた。一方で市内に新たに施設を作ることは時間的にも資金的にも難しく、里親委託の推進が急務であったが、当時の福岡市の里親登録数は 43 家庭と少なく、里親委託率も 6.9%と全国平均の 8.9%を下回っていた。

こうした中、2004年(平成16年)12月に日本子ども虐待防止研究会第10回学術大会が福岡で開催され、その関連事業としてNPOが主催した市民フォーラム「子どものいのちと心が尊重される社会の実現を目指して」は2日間で1,000名もの市民を動員していた。同フォーラムの里親分科会に参加していたセンターの坂本雅子名誉館長は、このNPOの地域浸透力を目の当りにし、NPOと協働した里親開拓の可能性を強く感じる。これがきっかけとなり、センターが市民フォーラムの事務局をしていた子どもNPOセンター福岡に連携を打診し、後述する官民協働の勉強会を経て、2005年(平成17年)4月から子どもNPOセンター福岡を事務局として「市民参加型里親普及事業」がスタートした。

「市民参加型里親普及事業」は3年間のモデル事業として実施され、大きな成功を収める。この3年間で45世帯もの新規里親登録があり、里親委託率は2007年度(平成19年度)に15.6%となり、同年度の全国平均10.0%大きく上回ることになる。こうした実績から、2008年度(平成20年度)以降も「里親養育支援共働事業」として連携が継続されている。里親養育支援共働事業の概要は以下のとおりである。

 $^{^{25}}$ 2016 年 1 月 31 日現在。http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/jinkou/jinnkousokuhou.html

図表 2-35: 里親養育支援共働事業の内容



出所:子ども NPO センター福岡、福岡市こども総合相談センターへのインタビュー、福岡市こども総合相談センター「事業概要(平成 27 年度版)」、全国里親委託等推進委員会「里親等委託率アップの取組み報告書」(2013 年(平成 25 年))を基に作成

里親養育支援共働事業において、子ども NPO センターが行っている事業は里親制度普及促進事業と里親委託推進事業・支援等事業の2種類であり、官民協働の実行委員会「ファミリーシップふくおか」を中心に、運営されている。子ども NPO センターを含む NPO 6 団体、福岡市こども総合相談センター、区保健福祉センター、福岡市里親会、福岡市社会福祉協議会などから、計25名(2011年度(平成23年度))がメンバーとなっている26。年に7回開催されるファミリーシップふくおかでは、里親登録数・委託数の現状報告、里親養育支援事業の各事業の報告、今後の企画、課題への対応策など里親制度推進のための活発な議論がなされている。里親委託推進事業の中でも特に中心的な事業が市民フォーラム「新しい絆」の開催である。本フォーラムは2005年度(平成17年度)から毎年2回開催されているが、常時100~200名の市民が参加している。本フォーラムは里親登録に向けた導入の役割を果たしており、192名が参加した第1回フォーラムでは、終了後のアンケートで10名もの参加者が里親登録の意向を示したという。

こうした里親制度の普及啓発に加えて、里親委託の推進、里親子の支援体制作りも行っている。里親ミニ講座や里親サロンは里親登録のための基礎研修として位置付けられており、里親登録希望者を中心に参加者を募っている²⁷。なお、里親ミニ講座や里親サロンの講師は市の職員が務め、子ども NPO センター福岡は、広報等の事務局業務を担っている。

また、里親・里子を支援する体制作りとして里親子支援ボランティア事業も実施している。里親子支援ボランティア事業は、フォーラムや講座の参加者の中から協力者を募り、里親子支援ボランティアとして登録してもらい、 里親行事の際の託児や里親家庭からの要請に基づき、里子の遊び相手や相談相手、学習支援をしてもらう事業である。里親家庭からの受付はセンターが、ボランティアの登録管理、要望を受けてのボランティアとのマッチン

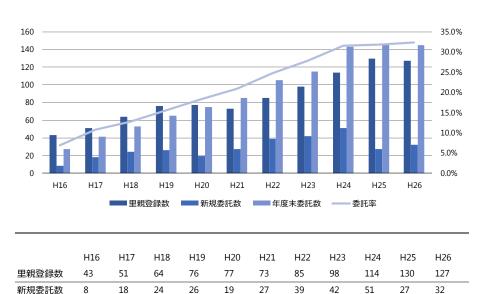
²⁶ メンバーはボランティアで参加も自由となっている。

_

²⁷ 里親サロンは一般の方や里親登録希望者を対象としたオープンなものと、里親登録者のみに対象者を限定したクローズのものがある。里親基礎 研修に位置付けられているのはオープンの里親サロンである。

グ・派遣は子どもの NPO センター福岡が行っている。なお、里親子支援ボランティア以外の、里親家庭への直接 支援はセンターが実施している。

こうした官民協働の活動の結果、2014年度(平成26年度)末で、福岡市の里親登録数は127世帯、委託率は32.4%と、2004年度(平成16年度)と比較すると実に5倍近く増加した。2004年度(平成16年度)から2012年度(平成24年度)の増加幅(24.6%)では、全国第一位の実績となっている。28



図表 2-36: 里親登録数、および里親委託児童数と委託率の推移

出所: 福岡市こども総合相談センター「事業概要(平成 27 年度版)」、全国里親委託等推進委員会「里親等委託率アップの取組み報告書」(2013 年 (平成 25 年))を基に作成

85

20.9%

105

24.8%

115

27.9%

143

31.6%

147

31.9%

145

32.4%

75

18.3%

(3) 連携の特徴

1. 官民協働の実行委員会による事業づくり・運営

年度末委託数

委託率

27

41

10.8%

53

12.7%

65

15.6%

センターから連携の打診を受けた当時、子ども NPO センター福岡は、子ども劇場29といった子どもの健全育成分野での活動実績はあったものの、里親に関する経験や実績はなかった。一方で、センター側でも里親普及に向けた答えを持っていた訳ではない。そこで、まずは官民協働の勉強会という形で連携が始まった。この勉強会を通じて、NPO 側は社会的養護の現状と子どもが置かれている状況を初めて知るとともに、センター側も社会的養護の現状や里親制度が市民には全く知られていない現状を知る。こうした議論を通じて、市民フォーラム等を通じた社会的養護の現状や里親制度の普及啓発という事業イメージが形作られ、2005 年(平成 17 年) 4 月からの「市民参加型里親普及事業」につながった。この官民協働の勉強会は、2005 年(平成 17 年) 4 月以降は「ファミリーシップふくおか」として官民協働の実行委員会となり、事業の運営も官民協働でなされることになった。

こうした官民協働は実行委員会レベルにとどまらない。現場レベルでも協働が浸透している。例えば、フォーラムの準備は、委託を受けている NPO だけではなく市の職員も一緒になって行う。「担当になった当初は、会場のイス並べを当たり前のように NPO と市の職員が一緒にやっているのを見て『これが協働するということか』と驚いたが、今ではこれが当たり前だと思って仕事をしている」とセンターのこども支援課里親事業推進係長の草場氏は

²⁸ 厚生労働省「社会的養護の現状について(参考資料)」(2014年)

^{29 「}子ども劇場とは、文化芸術や遊びの体験を通じ子どもと大人がともに育ち合える地域をつくっていこうという活動」(全国里親委託等推進委員会「里親等委託率アップの取組み報告書」(2013 年))。

話す。福岡市は市全体としても民間団体との協働を推進しており、職員向けに NPO に関する研修を実施するなど、市全体として協働の素地作りに取り組んでいる。

協働の姿勢は、NPO 側も強い。子ども NPO センター福岡事務局長の長阿彌氏は、官民が協働する上で重要なことは「行政と民間団体との違いを批判するのではなく『マクロ的に見れば行政も NPO』という考え方を持ち、共通の目的の達成に向けてお互い歩み寄ること」だと話す。子ども NPO センター福岡自体、子ども関連の事業を行う NPO をメンバーとするネットワーク組織だが、ネットワークが機能するためには「お互いを競争相手と思うのではなく、『子どもの権利条約の理念の実現』といった目的を共有した上で、その実現に向けた仲間だと考えることが重要」(大谷氏)だという。

2. 民間の柔軟な発想とネットワークを生かした里親制度の普及啓発

「市民参加型里親普及事業」を受託するにあたり、大谷氏は「市の案のとおりにしなくてもよければ、受けます」 ³⁰と言ったくらい、市民目線で事業を行うことにこだわった。例えば、市民から見ると暗いイメージがつきまとう里親のイメージを払拭するため、明るく統一的なイメージ作りに取り組んだ。プロのデザイナーにリーフレット等のデザインを、コピーライターにキャッチフレーズの作成を依頼した。実行委員会の名称である「ファミリーシップふくおか」や、プロジェクトの名称である「新しい絆」もコピーライターが作ったものである。

市民フォーラムのプログラムについても、市民目線で柔軟に企画している。市民の心を動かすことが里親制度の普及につながるとの考え方のもと、バイオリンの演奏や詩の朗読を入れるなど細部に感動を作り出す仕掛け作りをしている。また、フォーラムには託児コーナーを設けるなどし、少しでも市民が参加しやすくなるようきめ細かい配慮も欠かさない。

市民フォーラムの広報の際には、子ども NPO センター福岡のネットワークを総動員する。市民フォーラムの際にはチラシを 1 万部用意するそうだが、「そんな部数は行政だけでは絶対にさばけない」(草場氏)という。こうした地域浸透力も、子ども NPO センター福岡の強みである。

³⁰ 全国里親委託等推進委員会「里親等委託率アップの取組み報告書」(2013年)

事例 7: 一般社団法人ベアホープ × 横須賀市児童相談所

【親子関係再構築・自立支援/特別養子縁組の推進】特別養子縁組促進での連携(協定)

事例のポイント

【連携の内容】

- ・ 本事例は、横須賀市と日本財団間で締結されたソーシャル・インパクト・ボンドのパイロット事業に係る協定に基づき 実施。
- ・ ベアホープは横須賀市児童相談所と連携し、児童相談所やベアホープが受け付けた妊娠相談や養育相談のうち、 特別養子縁組の可能性が高いものについて、カウンセリング・養親とのマッチングを行うとともに、実親や養親のケアを 行っている。

【連携の特徴】

- 1. 民間団体ならではの柔軟できめ細かい支援の提供による行政福祉の補完
- ・ ベアホープは民間ならではの柔軟性を活かし、マッチングや実親のケア、委託後・縁組成立後の養親へのアフターケア で行政による支援を補完。
- 2. 「心あるプロフェッショナル」としてのサービス提供に向けた取り組み
 - ・ 助産師や社会福祉士、カウンセラーといった知識・経験を持った専門職らが事業に関わるとともに、独自の研修プログラムや家庭訪問時の多角的インタビュー手法、夫婦の客観的診断手法などを整備。想いだけではないプロフェッショナルなサービスを提供。
- 3. 第三者評価機関による事業の成果の客観的な評価
 - ・ 独立した第三者評価機関が、養親や実親、そして子どものウェルビーイングについてのアウトカム評価や、特別養子 縁組に係る業務のプロセス評価を実施。新しい分野での官民連携の成果の適切な評価と連携モデルの改善につな げる。

【連携の効果】

- ・ 2015 年(平成 27 年)4 月から翌 3 月の時点で、1 件の縁組が成立、縁組申立中が 1 件、マッチング中が 1 件。
- ・ ベアホープと連携することで、活動地域に制約のないベアホープに登録されている全国の養親候補からふさわしい養 親をマッチングするとともに、実親に対してもきめ細かいケアを提供。

(1) 基本情報

1. 一般社団法人ベアホープ31

代表者名	ロング朋子
設立年	2014年(平成 26 年)
所在地	東京都東久留米市東本町 3-17 2F
職員数	4名(うち常勤有給職員数2名、非常勤有給職員数2名)
事業規模	500 万円~1,000 万円未満
主な活動内容・思いがけない妊娠、養育できない実親からの子育てや虐待に関する電話	
	活用した相談窓口
	・養親への家庭訪問、電話・メールによる育児・家事支援指導や役所手続き、裁判の手続
	きの支援
	・虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への相談支援
	・どんな背景の子どもでも受け入れる養親育成、養子縁組の推進
	・その他(妊娠相談実親の自立支援、裁判所への同行等アフターフォロー)

2. 横須賀市32

人口	415,375
乳幼児人口	17,439
児童人口	60,589
面積	100.83km ²
担当部署	横須賀市児童相談所

(2) 連携の内容

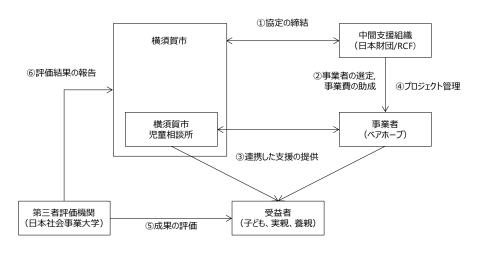
ベアホープと横須賀市児童相談所との連携は、SIB のパイロット事業として実施されているものである。本パイロット事業実施にあたっては横須賀市と日本財団の間で協定を締結している³³。ベアホープは、活動地域の観点から横須賀市での業務が実施できる特別養親縁組あっせん団体の候補 5 団体から、日本財団がヒアリング等を実施した上で選定した。本パイロット事業の実施体制は、下図に示したとおりである。

 32 2015 年 10 月 1 日現在。https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0210/data/toukei/juuki/juukinow.html

³¹ http://barehope.org/

³³ SIBとは、事業の成果に基づき支払いがなされる成果連動型の業務委託手法である。詳細は、日本財団プレスリリース(http://www.nipponfoundation.or.jp/news/pr/2015/40.html)を参照。

図表 2-37:パイロット事業の実施体制



出所:日本財団プレスリリース別添資料(http://www.nippon-foundation.or.jp/news/pr/2015/img/40/40.pdf)を参考に作成

事業はベアホープが横須賀市児童相談所と連携し実施し、その事業費を日本財団が助成する形となっている。また業務の実施にあたっては、日本財団と一般社団法人 RCF が中間支援組織としてベアホープの事業実施を支援している。評価は第三者評価者として日本社会事業大学が行う。なお本事業はあくまで SIB のパイロット事業であるため、成果指標は設定するものの、成果連動での支払いは行わず、また資金も第三者の資金提供者ではなく、日本財団が助成している。特別養子縁組に係る業務の流れは以下のとおりである。

図表 2-38:特別養子縁組に係る業務の流れ(現状)



※ベアホープではこの流れとは別に養親登録に際して養親研修を実施。

出所:ベアホープ、横須賀市児童相談所へのインタビューを基に作成

医療機関や保健センター等の関係機関、当事者から児童相談所が受け付けた相談のうち、ベアホープへつなぐケースは、特別養子縁組の可能性が高いケースでかつ実親がベアホープへの紹介を同意したケースである。

この他、ベアホープの自主事業である妊娠相談で受け付けた相談の中でも特別養子縁組の可能性がある場合には横須賀市児童相談所につないでいる。

ベアホープへの紹介後、実親の特別養子縁組の希望を確認しながら、ベアホープに登録されている全国の養 親の中から候補を選定する。なお、ベアホープに登録されている養親は全てベアホープが審査し独自の養親研 修を修了したものである。

適合する養親が見つかり、実親の希望も変わらなければ委託となる。新生児委託の場合には、出産後すぐに 病院での引き渡しとなる。

監護養育期間はベアホープが養育状況を確認し横須賀市児童相談所へ報告するとともに、同居児童の届出がされた養親の住宅地の児童相談所も養親宅を家庭訪問するなど養育確認を行う。加えて、今回の事例では横須賀市児童相談所も家庭訪問を行なった。家裁への特別養子縁組の申し立て、縁組成立後は、子どもが 16 歳になるまでベアホープが養育確認とアフターケアを行う。

本事業ではこれまでに1件の縁組が成立、3月時点で縁組申立中が1件、もう1件ケースがマッチング中である。養子縁組を検討していたが、実親が自分で育てることにしたケースもあった。

(3) 連携の特徴

1. 民間団体ならではの柔軟できめ細かい支援の提供による行政福祉の補完

特別養子縁組を希望する実親は、複雑な事情を抱えており、制度的枠組みの中での対応を基本とする行政では対応しきれないニーズを持っている場合がある。こうした複雑な事情を抱え、言語的コミュニケーションや自発的行動が難しい実親をカウンセリングし本来のニーズを引き出したり、ケアしたりしていくためには、来所による面接や電話では十分な対応が難しい場合がある。こういった点で、本事例では民間団体の柔軟さが活かされている。ベアホープは実親へのカウンセリングやケアを行う際に、民間団体ならではの柔軟性を活かし、実親に寄り添い支援を行っている。病院や役所等への外出にもできる限り同行し、外で飲食を共にしながらゆっくり話しを聞く。また、時間を問わず相談にも対応できるようコミュニケーションの方法も柔軟に変える。例えば、Eメールや SMS に加え、ソーシャル・ネットワーキング・サービスである LINE を用いることもある。「時間や既存の支援にとらわれることなくきめ細やかで柔軟な対応ができることは民間団体と協働することの利点」だと横須賀市児童相談所も話す。

また、マッチングにおいても民間団体ならではの柔軟性が活かされている。児童相談所のみで特別養子縁組のマッチングをしようとすると、児童相談所に登録されている市内在住の縁組里親とのマッチングが基本となり、養親候補に地域的な制約が出てしまう。一方で、全国区で活動するベアホープに登録されている養親は地域的な制約がない。そのため、国籍、DVのパートナーによる危険性、兄弟や祖父母の同居や環境など実親側からの希望に合わせて多様な選択肢の中からもっともふさわしいと考えられる養親を候補とすることができている。

さらに、縁組成立後のアフターケアでも民間団体と連携することで養親や子どもへ継続的な支援を提供することが担保できる。縁組の不調を予防するためにも縁組成立後のアフターケアは重要だが、縁組が成立すれば児童相談所のケースとしては終結し、現状の制度的枠組みの中では児童相談所がアフターケアを行うことは難しい。一方で、ベアホープは縁組成立後も子どもが 16 歳になるまで養育確認や育児支援を行っている。このようにベアホープと連携することで、養親や子どもにとって継続的な支援の提供を担保することができる。

一方で、特別養子縁組における官民連携は始まったばかりであり、本事例においても官民の役割分担については試行錯誤している状況である。例えば、民間団体が介入するタイミングについては必ずしも明確な基準があったわけではなかった。カウンセリングのより早い段階から民間団体も入り特別養子縁組の希望を確認するところから関わるのか、もしくはある程度の希望の確認はあくまで児童相談所側で行い、民間団体はある程度希望が確認されたケースのみに関わるのか、意見が分かれた点である。妊娠相談も事業とし多様なケースの経験もあるベアホープがカウンセリングの早い段階から関わることで、児童相談所側も民間のノウハウを活用し多様な視点から集められた情報に基づいて判断ができる可能性もある。一方で、児童相談所としては実親と一定の信頼関係を

築いてからでなければ民間団体を紹介することが難しい場合もある。民間団体の強みを踏まえた最適な役割分担の明確化、実務モデルの確立は今後の課題である。

2. 「心あるプロフェッショナル」としてのサービス提供に向けた取り組み

「特別養子縁組のあっせん分野では専門性のある人材が十分に育っておらず民間団体の社会的認知・信頼も低い」とベアホープ理事の赤尾氏は話す。そのため、強い想いにもとづいた心ある支援を親や子どもに提供するだけではなく、「プロフェッショナル」としてのサービスを提供してゆくことが同時に重要だという。

ベアホープでは助産師や社会福祉士、カウンセラーといった知識・経験を持った専門職らが事業に関わるとともに、米国の養子縁組団体のノウハウを基に独自の養親研修プログラムや家庭訪問での多角的インタビュー方法、夫婦の客観的診断方法を整備したりするなど、適切な養子縁組を担保するための取り組みを行っている。また、赤尾氏は、妊娠相談に取り組む他の団体とともに、2015年(平成27年)に「妊娠SOS相談対応ガイドブック」を執筆し日本財団から発行した。妊娠相談は言葉のかけ方一つで妊婦の人生を大きく左右する可能性もある。そうした中、1本目の相談から適切な情報を提供し、利用者の信頼を得、そして確実に支援つなげてゆけるよう、業界全体の知識・対応スキルの向上につなげたいとの想いからだ。こうした姿勢は、児童相談所との信頼関係構築にも結果として役立っている。「充実した養親研修やマニュアルが整備されていることで安心感があった」(横須賀市児童相談所)という。

3. 第三者評価機関による事業の成果の評価

第三者評価機関による事業の成果の評価は、成果連動型の委託である SIB に特徴的なものである。本パイロット事業においても、日本社会事業大学が第三者評価機関として事業の評価を行っている。

本パイロット事業では、成果連動の支払いは行われないものの、特別養子縁組4件の成立が成果目標とされた。縁組成立件数を成果指標とすることについては、「特別養子縁組は選択肢の一つであるにもかかわらず、縁組成立のみが『成果』となることには違和感がある」(横須賀市児童相談所)といった指摘も出た。そのため、第三者評価では、縁組成立のみを評価対象のアウトカムとするのではなく、養親や実親、そして子どものウェルビーイングもアウトカムとして評価される予定だ。また、アウトカム評価だけではなく、特別養子縁組に係る業務のプロセス評価も行われる。

本事例は新しい分野での官民連携の事例であり、事前に事業の成果やプロセスについての評価基準が関係者間で合意・共有されていたわけではなかった。児童相談所側からは官民連携の課題として「案件により養親への支援の差が大きかったのでは」といった支援プロセスに関する懸念の声も挙げられた。しかし、実際には支援が手薄と見られた養親の方が委託後の支援は頻回であったということもあり、主観がどうしても存在する中で第三者評価が行われることに利点がある。ロング氏は第三者評価の利点について、「事業のプロセス・成果が第三者によって客観的に評価されることで、官民連携の成果の適切な評価と連携モデルの改善につながること」、そして何より「自分では声を上げる事が出来ない子どもへの福祉の質が担保できること」だと話す。

3. 調査結果の分析と課題への対応の方向性の検討

3.1. 調査結果の分析

調査結果の分析のポイント

【連携の現状】

- ・ 発生予防分野で市区町村を中心に官民連携が進む一方、児童相談所が担当する早期発見・早期対応分野、 親子関係再構築・自立支援分野では官民連携は十分に進んでいない。
- ・ 一方で、市区町村は親支援や家庭訪問といった事業で、児童相談所は親子関係再構築、里親委託の推進といった事業で、民間団体との連携にニーズ。

【連携のきっかけ・阻害要因】

- ・ 民間団体、行政ともに「行政への働きかけ方がわからない」、「民間団体の活動に関する情報が不足している」といった連携の入り口での阻害要因に直面。
- ・ 主要事例の連携開始のパターンは「民間働きかけ型」、「行政働きかけ型」、「協働型」に分類可能。
 - 「民間働きかけ型」、「行政働きかけ型」では、民間団体の実績・専門性が連携開始の前提。
 - 一方「協働型」では、連携候補の団体がなかったり、候補団体に実績・専門性がなかったりしても、新たな団体の 設立や事業づくりに官民が協働して取り組み連携を開始。

【有効な連携のための要素】

- ・ 主要事例では「問題意識・解決の方向性の共有」、「継続的コミュニケーションと信頼関係」、「官民相互の補完性」といった要素が共通。
 - 特に協働型の主要事例では、業務委託等の前から継続的コミュニケーションを通じて、問題意識・解決の方向性を摺り合わせたり、顔の見える信頼関係を構築。
 - 「民間働きかけ型」、「行政働きかけ型」でも、事業の中で週次や月次の会議、定期的な成果の報告を通じて顔の見える信頼関係を構築。
 - 全ての事例で、「専門性」、「非権力性」、「柔軟性・即応性」といった民間の強みと、「情報・コーディネーション」、「介入権限」、「信頼性・公平性」といった官民の強みが補完し合い連携。

【連携の課題】

・ 民間団体、行政ともに「支援の対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」、「官民の信頼関係の構築」 が課題。また、行政側にとっては「民間団体との役割・責任分担の明確化」、民間団体にとっては「財政支援が十分 でない」も課題として挙げられている。

3.1.1. 連携の現状

調査票調査結果によると、回答した民間団体のうち、現在、児童相談所と何らかの連携をしている団体は 44.5%、市区町村と何らかの連携をしている団体は 70.5%である。児童相談所との連携では、委託や協定といった文書の取り決めによる連携の割合は小さく、委託を受けていると回答した団体は 27.3%にとどまる。一方、市区町村との連携では、委託を受けていると回答した団体は 62.3%にのぼる。

児童相談所との連携では早期発見・早期対応、および親子関係再構築・自立支援の分野で、市区町村との連携では、発生予防の分野での連携が主となっている。

これらのことから、市区町村が実施する妊婦・子育て支援など主に発生予防に係る事業で官民連携が 進む一方、児童相談所が実施する早期発見・早期対応や親子関係再構築・自立支援に係る事業では官 民連携が十分に進んでいるとは言えない。

一方で、市区町村の46.8%、児童相談所の54.1%は民間団体との連携を強化する必要がある業務があると回答しており、民間団体との連携に一定のニーズは存在している。特に、市区町村は「親子を対象とした講座や育児サークル等の親支援」(20.3%)、「家庭訪問による育児・家事支援」(18.6%)について、児童相談所は「虐待ケースに係る親子関係再構築支援」(25.4%)、里親委託の推進(28.8%)について、民間団体との連携にニーズがある。

3.1.2. 連携のきっかけ・阻害要因

上記のように行政側に民間団体との連携について一定の連携ニーズがある。しかしながら、調査票調査結果によると、民間団体、行政ともに連携の入り口時点で阻害要因に直面している。行政と連携していない民間団体に対して行政と連携する上での阻害要因を確認したところ、「行政への働きかけ方がわからない」(市区町村との連携:42.9%、児童相談所との連携:35.3%)、「行政に連携する意図がない」(市区町村との連携:32.1%、児童相談所との連携:13.7%)とあり、また、行政に対して民間団体と連携する上での阻害要因を確認したところ、「民間団体の活動に関する情報が不足している」(市区町村:42.4%、児童相談所:52.5%)となっている。また、行政については「民間団体の経験・実績が十分でない」(市区町村:27.1%、児童相談所:42.4%)、「守秘義務等、市区町村が求める条件を民間団体が満たすことが難しい」(市区町村:23.7%、児童相談所:32.3%)を阻害要因とした挙げた回答者も多く、候補となる民間団体があったとしても、当該民間団体の経験・実績や体制が不十分で連携に至らないケースも多いと推測される。

また、市区町村や児童相談所と文書の取り決めによる連携を行っている民間団体については、財政規模が1,000万円以上と大きい民間団体が多く(市区町村との連携:63.3%、児童相談所との連携:65.4%)、これは、行政と連携の実績がある民間団体は、他地域の行政に対する事業の横展開などによりさらに実績を重ねていくことが可能になると考えられ、逆に言えば行政と連携の実績がない民間団体は連携のきっかけをつくることに苦慮しているものと想定される。

このように、調査票調査結果からは、連携のきっかけがつかめず連携が進んでいない状況が推測されるが、主要事例について、市区町村や児童相談所と連携を始めた経緯は、以下のとおり、大きく3つのパターンに分類できる。このうち「民間働きかけ型」及び「行政働きかけ型」は、民間団体がすでに専門的な取組の経験・実績を有していることから始まるパターンである。一方で、「協働型」の場合は、経験・実績を有している民間団体の存在が条件ではなく、既存の民間団体が行政と協働しながら自組織の経験を活かした関連事業へチャレンジしたり、官民が協働して新たに民間団体を設立したりして官民連携を実現させている。前者の例としては、子どもNPOセンター福岡と福岡市の連携、後者の例として、さんばはうす葛飾と葛飾区の連携や、だいじょうぶと日光市の連携が挙げられる。

なお、「民間働きかけ型」、「行政働きかけ型」では、民間団体の実績・経験が前提になるが、主要事例

では、バディチームや子育で運動えんのように、助成金を活用して独自にモデル事業を実施することで 実績・経験を積んでいるケースがある。

図表 3-1: 官民連携を始めた経緯

パターン		説明	特徴	該当する主要事例
2	民間 働きかけ型 行政 働きかけ型	民間団体が行政へ問題提起と事業提案などのアプローチを行い連携が始まるパターン。 行政が連携したい業務に実績・専門性のある民間団体へアプローチして連携が始まるパターン。	連携前に民間団体に実績・専門性がある。 民間団体は行政との連携前に自主事業または助成金等によりモデル事業を実施し実績や専門性を担保。	・バディチーム・ベアホープ・子育て運動えん
3	協働型	行政が連携したい業務に関連する個人・民間団体へ働きかけ、新団体の設立や事業拡大を働きかけて連携が始まるパターン。	民間団体に関連業務の実績・ 専門性は必ずしも必要なく、 類似した経験・専門性を活 用。 連携前から官民で勉強会など 公式・非公式に協働し、民間 団体と関係性を構築。	・さんばはうす葛飾・だいじょうぶ・ワーカーズコープ・子ども NPO センター 福岡

3.1.3. 有効な連携のための要素

今回インタビューを実施した主要事例はいずれも官民が有効に連携している例であるが、これらの事例には共通した要素が見られた。

官民連携を含む、異なるセクター間での連携による社会的課題の解決事例を分析した Kania と Kramer によると、有効な官民連携には大きく5 つ「1 問題意識・解決の方向性の共有」、「2 継続的コミュニケーションと信頼関係」、「3 官民相互の補完性」、「4 結果/成果の評価方法、管理の共有化」及び「5 連携の調整機関の存在」の要素が共通して見られるという。34

今回インタビューを実施した主要事例でも、これら5つの要素のうち1~3については全てに共通して該当しており、官民連携を円滑に推進するために重要なポイントである。「4 結果/成果の評価方法、管理の共有化」についても取組を適切に評価するために重要であるが、現状、主要事例では7つのうち4つが該当している。子どもNPOセンター福岡は里親新規登録数や里親委託率、ベアホープは縁組成立件数といったアウトカムレベルの指標を設定し官民で共有している³5。また、さんばはうす葛飾は学級参加者数、ワーカーズコープは訪問件数といったアウトプットレベルの指標を設定し官民で共有している。なお、調査票調査においては、取組の結果を数値的な指標により把握していると回答している民間団体は40.5%であったが、アウトカムレベルの指標を設定している民間団体はほとんどなく、今後対応の検討が必要な要素である。また、「5 連携の調整機関の存在」については、ベアホープの事例が該当した。SIBのパイロット事例である本事例では、日本財団と一般社団法人RCFが中間支援組織として関係者の調整を行っている。本要素は複数の民間団体や行政との連携など関係者が多数いる場合に重要な要

35 ベアホープの事例でxは、第三者評価機関が子どもや実親、養親のウェルビーイングや、プロセスについても評価を行う予定である。

³⁴ Kania and Kramer "Collective Impact" Stanford Social Innovation Review, Winter 2011.

素であり、今回の主要事例では行政と民間団体という限定された関係者が関わる場合が多いため、該当しない事例が多かった。

図表 3-2:有効な連携のための要素

	要素	説明	主要事例
1	問題意識・解決の方向性の共有	官民で現状への問題意識・危機意識が共有され、問 題解決の方向性についても官民で合意がある。	全て該当
2	継続的コミュニケーションと 信頼関係	継続的なコミュニケーションを通じて顔の見える関係 が築かれ、官民に信頼関係が構築されている。	全て該当
3	官民相互の補完性	民間団体、行政それぞれの特徴が活かされており、連 携することで問題解決力が高まっている。	全て該当
4	結果/成果の評価方法、管理 の共有化	取組の結果や成果を評価する指標が官民で共有され、結果や成果が管理されている。	4 つ該当
5	連携の調整機関の存在	官民連携の活動を調整する機関が存在している。	1 つのみ 該当

3.1.3.1. 問題意識・解決の方向性の共有、継続的コミュニケーションと信頼関係

主要事例では全ての事例で問題意識・解決の方向性が共有され、継続的コミュニケーションを通じて信頼関係が構築されていた。主要事例に見られた官民連携のコミュニケーションプロセスを、図表 3-3 のとおり整理した。特に「協働型」の主要事例では、業務委託といった公式の連携を開始する前から、公式または非公式の勉強会など定期的に対面で意見・情報交換する機会を通じて、問題意識・解決の方向性を摺り合わせたり、顔の見える信頼関係を構築していた。一方、「民間働きかけ型」、「行政働きかけ型」では、公式の連携を開始する前に、こうした「継続的な関係の構築」がない場合もあるが、そういった場合でも、事業の中で週次や月次の会議、定期的な成果の報告を通じて顔の見える信頼関係を構築していた。また、多くの事例で、行政からの要望に丁寧に対応したり、中間報告や最終報告会等を通じてケースワーカー等関係者の参加、成果を発信したりすることで信頼関係を深めている事例があった。

図表 3-3:官民の信頼関係構築に向けたコミュニケーションプロセス

	プロセス	説明	主要事例における
			民間団体の具体例
		民間団体と行政職員で連絡先を交換	・講演会やセミナーでの名刺交換
1	コネクションの	し、研修や講演会の案内、面談の約束	・里親登録を通してコネクションを
1	構築	などを取れる。ただし、単発のコミュニケ	構築
		ーションで非継続的。	・担当課へ直接連絡
		官民で公式または非公式の勉強会な	・官民共同での勉強会の実施
	外体的な目にの	ど、定期的に対面で意見・情報交換する	・民間団体主導によるワーキンググルー
2	継続的な関係の	機会がある。	プ立ち上げと行政職員の巻き込み(業
	構築		務時間外として)
			・別事業での関わり

		民間団体からの事業提案や行政から民	・行政職員に事業提案
	ハナの油堆の	間団体への働きかけ、協働での事業化	・行政からの働きかけ
3	3 公式の連携の開始	を通して、業務委託など公式に連携し、	・協働での事業化
		継続的にコミュニケーションする機会が	
		ある。	
		官民連携による効果の実感が広まり、双	・行政からの要望に粘り強い対応
4	信頼関係の深化	方で信頼関係が深まり、その結果、官民	・中間報告や最終報告会等にケースワ
		連携の範囲拡大などに繋がる。	ーカー等関係者の参加、成果の発信

3.1.3.2. 官民相互の補完性

行政が民間団体と連携する上での課題として、「民間団体との役割・責任分担の明確化」(市区町村:30.4%、児童相談所:33.8%)が挙げられており、行政が担う事業をどこまで民間団体に委託してよいか明確な指針がない中、官民連携を推進できない行政も多いと考えられる。また、民間団体が行政と連携する上での課題として、「行政担当者の人事異動」(市区町村との連携:34.4%、児童相談所との連携:31.2%)が挙げられており、行政担当者と民間団体との関係性構築だけではなく、行政担当者とサービス利用者との関係性構築にも影響があり、さらに行政担当者の人事異動によって専門的なスキルを身に付けることが民間団体と比較して困難であると言える。

主要事例調査の結果、行政は収集した情報に基づいた支援のコーディネーションや介入による児童の保護や措置といった役割を果たす一方、民間団体は専門性、柔軟性・即応性及び非権力性という特徴を活かした援助や情報収集を行い、官民それぞれの特徴を活かし相互補完するような役割分担が行われていた。

行政と民間団体の役割を考慮する上で重要となるそれぞれの特徴を以下の通り整理する。

分類 特徴 説明 長期的に特定の事業に取組むことで経験・ノウハウを蓄積できること 専門性 1 や専門職で構成されている等高い専門性を発揮できる。 一時保護等の権限を有する組織ではないため、支援対象者と対立関 民間 非権力性 3 係になることが少なく、信頼関係が構築しやすい。 地域や対象者、サービスの内容について、ニーズに応じて柔軟かつ 柔軟性 即応性 2 適時に対応ができ、細やかな支援を提供できる。 多様な情報を収集・アクセスできるため、民間団体だけではリーチで 情報• きないより重要度の高い対象者にリーチが可能となり、必要としている 4 コーディネーション 支援を検討・管理し、関係機関等に繋げることができる。 行政 必要な場合には介入する権限を有しており、子どもの命を守ることが 5 介入権限 できる。 法的に根拠のある公的機関であることで、信頼性が高い。 6 公平性•信頼性 また、地域の住民に幅広く、公平に支援を提供することができる。

図表 3-4:行政と民間団体の特徴

3.1.4. 連携の課題

連携の課題について、2.1.2.4 および 2.1.2.5 で見た通り、民間団体は、「支援の対象となる児童や家

庭等に関する情報共有の方法」、「行政担当者の人事異動」、「行政との信頼関係の構築」を、市区町村との連携、児童相談所との連携に共通して課題として挙げている割合が大きい。また、市区町村との連携では、「財政支援が十分でない」を課題として挙げた団体の割合が大きい。また、行政は、市区町村・児童相談所ともに、「支援の対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」、「民間団体との役割・責任分担の明確化」、「民間団体との信頼関係の構築」を課題として挙げている割合が大きい。これらのうち、「支援対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」、「財政支援が十分でない」は主要事例でも特に課題として指摘されている。

3.1.4.1. 支援対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法

民間団体が行政と連携する上での課題として、「支援対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」(市区町村との連携:34.4%、児童相談所:40.3%)を挙げており、行政が民間団体と連携する上での課題でも、「支援の対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」(市区町村:40.2%、児童相談所:32.4%)とあり、個人情報の取り扱いや共有方法が連携する上での課題となっている。主要事例へのインタビューでは、具体的な問題として「個別ケース対応後のフィードバックが行政から民間団体へ行われていない」、「市区町村と児童相談所間で個別ケースに関する情報が一元化されておらず、夜間など情報共有が適時にできず支援に必要な情報の入手が遅れることもある」、といった点が指摘された。

また、行政が民間団体と連携を開始する上での阻害要因としても、「守秘義務等行政が求める条件を民間団体が満たすことが難しい」(市区町村:23.7%、児童相談所:32.2%)が上位の阻害要因として挙げられている。「行政機関が考える個人情報、守秘義務の重要性と民間団体の考えには温度差を感じる」との回答もあり、民間団体の個人情報保護に係る理解や管理体制に対して、行政の信頼が低いと推測される。こうしたことから、行政との連携においては法的義務を明確化した上で、民間団体も運用ルールを整備・徹底し、個人情報の保護や守秘義務を担保する必要がある。主要事例でも個人情報の保護や守秘義務は委託契約に含まれた上で運用が整備されていた。一方で、これらの個人情報保護に関する取扱いは、一般的な指針は示されているが、特に児童虐待分野に特化した指針はなく、行政間でも管理方法等が統一されていない。

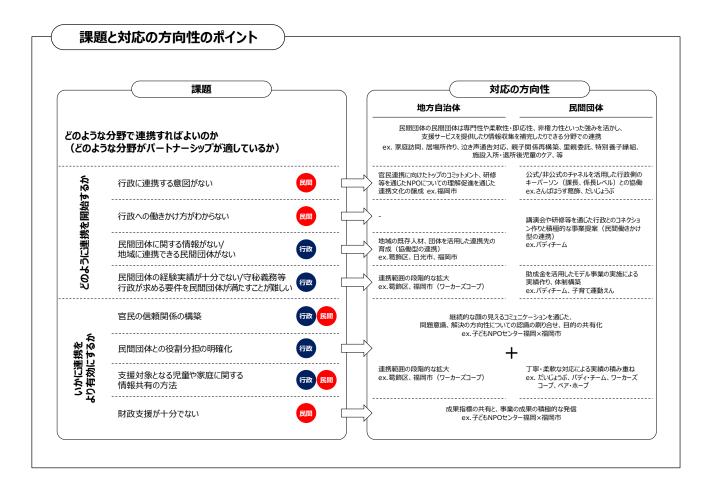
3.1.4.2. 財政支援が十分でない

民間団体が行政と連携する上での課題として、「財政支援が十分でない」(市区町村との連携: 35.2%、児童相談所との連携: 18.2%)が多く挙げられている。また、主要事例でも、同様に財政支援が十分でないことを課題としてあげた民間団体が多かった。「民間への委託に際して、成果ではなく行政が直営で実施するよりも安くなることが求められ、委託費が低く抑えられている」、や「成果を出していても、それに応じて委託費が増えるわけではない」といった意見が聞かれた。その結果として「民間団体が事業を拡大できない」、「管理職レベルの人材を雇うことができない」といった問題につながっている。

本課題の要因として、主要事例のインタビューでは、「行政側に『安いから NPO へ委託する』といった考え方が根強い」といった意見も聞かれた。一方で、「民間団体側が取組の成果を行政に十分に説明できていない」といった点を指摘する意見もあった。調査票調査結果によると、民間団体が取組の結果を数値的な指標により把握している割合は 40.5%であり、その指標もほとんどがアウトプット指標であり、アウトカム指標を設定している民間団体はほとんどない状況となっている。

行政側は官民がそれぞれの強みを活かして補完し合うパートナーシップとしての官民連携の意義を 改めて周知徹底するとともに、民間団体側も官民連携の成果を可視化し積極的に説明してゆくことが必要である。

3.2. 児童虐待防止に係る官民連携の課題と対応の方向性



児童虐待防止に係る取組について、本調査結果及びその分析を踏まえ、官民連携の促進に向けた主な課題を大きく3つ「官民連携の対象分野に関する課題」、「官民連携を開始する上での課題」及び「官民連携を推進する上での課題」に分類し、それぞれの課題に対する行政及び民間団体の対応の方向性を以下のとおり整理した。

3.2.1. 官民連携の対象分野に関する課題と対応の方向性

児童虐待防止法、児童相談所運営指針及び市区町村児童家庭相談援助指針などの関連法令や指針においては、行政と民間団体との連携の強化に努めなければならないとされている。

調査票調査によると、行政が民間団体との連携を開始する上での阻害要因としては「民間団体の活動に関する情報が不足している(市区町村:42.4%、児童相談所:52.5%)」、また、行政が民間団体との連携を推進する上で直面した課題として、「民間団体との役割・責任分担の明確化(市区町村:30.4%、児童相談所:33.8%)」と回答している。

また、主要事例調査におけるインタビューでは、行政が民間団体にどのような業務をどこまで民間に委託してよいかが不明瞭なため、児童虐待防止に係る官民連携の推進は、組織としてというよりは、行政担当者の判断にによる部分が大きいとの声があった。

そのため、行政と民間団体はどのような分野で連携することが適しているのか、また、その具体的な取 組事例を示すことで、官民連携の促進に繋がると考える。

(課題)

児童虐待防止に係る官民連携に適した分野とその具体的な取組事例を示す必要がある

(対応の方向性)

官民連携に適した分野については、民間団体と行政の特徴を活かし、双方を補完するような分野が適していると考えられる。「3.1.5 行政と民間団体の特徴」に示したとおり、民間団体は「専門性」、「柔軟性・即応性」及び「非権力性」、行政は「情報・コーディネーション」、「公平性」及び「信頼性」という特徴を有しており、行政が一時保護等の権限を有していることから、行政担当者に対して否定的な対応をとる親に対して民間団体が支援するなど、行政の支援を届けにくい分野は、官民連携が適しているといえる。また、行政における人的資源が限られている中で、虐待リスクがより高い家庭への支援が中心となる傾向にあるが、虐待リスクが低くても継続的な確認が必要な親子や行政が把握していない虐待リスクのある親子の発見など、行政の情報収集を民間団体が補完できる分野においても官民連携が適していると考えられる。

以下に主要事例における「民間団体の特徴を活用」及び「行政の特徴を活用」の該当有無を示す。なお、主要事例で取り上げていない活動分野においても上記に該当するもの、例えば施設入所・退所後児童に対する支援等も官民連携に適しているものがあると考える。

図表 3-5: 行政と民間団体の特徴を活かした連携が可能な分野例

				民間団	体の特徴	を活用	行政	の特徴を	活用
No.	カテゴリ	活動分野	主要事例	専 門 性	非権力性	柔軟性·	情報・コーディ	介入権限	信頼性·
1		相談窓口	だいじょうぶ	0	0	0	0	-	0
2	入 発生予防	親支援	さんばはうす葛飾	0	0	0	0	-	-
3		養育支援 訪問	バディチーム	0	0	0	0	-	-
4	早期発見· 早期対応	通告対応	ワーカーズコープ	0	0	0	0	0	0
5		親子関係 再構築	子育て運動えん	0	0	-	0	0	-
6	親子関係再構築・自立支援	里親委託の 推進	子ども NPO センター 福岡	0	-	0	-	-	0
7	日业入坂	特別養子 縁組の推進	ベアホープ	0	0	0	0	-	0

3.2.2. 官民連携を開始する上での課題と対応の方向性

調査票調査によると、民間団体が行政と連携を開始する上での主な課題として、「行政に連携する意

図がない(市区町村:32.1%、児童相談所:13.7%)」及び「行政への働きかけ方がわからない(市区町村:42.9%、児童相談所:35.3%)」と回答がある一方で、行政が民間団体と連携を開始する上での阻害要因として、「民間団体の活動に関する情報が不足している(市区町村:42.4%、児童相談所:52.5%)」、「民間団体の経験・実績が十分でない(市区町村:27.1%、児童相談所:42.4%)」及び「守秘義務等行政が求める要件を民間団体が満たすことが難しい(市区町村:23.7%、児童相談所:32.2%)」と回答があった。

これらの課題に対する対応について、主要事例調査により確認した具体的な対応例を行政による対応 の方向性と民間団体による対応の方向性に整理して以下に示す。

(課題と対応の方向性)

・ 課題「行政に連携する意図がない」

図表 3-6:課題「行政に連携する意図がない」に対する対応の方向性

行政の対応の方向性					
概要	具体例	対象主要事例			
民間団体との官民連携に関 する職員研修の実施等を通 した連携文化の醸成	福岡市では組織として民間団体との協働を推進しており、職員向けに NPO との連携に関する研修を継続して実施することで行政担当者の官民連携に対する理解を深め、官民連携の促進に繋がっている。	子ども NPO センター 福岡 (福岡市)			
民間団体の対応の方向性					
概要	具体例	対象主要事例			
公式・非公式のコミュニケー	日光市では、市民活動支援センターが調整役となり、 市関係部署及び市内 NPO などの有志による勉強会を 非公式で開催し、官民連携に至った。	だいじょうぶ (日光市)			
ションを活用した行政側のキーパーソンとの協働	葛飾区と個人として業務委託関係にあった助産師が、 葛飾区と共同で、NPO 設立及び新たに業務委託を検 討する事業に係る勉強会を開始し、約 1 年後に NPO 設立及び官民連携を開始した。	さんばはうす葛飾 (葛飾区)			

・ 課題「行政への働きかけ方がわからない」及び「民間団体の活動に関する情報が不足している」

図表 3-7:課題「行政への働きかけ方がわからない」及び「民間団体の活動に関する情報が不足している」に対する対応の方向性

行政の対応の方向性				
概要	具体例	対象主要事例		
	葛飾区では、元々、個人への業務委託関係にあり信頼	さんばはうす葛飾		
地域の人材、民間団体及び	関係が構築できていた複数の助産師に対して、新たな	(葛飾区)		
ネットワークを活用した連携	事業の業務委託を行うために NPO 設立を働きかけ、共			
先の育成	同で勉強会を開催することで、官民連携の連携先を育			
	成した。			

	日光市では、要員不足のため行政だけでの対応に限	だいじょうぶ
	界があったことから、関連部署の課長が市民活動支援	(日光市)
	センターに相談したことがきっかけで、市民活動支援セ	
	ンターが調整役となり、市関係部署と市内 NPO などの	
	有志で勉強会を開催し、虐待対応専門の民間団体の	
	必要性を認識したが、地域に該当する団体がなかった	
	ため、NPO を設立することとなった。	
	福岡市は、民間団体との連携を開始するにあたり、どの	子ども NPO センター
	ような解決手法がよいかを検討するための官民合同勉	福岡
	強会を開催し、連携の方向性を決めた。また、この勉強	(福岡市)
	会はその後、官民協働の実行委員会となり、事業の運	
	営も官民協働で推進することになった。	
民間団体の対応の方向性		
民間団体の対応の方向性 概要	具体例	対象主要事例
	具体例 当初、事業実績や行政とのネットワークがない状況か	対象主要事例 バディチーム
THE STATE OF THE S	当初、事業実績や行政とのネットワークがない状況か	バディチーム
概要	当初、事業実績や行政とのネットワークがない状況から、事務所所在地の区役所、また、児童虐待に関する	バディチーム
概要講演会や研修等を通した行	当初、事業実績や行政とのネットワークがない状況から、事務所所在地の区役所、また、児童虐待に関する 講演会や研修などに参加してコネクションを構築し、こ	バディチーム
概要 講演会や研修等を通した行 政とのコネクション構築と積	当初、事業実績や行政とのネットワークがない状況から、事務所所在地の区役所、また、児童虐待に関する 講演会や研修などに参加してコネクションを構築し、これらを通して知り合った行政担当者に対して自ら企画	バディチーム
概要講演会や研修等を通した行	当初、事業実績や行政とのネットワークがない状況から、事務所所在地の区役所、また、児童虐待に関する講演会や研修などに参加してコネクションを構築し、これらを通して知り合った行政担当者に対して自ら企画書を持込み、積極的に提案を行うことで官民連携に繋	バディチーム
概要 講演会や研修等を通した行 政とのコネクション構築と積	当初、事業実績や行政とのネットワークがない状況から、事務所所在地の区役所、また、児童虐待に関する講演会や研修などに参加してコネクションを構築し、これらを通して知り合った行政担当者に対して自ら企画書を持込み、積極的に提案を行うことで官民連携に繋がった。	バディチーム (新宿区等)
概要 講演会や研修等を通した行 政とのコネクション構築と積	当初、事業実績や行政とのネットワークがない状況から、事務所所在地の区役所、また、児童虐待に関する 講演会や研修などに参加してコネクションを構築し、これらを通して知り合った行政担当者に対して自ら企画 書を持込み、積極的に提案を行うことで官民連携に繋がった。 日光市では、市民活動支援センターが調整役となり、	バディチーム (新宿区等) だいじょうぶ

・ 課題「民間団体の経験・実績が十分でない」及び「守秘義務等行政が求める要件を民間団体 が満たすことが難しい」

図表 3-8:課題「民間団体の経験・実績が十分でない」及び「守秘義務等行政が求める要件を民間団体が満たすことが難しい」に対する対応の方向性

行政の対応の方向性				
概要	具体例	対象主要事例		
	NPO を立ち上げたばかりの民間団体へ業務委託をす	さんばはうす葛飾		
	ることに不安の声もあったが、当初は休日のみ回数も限	(葛飾区)		
	定的に業務委託を開始し、翌年度には休日の回数を			
	増やし、さらに平日への拡大や対象者を増やすなど段			
委託業務範囲の段階的な	階的に委託範囲を拡大することで対応した。			
拡大	通告対応の民間団体への業務委託は前例がなく、当	ワーカーズコープ		
	初は懐疑的な声もあったが、民間団体ならではの柔軟	(福岡市)		
	性・即応性を活かした情報収集等により信頼関係が構			
	築され、対象も当初は幼児のみだったが今では高校生			
	にまで拡大している。			

民間団体の対応の方向性				
概要	具体例	対象主要事例		
	当初、助成金を受けながら自主事業として運営を始	子育て運動えん		
	め、この先進的な取組に興味を示した厚生労働省から	(大阪市)		
 助成金等を活用したモデル	取組に対する補助制度が創設されるなど、助成金を活			
事業による実績や管理体制	用しながら実績や評判を積み重ねることで、最終的に			
構築 構築	行政から業務委託を受けることができた。			
押余 	新たな事業を始める際、民間の助成金を活用してモデ	バディチーム		
	ル事業を実施し、実績やネットワークを構築することで、	(新宿区等)		
	行政からの業務委託に繋がった。			

3.2.3. 官民連携を推進する上での課題と対応の方向性

調査票調査によると行政が民間団体との連携を推進する上での主な課題として、「民間団体との信頼関係の構築」(市区町村:19.6%、児童相談所:19.7%)、「民間団体との役割・責任分担の明確化」(市区町村:30.4%、児童相談所:33.8%)及び「支援対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」(市区町村:40.2%、児童相談所:32.4%)が挙げられており、また、民間団体が行政との連携を推進する上での主な課題としては、「行政との信頼関係の構築」(市区町村:23.8%、児童相談所:27.3%)、「支援対象となる児童や家庭等に関する情報共有」(市区町村:34.4%、児童相談所:40.3%)及び「財政支援が十分でない」(市区町村:35.2%、児童相談所:18.2%)との回答があった。

これらの課題に対する対応について、主要事例調査により確認した具体的な対応例を行政による対応 の方向性と民間団体による対応の方向性に整理して以下に示す。

(課題と対応の方向性)

・ 課題「官民の信頼関係の構築」、「民間団体との役割分担の明確化」及び「支援対象となる児童 や家庭等に関する情報共有の方法」

図表 3-9:課題「官民の信頼関係の構築」、「民間団体との役割分担の明確化」及び「支援対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法」に対する対応の方向性

行政の対応の方向性				
概要	具体例	対象主要事例		
継続的なコミュニケーション を通じた問題意識、解決の 方向性や目的についての 認識合わせ	NPO、里親会、こども総合相談センター、保健福祉センター及び社会福祉協議会等から構成される官民協働の実行委員会によるフォーラムを年7回開催し、現状報告や課題への対応策などを対面で継続的に協議している。フォーラムでは、行政担当者もNPO等とイスの整列等会場準備を一緒に行い、実行委員会のみならず現場レベルでも協働が浸透している。	子ども NPO センター 福岡 (福岡市)		
委託業務範囲の段階的な 拡大 ※3.2.2と同一	NPO を立ち上げたばかりの民間団体へ業務委託をすることに不安の声もあったが、当初は休日のみ回数も限定的に業務委託を開始し、翌年度には休日の回数を増やし、さらに平日への拡大や対象者を増やすなど段階的に委託範囲を拡大することで対応した。	さんばはうす葛飾 (葛飾区)		

	通告対応の民間団体への業務委託は前例がなく、当初は懐疑的な声もあったが、民間団体ならではの柔軟性・即応性を活かした情報収集等により信頼関係が構築され、対象も当初は幼児のみだったが今では高校生にまで拡大している。	ワーカーズコープ (福岡市)
民間団体の対応の方向性	Laure.	
概要	具体例	対象主要事例
継続的なコミュニケーション を通じた問題意識、解決の 方向性や目的についての 認識合わせ	NPO、こども総合相談センター、保健福祉センター、社会福祉協議会及び里親会等から構成される官民協働の実行委員会によるフォーラムを年7回開催し、現状報告や課題への対応策などを対面で継続的に協議している。行政や他の NPO に対しても共通の目的を共有し、その目的を実現する仲間だと認識することで円滑な連携を実現できている。	子ども NPO センター 福岡 (福岡市)
	特に注意が必要な家庭に対する短期間の集中的な支援の実施や個々の家庭環境に合わせた支援要員のコーディネート等行政からの要望に対しても丁寧かつ柔軟な対応を行っている。また、支援を行うことで対象者にどのような変化があったかという効果も行政に適時に報告している。	バディチーム (新宿区等)
	行政では公平性の観点から対応に限界があるものについて、委託事業ではなく民間団体の自主事業において対応するなど柔軟な対応を行うことができており、利用者にとって柔軟性の高い支援を提供できている。	だいじょうぶ (日光市)
行政の要望への柔軟な対 応及び現場を巻き込んだ事 業報告	対象範囲を当初の幼児のみから高校生までに拡大することや不在でも時間や曜日を変えて再訪問する等行政の期待に応えるよう柔軟な対応を行っている。また、 月次報告は必ず対面で報告し、行政担当者と改善に 関する意見交換を行っている。	ワーカーズコープ (福岡市)
	対象者にどのような変化があったかを適時に行政担当者と共有し、さらに、中間報告や最終報告のタイミングで報告会を開催し、行政担当者以外に全てのケースワーカー等へも公開することで、成果を共有している。	子育て運動えん (大阪市)
	病院等への外出への同行や SNS を活用したコミュニケーション等既存の支援や時間にとらわれることなく対象者の状況に合わせて柔軟に対応している。また、自組織だけではなく、第三者評価機関が事業成果の評価を予定しており、客観的な成果を行政に報告する見込みである。	ベアホープ (横須賀市)

課題「財政支援が十分でない」

図表 3-10:課題「財政支援が十分でない」に対する対応の方向性

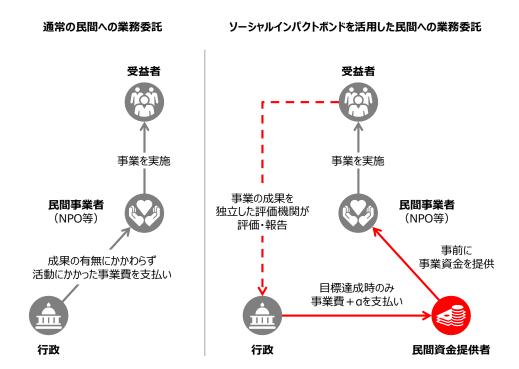
行政・民間団体の対応の方向性				
概要	具体例	対象主要事例		
東米の出出た日ミフル及が	イベントの参加人数や新規里親登録数などの結果だけではなく、里親委託率などの成果をを毎年評価し、行政へ継続的に報告している。	子ども NPO センター 福岡 (福岡市)		
事業の成果を見える化及び 積極的な発信・説明	特別養子縁組の縁組成立だけを指標とするのではなく、養親、実親及び子どもの QoL、さらには業務プロセスも評価する方向で検討している。また、自組織だけではなく、第三者評価機関が事業成果の評価を予定しており、客観的な成果を行政に報告できる見込みである。	ベアホープ (横須賀市)		

3.3. 児童虐待防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド導入可能性

3.3.1. ソーシャル・インパクト・ボンドの導入に求められる要件

SIBとは、2010年(平成22年)に英国で始まった民間資金を活用した官民連携による業務委託の手法の一つで、その特徴は、取組の結果、対象者に生じた変化(成果)を測り、その成果に連動した支払契約を行政と締結するものであり、取組にかかる費用を民間資金提供者から調達することで、取組の成果目標を達成しなかった場合のリスクは民間資金提供者が負うという仕組みである。

以下に民間団体に対する通常の業務委託とSIBを活用した業務委託の仕組みを示す。



図表 3-11: ソーシャル・インパクト・ボンドの仕組み

SIB の導入において求められる要件としてはいくつか考えられるが、個別取組の導入可能性の検討に必要となる主な要件としては、以下の3つが挙げられる。

成果指標が設定できること

SIB は、行政が成果連動型の支払いを行う仕組みのため、取組の成果を測定するための指標 (または成果と直接的な因果関係がある指標)を設定する必要がある、また、成果指標は取組と の因果関係があり、評価によって検証できることも重要である。

便益を算出できること

行政の成果連動型支払における支払額及び支払条件等については、取組による便益(直接的または間接的に将来発生することが見込まれる行政コストの削減や税収増など)の大きさやその便益がいつ発生するか等を考慮する必要あるため、これらを算出する必要がある。

・ 便益の算出根拠となるデータが入手できること

取組による便益への影響を算出するためには、取組の成果実績とその根拠となるデータが必要となるため、これらを入手する必要がある。

3.3.2. 現状整理

主要事例で取り上げた7団体について、SIB 導入において求められる主な3つの要件「成果指標が設定できること」、「便益を算出できること」及び「便益の算出根拠となるデータが入手できること」の該当可能性の有無を以下のとおり整理した。

・成果指標が設定できること

児童虐待防止分野の中でも、施策によって成果指標は異なってくるため、個々の活動分野別に 想定されうる主な成果指標を検討した。また、カテゴリ「親子関係再構築・自立支援」の親子関係 再構築については、例えば家庭引き取りは成果であるが、家庭引き取りが常に最善の成果とは限 らず、ペアレントトレーニングの結果として、一時保護や施設養護の継続や里親による養育を親が 判断する可能性もある。親の状況によっては措置解除が必ずしも望ましい成果とはならない等 個々のケースによって成果が異なるため、適当な成果指標の設定が困難である。

なお、本項目において示した成果指標は、必ずしも児童虐待防止に関する成果指標ではな く、該当する活動分野の目的に沿った成果指標を示しており、当該活動分野の民間団体がこれら の成果指標を設定しているかどうかは考慮していない。

図表 3-12:活動分野別成果指標設定可能性

No.	カテゴリ	活動分野	判定	想定される主な成果指標の例	
1		 相談窓口 	0	相談受理件数、他の支援への連携件数	
2	発生予防	前 親支援 〇		親の変化(育児スキル向上、育児不安解消など) * 利用者へのアンケートを想定	
3		養育支援 訪問	0	親の変化(孤立感解消、育児不安解消、など) * 利用者へのアンケートを想定	
4	早期発見• 早期対応	通告対応	0	子どもの目視確認件数	
5	却フ目 校	親子関係 再構築	Δ	※個々のケースにより成果が異なるため、設定が困難	
6	親子関係 再構築• 自立支援	里親委託の 推進	0	里親登録数、里親委託率、子どものウェルビーイングの 変化	
7	日立又饭	特別養子 縁組の推進	0	縁組成立件数、子どものウェルビーイングの変化	

※(凡例)○:設定可能性がある、△:設定可能性はあるが困難、×:設定することが困難

・ 便益を算出できること

便益を算出するためには、取組と便益の間に原因と結果の関係があることが求められるが、カテゴリ「発生予防」及び「早期発見・早期対応」においては、取組と便益との因果関係を明確に示すことが困難な取組が多く、便益を算出することが困難であった。例えば相談業務における相談受理や他の支援への連携、通告対応における養育支援訪問事業における子どもの目視確認は、確かに児童虐待の予防に資するものであるが、これらの成果(アウトプットないしアウトカム)と例えば児童虐待の社会的コストの削減といった便益との間の因果関係は直接的でなく、また他の要因も多いため複雑であり、これらの事業の「結果」として生じた便益がどの程度かを算出することは難しい。

一方で、里親委託の推進や特別養子縁組の推進については、里親委託ないし特別養子縁組によって、少なくとも社会的養護の費用削減は直接的に生じ、便益を算出することができる。ただし、社会的養護に係る費用の削減を便益としたとしても、取組の目的が費用の削減にあるわけではなく、便益を算出する成果と取組の目的とを混同しないよう留意が必要である。

図表 3-13:活動分野別便益算出可能性

No.	カテゴリ	活動分野	判定	理由
1		相談窓口	×	取組と便益の因果関係が複雑で便益の計算が困難
2	】 発生予防	親支援	×	取組と便益の因果関係が複雑で便益の計算が困難
3		養育支援 訪問	×	取組と便益の因果関係が複雑で便益の計算が困難
4	早期発見• 早期対応	通告対応	×	取組と便益の因果関係が複雑で便益の計算が困難
5	如フ即ぼ玉	親子関係 再構築	Δ	※成果指標の設定自体が困難である。
6	親子関係再 構築・ 自立支援	里親委託の 推進	0	社会的養護に係る費用の削減等の便益を算出可能
7] 日立又抜	特別養子 縁組の推進	0	社会的養護に係る費用の削減等の便益を算出可能

※(凡例)○:算出可能性がある、△:算出可能性はあるが困難、×:算出することが困難

・ 便益の算出根拠となるデータが入手できること

取組と便益の因果関係が明確であり、便益を算出可能性がある場合においても実際に算出に必要となるデータを入手することが困難な場合も考えられる。例えば、「養育支援訪問」は、訪問する家庭に対して児童虐待防止が目的であることを明示的に伝えることはその業務の特性上現実的ではなく(児童虐待防止が目的であることが伝わると警戒されて支援を拒否される等)、直接的及び間接的に児童虐待防止に関するアンケート調査などを行うことが実質的に困難であり、データが入手できない場合もありうる。今回、便益の算出可能性がある「里親委託の推進」及び「特別養子縁組の推進」においては、それぞれの成果指標に関するデータを入手できると考えられる。

図表 3-14:活動分野別便益の算出根拠となるデータの入手可能性

No.	カテゴリ	活動分野	判定	理由
1		相談窓口	-	※便益の算出自体が困難
2	発生予防	親支援	-	※便益の算出自体が困難
3		養育支援 訪問	-	※便益の算出自体が困難

4	早期発見• 早期対応	通告対応	-	※便益の算出自体が困難
5	親子関係再	親子関係 再構築	-	※便益の算出自体が困難
6	構築•	里親委託の 推進	0	里親委託率の実績データを入手可能
7	日立义饭	特別養子 縁組の推進	0	縁組件数の実績データを入手可能

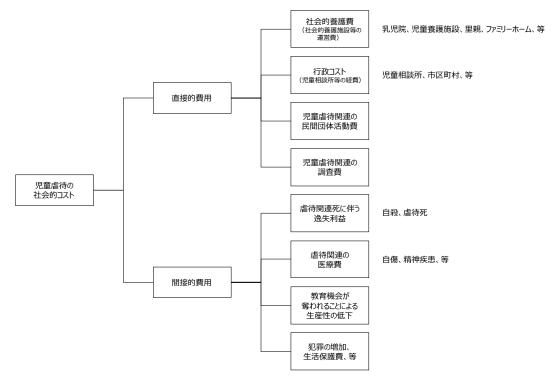
※(凡例)○:入手できる、×:入手できない

3.3.3. ソーシャル・インパクト・ボンド導入可能性に関する考察

3.3.3.1. 便益の試算

上記の現状整理により、SIB 導入に必要な要件を満たしているのは、カテゴリ「親子関係再構築・自立支援」における「里親委託の推進」及び「特別養子縁組の推進」である。以下では、これら2分野について便益として児童虐待の社会的コスト削減効果を試算し、SIB の導入可能性を検討した。

児童虐待の社会的コストは、大きく直接的費用と間接的費用に分けることができる。直接的費用には、乳児院や児童養護施設等の社会的養護に係る費用、児童相談所の運営経費等の行政コストなどが含まれる。間接費用には、「虐待関連死に伴う逸失利益」や「教育機会が奪われることによる生産性の低下」が含まれる。愛育研究所の和田氏らが2014年(平成26年)に実施した発表した研究によると、児童虐待の社会的コストは年間約1.6兆円と試算されている36。



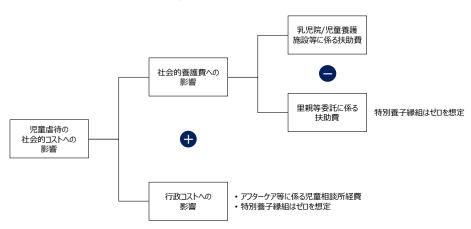
図表 3-15: 児童虐待の社会的コストを構成する費用

出所: Wada and Igarashi "The social cost of child abuse in Japan", Children and Youth Services Review 46 (2014) 72-77.

_

³⁶ Wada and Igarashi "The social cost of child abuse in Japan", Children and Youth Services Review 46 (2014) 72-77.

本調査研究における社会的コストの削減効果の試算は、上図に示した児童虐待の社会的コストを構成する費用のうち、「里親委託の推進」及び「特別養子縁組」の取組によって影響のある費用について行った。「里親委託の推進」及び「特別養子縁組」の取組については、第一に、乳児院や児童養護施設等の施設養護ではなく家庭養護によって、社会的養護に係る費用に影響がある。第二に、里親委託になることによって里親対応専門員等による里親家庭への支援が必要になるなど、行政コストへも影響がある。このことから、本調査研究における「里親委託の推進」及び「特別養子縁組」による社会的コストへの影響の試算は、下図に示したロジックで実施した。



図表 3-16: 里親委託及び特別養子縁組の推進による社会的コストへの影響の試算モデル

なお、上記の直接的費用以外にも、家庭環境での養護によって、例えば「教育機会が奪われることによる生産性の低下」や「犯罪、生活保護費等」といった間接的費用の削減につながる可能性がある。 里親や特別養子縁組といった家庭養護の本来の目的を考慮すると、こういった間接的費用への影響を検討することは非常に重要である。しかしながら、現状では、施設養護ではなく里親委託や養子縁組などの家庭環境で養護されることによる子どもへの将来的な影響を示す有効な統計データが存在しないため、これら間接的費用への影響は今回の試算からは除外した。

これらを前提として試算した、里親委託及び特別養子縁組の推進による社会的コストへの影響は以下のとおりである。便益試算の詳細については、「別紙 10 里親委託および特別養子縁組の推進による社会的コストへの影響の試算方法詳細」を参照。

図表 3-17: 里親委託及び特別養子縁組1件あたりの社会的コスト(直接的費用)への影響

金額の単位:万円

	里親等委託	特別養子縁組
社会的養護に掛かる費用への影響		
里親等委託/特別養子縁組しなかった場合の児童1人当たり扶助費 (a)	1858 *	2754 **
里親等委託/特別養子縁組した場合の児童1人当たり扶助費 (b)	808 ***	0 ***
里親等委託/特別養子縁組したことによる削減額 (b-a)	-1,049	-2,754
児童相談所等経費への影響		
里親等委託/特別養子縁組した場合の児童相談所の追加的経費(児童1人当たり)***(d)	99 ****	0 ****
社会的コスト(直接的費用)への影響 (b-a)+(d)	-950	-2,754

^{*} 里親等委託をしなかった場合に掛かるであろう扶助費として、「児童養護施設へ入所する場合」の扶助費を試算。

具体的には、児童養護施設入所児1人当たり年間扶助費(A市実績、国負担と市負担の合計額)を基に、平均在所期間分の費用を計算した。

なお、里親委託時の児童の平均年齢は6.3歳であるため、乳児院への措置は試算上考慮しなかった。

里親委託時の児童の平均年齢、および平均在所期間は、厚労省「児童養護施設入所児童等調査結果の概要(平成25年度)」のデータを参照した。

** 特別養子縁組をしなかった場合に掛かるであろう扶助費として、「乳児院へ措置後に児童養護施設または里親、ファミリーホームへ入所・委託される場合」の扶助費を試算。 具体的には、入所児・委託児1人当たり年間扶助費(A市実績、国負担と市負担の合計額)を基に、平均委託・在所期間分の費用を計算した。

乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの入所・委託の割合はA市実績値を使用した。

なお、新生児委託を想定し、特別養親縁組については、乳児院への措置を考慮に入れて試算した。

*** 里親等委託をした場合に掛かる扶助費として、「里親またはファミリーホームに委託される場合」の扶助費を試算。

具体的には、委託児1人当たり年間扶助費(A市実績、国負担と市負担の合計額)を基に、平均委託期間分の費用を計算した。

里親委託とファミリーホーム委託の割合はA市実績値を使用した。

なお、特別養子縁組については、縁組成立後に扶助費は発生しないためゼロとした。

具体的には、B市実績に基づき、委託児1人当たりの職員数(里親事業に関わる職員数÷委託児童数)を算出した上で、これに職員1人当たりの年間人件費を掛け合わせ委託 児1人当たりの年間人件費を計算。その上で、この人件費が平均委託期間分発生するとして追加的経費を試算した。

なお、特別養子縁組については、縁組成立後に児童相談所の経費は発生しない想定としてゼロとした。

里親委託及び特別養子縁組の推進による社会的コスト(直接的費用)への影響は、それぞれ1件当たり950万円、2,754万円の削減と試算された。このことから、社会的コストの観点からも、里親委託及び特別養子縁組の推進の分野でSIBの導入可能性はあると考えられる。ただし、SIBは、社会的課題が解決されたかどうかが重要な指標であり、社会的コスト(特に直接的費用)の観点はあくまで行政の成果連動による支払額を算出するための指標の一つであることに留意すること。

このように、児童虐待防止分野における SIB の導入可能性については、児童虐待防止分野全体に導入することが困難であると考えられるが、親子関係再構築・自立支援のカテゴリ、特に「里親委託の推進」及び「特別養子縁組の推進」の取組では導入可能性があると考えられる。

3.3.3.2. 具体的な導入プロセスにおける課題と対応策

一方で、SIB を実際に導入するにあたっては、導入を推進する自治体の存在が必要であり、導入を推進する特定の市区町村等に合わせて SIB 導入に係る各プロセスでの詳細な検討が必要となる。

SIBの導入プロセスと検討が必要な事項を以下に示す。

図表 3-18: ソーシャル・インパクト・ボンド導入プロセス概要

No.	プロセス	検討が必要な事項
	解決すべき社会的課題	SIB を導入すべき社会的課題を検討するために、主に 3 つ「現状行政サ
1	の定義	ービスで十分な成果があがっていない分野」、「成果指標に対する実績を
1		有しているサービス提供者の存在」及び「SIB 以外での資金調達が困難」
		等の観点から対象とする社会的課題を定義する。

^{****} 里親等委託をした場合に、里親家庭支援等のために追加的に掛かる費用を試算。

2	ターゲットの特定と現状 行政サービス	定義した社会的課題における現状行政サービスや行政コスト等を整理し、 SIB による介入プログラムの対象となるターゲットを特定する。また、ターゲットに対する現状行政サービスとターゲットの望ましい状態との差異を分析し現状行政サービスの課題を洗い出した上で、行政サービスにおける課題解決方針の検討や潜在的なサービス提供者候補を調査する。
3	成果指標の設定	事業の成果をどのように定義するかについて検討を行い、以下の観点を 考慮して成果指標を設定する。 ・便益の創出が対外的に説明できること ・行政が成果指標の達成にコミットできること ・社会的課題解決に向けて最大限のパフォーマンスを発揮できる設計と なっていること ・客観的な評価方法や評価基準が設定されていること ・成果が達成された場合においても本来の目的とする社会課題解決が 行われないような歪んだインセンティブとならないようにすること 上記を実現するためには、行政のコスト削減等の貨幣価値に換算できる 指標だけではなく、例えば受益者や関係者の QoL 向上といったアウトカム の評価やプロセス評価に係る指標などを含めた複数の評価指標を適切に 設定することが重要である。
4	介入プログラムの決定	ターゲットのニーズ、現状行政サービスの課題及び成果指標の設定などに基づいて、社会的課題を解決するための取組に係る枠組み(事業の規模や体制、予算や期間、必要な知見、具体的な事業の手法等の全体像)を整理する。
5	財政モデルの設計	介入プログラムや成果指標の設定、また、これらが便益へ与える影響など を考慮し、行政による支払額や支払条件、資金提供者の拠出金額やリタ ーンの設定等を設計する。行政は設計された財政モデルに基づいて、予 算要求を行うなど必要な支払額を確保する。
6	プログラムの詳細設計	介入プログラムの実施事業者や取組の成果を評価する第三者評価機関など必要な事業者の調達を行い、選定された事業者と具体的な介入プログラムの詳細をすり合わせる。
7	資金調達プロセス	資金提供者から事業の実施に必要となる資金を調達する。その際、必要に応じて資金提供者の拠出金額、リターン及び支払条件や実施事業者の管理方法等の調整を行う。
8	契約の締結	介入プログラム、成果指標、財政モデルの設計等について、行政、資金提供者、事業実施者等関係者間で合意できた段階で、契約の締結を行う。
9	事業の実施	事業実施者が設計された介入プログラムを開始し、第三者評価機関が合意された評価手法に基づいて成果を評価し、成果目標を達成した場合には行政が資金提供者への償還を行う。

図表 3-19: ソーシャル・インパクト・ボンド導入に向けた主な課題と対応策

No.	関連する 導入プロセス	課題	対応策
1	解決すべき 社会的課題の定義	成果連動型支払可 能な行政施策(事 業)の確保	児童虐待防止分野の取組に対する成果連動型支払を実施可能な行政施策(事業)を抽出する必要がある。候補となる行政施策は、現行、行政自体による実施では十分に効果を上げていない、かつ、多くの費用を要しており、当該行政において優先して解決すべき課題と認識されていることなどが挙げられ、これらに該当する行政施策に優先してアプローチすることが重要である。
2	成果指標の設定	歪んだインセンティ ブの防止	単一の指標のみを成果指標とせず、複数の成果指標やプロセス指標なども含めて設計することにより、対象者の作為的な抽出や対象者の QoL を著しく害するなど望ましくないインセンティブを与えない健全な成果指標を設定することが重要である。
3	介入プログラムの 決定	提供するサービス の選定	取組の成果実績とその根拠データの測定方法を比較検討し、より成果が高く信頼性のある取組を選定する。現状では、そもそも成果指標を設定していないことが多く、まずは取組の成果実績とその根拠データを有する事業者を探すことから始める必要がある。
4	財務モデルの設計	社会的コスト削減効果の財源の考慮	児童・障害福祉に係る費用の財源は、国が 50%、都道府県が25%、市区町村が25%となっており、単一の市区町村を対象とした場合、社会的コスト削減効果も25%として算出する必要がある。例えば、ある取組によって児童養護施設に係る費用1,000万円(国・都道府県・市区町村全ての金額)を削減する効果があった場合、市区町村は25%の250万円(市区町村のみの金額)しか行政コスト削減効果を享受できない。そのため、行政コスト削減効果よりサービスを実施するための費用等の方が高くなることも考えられ、複数市区町村、県及び国と連携して取り組み、より社会的コスト削減効果を高めることが望ましい。
5	財政モデルの設計	資金提供者の確保	児童虐待防止分野の取組に対して成果連動型支払により 資金を提供する資金提供者を探す必要がある。候補となる ものは財団、基金、篤志家、企業 CSR 資金等が考えられ、 児童虐待防止に興味を持つ候補へアプローチすることが 重要である。

また、参考までに英国における里親委託の推進に係る SIB 事例を紹介する。

図表 3-20: 英国における里親委託の推進に係る SIB 事例

No.	項目	概要
1	基本情報	事業領域: 児童養護(里親委託) 行政機関: 全国 11 自治体が参加 サービス提供者: 里親委託団体 7 団体が参加
2	取組概要	障がいや人種マイノリティといった事情で里親委託が難しい子どもの委託推進
3	提供サービス	・里親の発掘、トレーニング、マッチング・24 時間のサポート体制整備を含む委託後のフォローアップ
4	行政の成果連動支 払条件	 ・登録時:8,000 ポンド(自治体と里親委託団体が対象の子どもの里親委託のニーズと推進計画に合意した時点) ・委託時:23,000 ポンド(委託先のご家庭と子どもの受入に関して合意ができた時点。自治体の委託委員会の承認、児童サービス責任者の承諾書が必須) ・委託から1年後:6,800 ポンド(独立評価者による健全な委託継続の確認書が必須) ・委託から2年後:15,800 ポンド(独立評価者による健全な委託継続の確認書が必須)

4. おわりに

児童虐待防止に向けた取組においては、行政と民間双方の特徴を活かした官民連携により、それぞれが単独で行う場合よりも有効性の高い取組となる事例が確認された。特に専門性や非権力性といった民間団体の特徴を活かして民間団体が援助的な対応や情報収集を行うことで、行政は援助方針の検討や支援のコーディネーション、緊急性や深刻度が高いケースへの介入と子どもの保護に集中できるようになると考えられる。

こうした官民連携の促進に向けた、課題に対して行政や民間団体において想定される対応の方向性はこれまでに示したところであるが、それらに加えてより官民連携を促進するため、「児童虐待防止に官民連携の意義・必要性の周知」、「児童虐待関連情報の共有指針策定とその一元化、共有の仕組みづくり」、「児童虐待防止に係る官民協働型事業の推進」、「児童虐待防止の取組に係る成果・効果の可視化」に取り組んでゆくことが期待される。

児童虐待防止法、児童相談所運営指針及び市町村児童家庭相談援助指針などの関連法令や指針においては、行政と民間団体の間の連携の強化に努めなければならないとされているが、現場にこういった方針が浸透しているとは言いがたい。本調査研究で示したような官民連携の好事例を用いて、官民連携の意義・効果の周知徹底をしていくことが望ましい。

さらに、児童虐待防止への取組を効果的に実施するためには、支援対象の児童や家庭に関連する情報を関係者間が適時適切に共有することが重要である。民間団体と行政間、市区町村と児童相談所間など、児童虐待防止の取組に関わる関係者間で適時適切な情報共有の実現を目指すための指針策定や、情報の一元化・共有の仕組みの構築が求められる。

また、「行政働きかけ型」や「民間働きかけ型」で連携を開始できる実績・経験のある民間団体が地域にない場合も想定されることから、官民が協働しながら問題の分析や対応方針の検討、社会資源の開発までを行う「協働型」の連携が、連携を進めるパターンとして期待される。一方で、こうした「協働型」の連携は労力・時間もかかることから、容易にできるわけではない。そこで、行政と民間団体が協働して児童虐待対応に取組む新たなモデル事業に対して、行政や民間の助成財団等が助成することも官民連携の後押しとして有効だと考えられる。

さらに、こうした官民連携の取組の成果・効果が可視化されることにより、当該取組の改善につながるほか、効果が示されることでその官民連携モデルが他地域へも展開してゆくことも期待される。こうしたことから、児童虐待防止の取組に係る成果指標を取組の分野別に検討し、成果指標の設定が可能な分野については成果指標案及びその測定方法を示すこと、また評価に必要なデータ整備等が望まれる。

児童虐待の問題は、行政だけで、もしくは民間だけで解決できるわけではなく、官民がそれぞれを補完し合うことで解決に近づくことができると考える。本調査研究が、そうした官民のパートナーシップ促進の一助となることを願う。

別紙

- 1. 調查票(民間団体用)
- 2. 調查票(市区町村用)
- 3. 調査票(児童相談所用)
- 4. 調査実施の手引き(民間団体用)
- 5. 調査実施の手引き(市区町村用)
- 6. 調査実施の手引き(児童相談所用)
- 7. 調查票回答民間団体一覧
- 8. 調査票調査結果
- 9. インタビュー先一覧
- 10. 里親委託および特別養子縁組の推進による社会的コストへの影響の試算方法詳細
- 11. 参考資料一覧

1. 調査票(民間団体用)

調査票(民間団体用)

*必須

Q1. 貴団体の概要について	Q1.	貴団	体の	概要	にこ	JU.	۱7
----------------	-----	----	----	----	----	-----	----

法人の種類*					
特定非営利活動法人	、認定特定非営利活動法人、社会福祉法人、任意団体等、法人の種類を記載してください。				
団体名*					
代表者氏名*					
所在地*					
主たる事務所の所在地を記載してください。(例:東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル)					
設立年*	電話番号*				
注 (組織し) て助知	ひを開始」を年を記載してください。				

Q2. 貴団体の運営状況について

O2-1. 職員数*

前事業年度末における職員数(有給無給問わず)について、当てはまるものに丸をしてください。

0人 1人 2人 3人 4~5人 6~10人 11人~

上記の職員数のうち、前事業年度末における常勤有給職員数、非常勤有給職員数について、当てはまるものに 丸をしてください。

常勤有給職員数	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~
非常勤有給職員数	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~

O2-2. ボランティア人数*

前事業年度において、貴団体の事業活動に携わったボランティアの平均人数(月平均)について、当てはまるものに丸をしてください。(管理、運営、総務、庶務等に係るものは除く)。

0.1	1~9人	10~	30~	50~	100~	200~	500 1 -
0人	1~9人	29人	49人	99人	199人	499人	500人~

Q2-3. 職員の資格保有等の状況*

下記の資格・経歴ごとの職員数(前事業年度末)について、当てはまるものに丸をしてください。

1人の職員が複数の項目にあてはまる場合は、各項目で1人と数えてください。

保育士	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~
幼稚園教諭	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~

教員	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~
保健師・助産師・看護師	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~
医師	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~
弁護士	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~
社会福祉士	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~
臨床心理士	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~
精神保健福祉士	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~
市区町村OB	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~
児童相談所OB	0人	1人	2人	3人	4~5人	6~10人	11人~

Q2-4. 前事業年度における収益/売上の規模について、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。* Q2-5に示した収益源すべての総額で回答してください(寄付や会費等も含む収益総額)。

1.	100万円未満
----	---------

2. 100万円~500万円未満

3. 500万円~1,000万円未満

4. 1,000万円~5,000万円未満

5. 5,000万円~1億円未満

6. 1億円~5億円未満

7. 5億円以上

Q2-5. 以下に示した収益源ごとに大まかな割合(%)を教えてください(全体が100%になるようにしてください)。*

会費	寄付金	補助金·助成金	事業収入	その他収益※
%	%	%	%	%

※利子、配当、地代家賃等

O2-6. 貴団体のホームページ(ブログ含む)を開設していますか。*

開設している場合、括弧内にホームページのアドレスを記入してください。

1. あり(

2. なし (→03へ)

Q2-7. 貴団体ホームページに掲載している情報について、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。(複数 選択可)

1. 団体基本情報(代表者、所在地、等)

5. 年次事業計画・事業報告

)

2. 活動内容の紹介

6. 年次会計報告

3. 日々の活動状況の発信

7. その他(

4. 問い合わせ先

Q2-8. 貴団体ホームページの更新頻度について、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。

- 1. 週に1回以上
- 2. 月に1回以上
- 3. 四半期に1回以上

03. 子どもと子育て家庭への支援や児童虐待の防止に関する活動について

- Q3-1. 貴団体の活動で、下記の活動に当てはまるものがあれば選択肢の番号に丸をしてください。当てはまるものがない場合は、「その他」を選択し、横に活動の概要を記載してください。(複数選択可)* 各選択肢の具体例は、調査実施の手引きP.2をご参照ください。
 - 1. 妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談窓口
 - 2. 親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援
 - 3. 家庭訪問による育児・家事支援
 - 4. 虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談・訪問等の支援
 - 5. 虐待リスクのある親へのグループケア
 - 6. 学校外の子どもの居場所づくりや学習支援
 - 7. 虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認
 - 8. 虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への相談支援

- 9. 虐待を受けたと思われる児童、その他保護を必要とする児童の一時的な保護
- 10. 虐待ケースに係る親子関係再構築支援
- 11. 里親委託の推進
- 12. 養子縁組の推進
- 13. 児童養護施設入所児童に対する学習や 就労等に関する支援
- 14. 児童養護施設退所児童に対するアフターケア
- 15. 研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ等の支援
- 16. その他()

()3-2	03-1	で同答	た活動の	内容を	対ラでく	ださい.	*
`	25-4.	U J-1		// に 1 ロ カカッノ	1 1/0 0 4	\mathcal{L}	·/	

的に教えてください。Q3-1で3つ以上の取組みを選択した場合、主な取組みを細は、調査実施の手引きP.3を参照してください。紙幅が足りない場合は、別添る	

支援対象者、支援対象者ごとの支援内容、行政や他の団体にはない特徴的な点、特に工夫している点などについて、具体

O4. 行	政との	D連携につい	ነ Շ :	1児童相談所
-------	-----	--------	--------------	--------

ここからは、行政との連携状況についてお聞きします。まず、児童相談所との連携状況についてお聞きします。

- Q4-1. 貴団体と児童相談所との連携について、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。*
 - 1. 現在何らかの連携をしている (→Q4-2へ)
 - 2. 連携の必要性は感じているが連携には至っていない (→Q4-5へ)
 - 3. 業務実施上、特に連携の必要はない (→Q5へ)
- Q4-2. Q4-1で「1. 現在何らかの連携をしている」と回答した場合、貴団体と児童相談所との連携方法について、 当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。(複数選択可)
 - 1. 児童相談所から業務の委託を受けている
 - 2. 児童相談所と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている(上記の委託契約を除く)
 - 3. 児童相談所との間で相談やアドバイス、情報共有をしている(上記の協定等の取り決めに基づくものを除く。定期不定期は問わない)
 - 4. 貴団体が実施する研修・講演等を児童相談所の職員が受講している
 - 5. 児童相談所が実施する研修・講演等を貴団体の職員が受講している
 - 6. その他(
- O4-3. O4-2で回答した連携について、その内容を教えてください。

連携の内容・方法、児童相談所と貴団体の役割分担、連携において特に工夫している点、連携によるメリットなどについて、 具体的に教えてください。連携が3つ以上ある場合、主な連携を**2つ**選んで記載して下さい。記載方法の詳細は、調査実施の手引きP.3を参照してください。紙幅が足りない場合は、別添の予備回答用紙に記入してください。

) (いて、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。	(後奴廷	₹1/\ PJ /	
	回名	苓後は Q5 から回答してください。			
	1.	児童相談所との役割・責任分担の明確化	5.	取組みの評価方法	
	2.	支援の対象となる児童や家庭等に関する	6.	児童相談所担当者の人事異動	
		情報共有の方法	7.	児童相談所との信頼関係の構築	
	3.	個別ケースの支援方針に関する児童相談	8.	財政支援が十分でない	
		所との認識の違い	9.	課題は特にない	
	4.	支援ノウハウの児童相談所との共有	10.	その他()
Q4-5	. Q4	-1で「2. 連携の必要性は感じているが連携には至	っていな	い」と回答した場合、どういった点で児	童相
	談別	所との連携が必要だと感じていますか。			
Q4-6	. Q4	-1で「2. 連携の必要性は感じているが連携には至·	っていな	い」と回答した場合、連携をする上での)障害
Q4-6	_	-1で「2. 連携の必要性は感じているが連携には至・ ついて、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください)障害
Q4-6	につ		ハ。(複数		
Q4-6	につ	ついて、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください	ハ。(複数	選択可)	
Q4-6	につ	ついて、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください 児童相談所への働きかけ方がわからない	ハ。(複数	選択可) 守秘義務等、児童相談所が求める 満たすことが難しい	

Q5. 行政との連携について: ②市区町村

次に、貴団体と市区町村(市区町村の要保護児童対策地域協議会、児童福祉担当部署のほか、保健センター、教育委員会等を含む)との連携状況についてお聞きします。

- Q5-1. 貴団体と市区町村との連携について、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。*
 - 1. 現在何らかの連携をしている (→Q5-2へ)
 - 2. 連携の必要性は感じているが連携には至っていない (→Q5-5)
 - 3. 業務実施上、特に連携の必要はない (→Q6へ)

Q5-2.	Q5-1	で「1. 現在何らかの連携をしている」と回答した場合、 貴団体と市区町村との連携方法について、当
	ては	まる選択肢の番号に丸をしてください。(複数選択可)
	1.	市区町村から業務の委託を受けている
	2.	市区町村から事業費の補助・助成を受けている
	3.	市区町村と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている(上記の委託、補助・助成を除く)
	4.	市区町村の要保護児童対策地域協議会のメンバーとなっている
	5.	市区町村との間で相談やアドバイス、情報共有をしている(上記の協定等の取り決めに基づくものや
		協議会を通じたものを除く。定期不定期は問わない)
	6.	貴団体が実施する研修・講演等を市区町村の職員が受講している
	7.	市区町村が実施する研修・講演等を貴団体の職員が受講している
	8.	その他(
Q5-3.	Q5-2	で回答した連携について、その内容を教えてください。
		の内容・方法、市区町村と貴団体の役割分担、連携において特に工夫している点、連携によるメリットなどについて、具
		に教えてください。連携が3つ以上ある場合、主な連携を 2つ 選んで記載して下さい。記載方法の詳細は、調査実施の きP.4を参照してください。紙幅が足りない場合は、別添の予備回答用紙に記入してください。
	7-01	CI.+で参照して、たCV。 MATER A CETTA V であられる、かがい フェ I III 回台/ TAMA (CELTA COV)。
	1	

			ملد ١	
Q5-4.	~	1で「1. 現在何らかの連携をしている」と回答した場合		
		、、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。 (教	复奴選	[大月]
	回答	後はQ6から回答してください。		
	1.	市区町村との役割・責任分担の明確化	5.	取組みの評価方法
	2.	支援が必要な児童や家庭等に関する情	6.	市区町村担当者の人事異動
		報共有の方法	7.	市区町村との信頼関係の構築
	3.	個別ケースの支援方針に関する市区町村	8.	財政支援が十分でない
		との認識の違い	9.	課題は特にない
	4.	支援ノウハウの市区町村との共有	10.	その他()
Q5-5.	Q5-	1で「2. 連携の必要性は感じているが連携には至って	ていな	い」と回答した場合、どういった点で市区町
	村と	の連携が必要だと感じていますか。		
O5-6.	O5-	1で「2. 連携の必要性は感じているが連携には至って	こいな	い」と回答した場合、連携をする上での障害
C	~	いて、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。		
	1.			守秘義務等、市区町村が求める条件を満
	2.	市区町村に連携する意図がない		たすことが難しい
	3.	支援の考え方や全体の方向性が市区町村	5.	その他()
		と異なる		,

Q6. 活動の目標について

Q6-1. 活動の目標について、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。*

選択肢にある「数値的な指標」とは、たとえば電話相談件数、訪問件数、研修実施回数、家庭復帰した児童数、といったものを指し、「数値的な目標」は、このような指標についての目標を指します。一方、「数値では表せない目標」は、そのような指標では表せないような、ある時点での状態や状況に関する目標を指します。詳しくは調査実施の手引きP.4を参照してください

- 1. 活動について数値では表せないが目標を 定めている
- 2. 活動について数値的な目標を定めている
- 3. 活動について目標は定めていないが数値的な指標により活動状況を把握している
- 4. 特に目標や指標は定めていない

_	16-1で、「1. 活動について数値では表せないが目標を定めている」、「2. 活動について数値的な目標を定 トマいる 小屋祭した場合、日標の内容を教えてください(原し古授制の者 - の字) たっし調本にないて「土
	りている」と回答した場合、目標の内容を教えてください(例:支援対象者へのアンケート調査において「大 で満足」が8割以上、年間の家庭訪問件数○件以上、等)。
	て個と」から前の工、中間の家庭の同件数○件の工、等)。 「3. 活動について目標は定めていないが数値的な指標により活動状況を把握している」と回答した場合
	旨標の内容を教えてください(例:電話相談件数、研修の実施回数、等)。
'	
おわり	
最後に	、ご回答者の連絡先、および団体情報の取り扱いについてお聞きします。
ご同答	者のご連絡先について *
	ロンーという。 答いただいた内容の確認をさせていただく場合があるため、ご回答者のご連絡先を教えてください。ご連
	情報は、内容確認の問い合わせのためだけに使用し、その他の目的で使用することはありません。
수p FP	कर-1
部署 役職	電話 番号
叮. 夕	メール
氏名	アドレス
団体情	報の取り扱いについて*
	査を通じて得た情報は調査結果報告書として取りまとめ、インターネット上などで公開することを予定して
	その報告書の中で、ご回答いただいた貴団体の情報(団体名、代表者、住所、電話、HP、取組みと行 ************************************
	車携の概要等)を先進的な事例として紹介させていただく場合があります。 報告書の中での団体情報の公 ハて、同意/不同意を教えてください。
川(し)	(- C) 国本() 国本() 国本() () () () () () () () () ()

質問は以上となります。お忙しい中、調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

2. 同意しない

1. 同意する

2. 調査票(市区町村用)

調査票(市区町村用)

*必須

Q1. 民間団体との現在の連携状況について

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、親子関係再構築・自立支援に関連する業務について、民間団体との連携状況についてお聞きします。

「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「親子関係再構築・自立支援」の範囲については調査実施の手引きP.2、「民間団体」の定義についてはP.3を参照してください。

- Q1-1. 民間団体との連携状況について、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。(複数選択可)*
 - 1. 民間団体に一部業務を委託している
 - 2. 民間団体が実施する事業の経費の全部/一部を補助・助成している
 - 3. 民間団体と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている(上記の委託、補助・助成の場合を除く)
 - 4. 市区町村の要保護児童対策地域協議会に民間団体が参加している
 - 5. 民間団体との間で相談やアドバイス、情報共有をしている(上記の協定等の取り決めに基づくものや協議会を通じたものを除く。定期不定期は問わない)
 - 6. 民間団体が実施する研修・講演等を職員が受講している
 - 7. 市区町村が実施する研修・講演等を民間団体の職員が受講している
 - 8. 特に連携はしていない

_	その他(\
()	2-111111	١
9	~ (/ //THL	,

Q1-2. Q1-1で「1. 民間団体に一部業務を委託している」と回答した場合、(1)発生予防、(2)早期発見・早期対応、(3)親子関係再構築・自立支援の該当するカテゴリで、委託先を<u>1つ</u>選び、委託内容(委託事業名、委託先、事業概要)を教えてください。

各カテゴリの説明については調査実施の手引きP.2をご参照ください。

(1) 発生予防		
委託事業名		
委託先名		
事業概要		

(1) 早期発見・早	期対応
委託事業名	
委託先名	
事業概要	
(2) 親子関係再構	青築・ 自立支援
委託事業名	
委託先名	
事業概要	
予防、(2)早	民間団体が実施する事業の経費の全部/一部を補助・助成している」と回答した場合、(1)発生 期発見・早期対応、(3)親子関係再構築・自立支援の該当するカテゴリで、助成先を 1つ 選び、 助成事業名、助成先、事業概要)を教えてください。
(1) 発生予防	
助成事業名	
助成先名	
事業概要	

(1) 早期発見・早	期対応
助成事業名	
助成先名	
事業概要	
(2) 親子関係再構	\$築·自立支援
助成事業名	
助成先名	
事業概要	
	民間団体と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている」と回答した場合、取り決め先を 12 取り決め先の民間団体の名称および取り決めの概要を教えて下さい。
民間団体名	
取り決め概要	

	「4. 市区町村の要保護児童対策地域協議会 団体名を教えてください。 複数の団体が参加し			
民間団体名	1			
民間団体名	2			
民間団体名:	3			
ださい。 1. 民 2. 支 情	体との連携を行う上で直面した/直面している。 (複数選択可) 問団体との役割・責任分担の明確化 接の対象となる児童や家庭等に関する 報共有の方法 別ケースの支援方針に関する民間団体	課題につい 6. 7. 8. 9.	民間団体担当者の人事異動 民間団体との信頼関係の構築 民間団体の財政上の制約	をしてく
4. 支	違い 接ノウハウの民間団体との共有 組みの評価方法		課題は特にない その他()
•	体との今後の連携について 1月日は100亩増えるかいナスツ亜ギャス12ネネ	フ 光辺 14・4	ヒ ハ+-+-3、 *	
	と間団体との連携を強化する必要があると考え る(→Q2-2〜)		がまりがら、 たい (→Q2-4〜)	
Q2-2. Q2-1で	「1. ある」と回答した場合、当該業務の内容を	教えてくた 	ごさい。 	
_	「1. ある」と回答した場合、今後民間団体と連まをしてください。(複数選択可)	携する上で	ぐの障害について、当てはまる選択肢	支の番
1. 民 2. 民	間団体の活動に関する情報が不足している :間団体への働きかけ方がわからない :間団体に連携する意図がない			

4. 委託費など連携の予算がない

2.	間団体が満たするとか難しい特に障害はない	3.	その他()
Q2-4. そ	の他、民間団体との連携について特筆すべき	き事項がもしあれ	ば教えてください。	
おわりに				
	いただいた内容の確認をさせていただく場合 報は、内容確認の問い合わせのためだけに			
がはフロマノ1月	弁区(よ、ドリ/台4性前のVノ ロ) V ・ロ 4フ ビ Vノ/こびノ/こび/(こび) Vこ	使用し、てり他の	プロロンで使用することはめりません。	
市区		電話		_
町村名*		番号*		
部署•		メール		_
役職名	k	アドレス*		
氏名 *				

質問は以上となります。お忙しい中、調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

3. 調査票(児童相談所用)

調査票(児童相談所用)

*必須

Q1. 民間団体との現在の連携状況について

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、親子関係再構築・自立支援に関連する業務について、民間団体との連携状況についてお聞きします。

「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「親子関係再構築・自立支援」の範囲については調査実施の手引きP.2、「民間団体」の 定義についてはP.3を参照してください。

- Q1-1. 民間団体との連携状況について、当てはまる選択肢の番号に丸をしてください。(複数選択可)*
 - 1. 民間団体に一部業務を委託している
 - 2. 民間団体と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている(上記の委託契約の場合を除く)
 - 3. 民間団体との間で相談やアドバイス、情報共有をしている(上記の協定等の取り決めに基づくものを除く。定期不定期は問わない)
 - 4. 民間団体が実施する研修・講演等を職員が受講している
 - 5. 児童相談所が実施する研修・講演等を民間団体の職員が受講している
 - 6. 特に連携はしていない
 - 7. その他(
- Q1-2. Q1-1で「1. 民間団体に一部業務を委託している」と回答した場合、(1)発生予防、(2)早期発見・早期対応、(3)親子関係再構築・自立支援の該当するカテゴリで、主な委託先を<u>1つ</u>選び、委託内容(委託事業名、委託先、事業概要)を教えてください。

各カテゴリの説明については調査実施の手引きP.2をご参照ください。

(1) 発生予防		
委託事業名		
委託先名		
事業概要		

(1) 早期発見・早	期対応
委託事業名	
委託先名	
事業概要	
(2) 親子関係再構	 奪築·自立支援
委託事業名	
委託先名	
事業概要	
	民間団体と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている」と回答した場合、取り決め先を12 取り決め先の民間団体の名称および取り決めの概要を教えて下さい。
民間団体名	
取り決め概要	

Q1-4.		間団体との連携を行う上で直面した/直面している説 らい。(複数選択可)	果題につい	ハて、当てはまる選択肢の番号に丸をしてく
	1.	民間団体との役割・責任分担の明確化	6.	民間団体担当者の人事異動
	2.	支援の対象となる児童や家庭等に関する	7.	民間団体との信頼関係の構築
		情報共有の方法	8.	民間団体の財政上の制約
	3.	個別ケースの支援方針に関する民間団体	9.	民間団体の専門性・スキルの制約
		の違い	10.	課題は特にない
	4.	支援ノウハウの民間団体との共有	11.	その他()
	5.	取組みの評価方法		
Q2.	民間	団体との今後の連携について		
Q2-1.	今往	後民間団体との連携を強化する必要があると考える	5業務はあ	ありますか。 *
	1.	ある (→Q2-2〜)	2.	ない (→Q2-4〜)
		1で「1. ある」と回答した場合、当該業務の内容を教		
Q2-3.	~	1で「1. ある」と回答した場合、今後民間団体と連携 こ丸をしてください。(複数選択可)	考する上で	での障害について、当てはまる選択肢の番
Q2-3.	~			での障害について、当てはまる選択肢の番 民間団体の経験・実績が十分でない
Q2-3.	号に	こ丸をしてください。(複数選択可)		
Q2-3.	号以 1.	こ丸をしてください。(複数選択可) 民間団体の活動に関する情報が不足している	6.	民間団体の経験・実績が十分でない
Q2-3.	号以 1. 2.	こ丸をしてください。(複数選択可) 民間団体の活動に関する情報が不足している 民間団体への働きかけ方がわからない	6.	民間団体の経験・実績が十分でない 守秘義務等、児童相談所が求める条件を
Q2-3.	号(c) 1. 2. 3.	こ丸をしてください。(複数選択可) 民間団体の活動に関する情報が不足している 民間団体への働きかけ方がわからない 民間団体に連携する意図がない	6. 7.	民間団体の経験・実績が十分でない 守秘義務等、児童相談所が求める条件を 民間団体が満たすことが難しい
Q2-3.	号に 1. 2. 3. 4.	こ丸をしてください。(複数選択可) 民間団体の活動に関する情報が不足している 民間団体への働きかけ方がわからない 民間団体に連携する意図がない 委託費など連携の予算がない	6. 7. 8.	民間団体の経験・実績が十分でない 守秘義務等、児童相談所が求める条件を 民間団体が満たすことが難しい 特に障害はない
	号(c) 1. 2. 3. 4. 5.	こ丸をしてください。(複数選択可) 民間団体の活動に関する情報が不足している 民間団体への働きかけ方がわからない 民間団体に連携する意図がない 委託費など連携の予算がない 支援の考え方や全体の方向性が民間団	6. 7. 8. 9.	民間団体の経験・実績が十分でない 守秘義務等、児童相談所が求める条件を 民間団体が満たすことが難しい 特に障害はない その他()

おわりに

ご回答いただいた内容の確認をさせていただく場合があるため、ご回答者のご連絡先を教えてください。ご連絡先の情報は、内容確認の問い合わせのためだけに使用し、その他の目的で使用することはありません。

児童 相談所名*	電話	
相談所名*	番号*	
部署•	メール	
部署• 役職名 *	メール アドレス*	
氏名*		

質問は以上となります。お忙しい中、調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

4. 調査実施の手引き(民間団体用)

調査実施の手引き(民間団体用)

1 本調査の目的とご協力のお願い

本調査は、児童虐待の防止を推進するため、全国の民間団体、児童相談所、市区町村等の第一線で尽力されている方々から、現在子ども家庭支援や児童虐待防止に関して取り組まれている内容等を伺い、民間団体と行政との更なる連携を図っていくための知見を得ることを目的として、厚生労働省より、「平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(地域における児童虐待防止対策推進に資する調査研究)」に係る業務委託を受けて、公益財団法人日本財団が行うものです。

本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本調査を通じて得た情報は、調査結果報告書として取りまとめ、インターネット上などで公開することを予定していますが、上記の目的の範囲内のみで利用し、その他の目的のために利用することはありません。ご回答いただく情報は、同意のない限り、第三者へ提供したり特定の個人・団体が特定できる形で公表したりすることはありません。

2 ご記入にあたってのお願い

本調査では、同封の調査票への回答のほか、下記のURLからオンラインでの回答も可能です。 どちらか一方にご回答いただきますようお願い申し上げます。

オンライン回答ページ: http://goo.gl/forms/z0d8v2Oj4w

※スマートフォンには対応していません。PCからアクセスしてください。

※数字の「ゼロ」とアルファベットの「オー」の違いにご注意下さい。

ご回答は、平成 27 年 12 月 25 日(金)までに、同封の返送用封筒を使って回答済みの調査票を投函していただくか、もしくはオンラインで入力していただきますようお願いいたします。

調査票は、代表者または児童虐待防止に係る取組みの責任者の方にご記入をお願いします。 また、調査票は別に指定がある場合を除き回答日現在でご回答ください。

◆調査に関する問い合わせ先および回答結果のご送付先

公益財団法人 日本財団 ソーシャル・イノベーション本部 藤田 滋

電話: 03-6229-5272 / 070-2160-4247

電子メール: s_fujita@ps.nippon-foundation.or.jp

住所: 〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル

1 調査票に関するご回答の手引き

以下では、調査票の主な質問について、設問趣旨、記入方法、記入例、用語等を示しますので ご回答にあたって参照してください。

1.1 Q3「子どもと子育て家庭への支援や児童虐待の防止に関する活動について」

本質問では、子どもと子育て家庭への支援や児童虐待の防止に関する貴団体の活動内容をお聞きします。

Q3-1

Q3-1 に示した各選択肢の具体例は下記のとおりです。

選択肢	活動の具体例
妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等	妊娠 SOS 窓口、児童虐待電話相談窓口
を活用した相談窓口	
親子を対象とした講座や育児サークル等の親	育児講座の実施、育児サークル等の運営、育
子支援	児サロン、子どもの一時預かり
家庭訪問による育児・家事支援	ホームスタート
虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家	_
庭に対する相談・訪問等の支援	
虐待リスクのある親へのグループケア	_
学校外の子どもの居場所づくりや学習支援	放課後児童クラブの運営
虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認	夜間休日の通告受付・家庭訪問
虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取	_
り、保護者への相談支援	
虐待を受けたと思われる児童、その他保護を	一時保護所、緊急避難所(シェルター)の運営
必要とする児童の一時的な保護	
虐待ケースに係る親子関係再構築支援	ペアレントトレーニングプログラムの開発・実施

里親委託の推進	里親開拓、里親への研修実施、訪問支援・一 時休息等の里親支援、里子支援
養子縁組の推進	特別養子縁組の仲介・あっせん、養親候補の事前審査、研修、アフターフォロー
児童養護施設入所児童に対する学習や就労 等に関する支援	児童養護施設退所予定者と企業とのマッチン グ、就活支援、就労体験の提供
児童養護施設退所児童に対するアフターケア	児童養護施設退所児童への相談窓口、生活 支援、退所児童の交流の場の運営
研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ 等の支援	家庭訪問支援員向け研修の実施

Q3-2

Q3-1 で回答した取組みについて、その内容を教えてください。その際、下記の事項を含めて記載してください。

- 活動地域
- ・ 支援の対象者

※「ひとり親家庭の就学前のこども」のように、対象者の置かれた状況や特徴を具体的に教えてください。

- ・ 支援の対象者ごとの支援内容
- ・ 行政や他の団体にはない特徴的な点、特に工夫している点

また、Q3-1 で複数の取組みを選択した場合、それぞれの取組みについて、上記の事項を含めて詳細を記載してください。3つ以上の取組みを選択した場合、主な取組みを2つ選んで記載してください。

1.1 Q4「行政との連携について:①児童相談所」

Q4-3

Q4-2 で回答した連携について、その内容を教えてください。その際、下記の事項を含めて記載してください。

- ・ 具体的な連携内容(連携の方法、児童相談所・団体の役割分担、等) ※相談やアドバイス、情報共有の場合はその頻度
- ・ 連携において特に工夫している点
- ・ 連携をしたことによる効果、貴団体にとってのメリット

また、Q4-2 で複数の連携方法を選択された場合、それぞれの連携方法について、上記の事項を含めて詳細を記載してください。連携が3つ以上ある場合、主な連携を2つ選んで記載して下さい。

1.1 Q5「行政との連携について:②市区町村」

Q5-3

Q5-2 で回答した連携について、その内容を教えてください。その際、下記の事項を含めて記載してください。

- ・ 具体的な連携内容(連携の方法、市区町村・団体の役割分担、等) ※相談やアドバイス、情報共有の場合はその頻度
- ・ 連携において特に工夫している点
- ・ 連携をしたことによる効果、貴団体にとってのメリット

また、Q5-2 で複数の連携方法を選択された場合、それぞれの連携方法について、上記の事項を含めて詳細を記載してください。連携が3つ以上ある場合、主な連携を2つ選んで記載して下さい。

1.2 Q6「活動の目標について」

Q6-1

活動の目標をどのように定めているかをお聞きします。

「数値的な指標」については、下表に示すような考え方を参考にしてください。「数値的な目標」とは、下表に示したような指標についての目標を指します。一方、「数値では表せない目標」は、下表に示したような指標では表せないような、ある時点での状態や状況に関する目標を指します。

指標の種類	説明	指標の例示
活動指標	事業の活動状況、活動量に関	・電話相談対応件数
	する指標	・家庭訪問件数
		・一時保護児童数
		・研修実施回数
		・研修受講者数
		・養子縁組相談件数
成果指標	活動の結果として目指す成果に	・親子関係再構築プログラムの
	関する指標	結果家庭復帰した児童数
		・養子縁組のあっせんにより施
		設を退所した児童数

5. 調査実施の手引き(市区町村用)

調査実施の手引き

1 本調査の目的とご協力のお願い

本調査は、児童虐待の防止を推進するため、全国の民間団体、児童相談所、市区町村等の第一線で尽力されている方々から、現在子ども家庭支援や児童虐待防止に関して取り組まれている内容等を伺い、民間団体と行政との更なる連携を図っていくための知見を得ることを目的として、厚生労働省より、「平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(地域における児童虐待防止対策推進に資する調査研究)」に係る業務委託を受けて、公益財団法人日本財団が行うものです。

本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本調査を通じて得た情報は、調査結果報告書として取りまとめ、インターネット上などで公開することを予定していますが、上記の目的の範囲内のみで利用し、その他の目的のために利用することはありません。ご回答いただく情報は、同意のない限り、第三者へ提供したり特定の個人・団体が特定できる形で公表したりすることはありません。

2 ご記入にあたってのお願い

本調査では、同封の調査票への回答のほか、下記のURLからオンラインでの回答も可能です。 どちらか一方にご回答いただきますようお願い申し上げます。

オンライン回答ページ: http://goo.gl/forms/lrTLUvRyzy ※スマートフォンには対応していません。PC からアクセスしてください。

ご回答は、平成 27 年 12 月 25 日(金)までに、同封の返送用封筒を使って回答済みの調査票を投函していただくか、もしくはオンラインで入力していただきますようお願いいたします。

調査票は、児童福祉主管課のご担当者の方にご記入をお願いします。また、調査票は別に指定がある場合を除き回答日現在でご回答ください。

◆調査に関する問い合わせ先および回答結果のご送付先

公益財団法人 日本財団 ソーシャル・イノベーション本部 藤田 滋

電話: 03-6229-5272

電子メール: s_fujita@ps.nippon-foundation.or.jp

住所: 〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル

1 調査票に関するご回答の手引き

以下では、本調査における用語について説明しますので、ご回答にあたってご参照ください。

1.1 Q1「民間団体との現在の連携状況について」

「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「親子関係再構築・自立支援」の範囲は、下表を参照してください。

用語	業務の例
発生予防	妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談 支援
	親を対象とした講座や育児サークル等の子育てスキル向上の ための親支援
	ショートステイ等による子育て負担解消のための親支援
	家庭訪問による育児・家事支援
	育児サロン等による親の孤立防止のための親支援
	虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談・訪問等の支援
	虐待リスクのある親へのグループケア
	学校外の子どもの居場所づくりや学習支援
早期発見・早期対応	虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認
	虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への 相談支援
	虐待を受けたと思われる児童、その他保護を必要とする児童 の一時的な保護
親子関係再構築•自立支援	虐待ケースに係る親子関係再構築支援
	里親委託に係る支援
	養子縁組に係る支援
	児童養護施設入所児童に対する学習や就労等に関する支援
	児童養護施設退所児童に対するアフターケア

民間団体の定義は下表を参照してください。

本調査における民間団体の定義	補足説明
当該団体が児童虐待防止対策における「発生	助成金などによる資金提供や啓蒙・研究のみ
予防」、「早期発見・早期対応」、「親子関係再	を行う団体は対象外とします。
構築・自立支援」のいずれかについて、事業	
主体として取り組んでいること。	
行政機関(児童相談所、福祉事務所、保健	非営利団体は、主に特定非営利活動法人、
所、教育委員会、要保護児童対策地域協議	各種財団/社団法人や社会福祉法人、任意団
会)、関係機関(警察、保育所、幼稚園、学	体などが想定されます。ただし、営利団体であ
校、医療機関、法律機関、児童家庭支援セン	っても連携当事者として中核的な役割を果た
ター、児童養護関連施設など)を除く、非営利	している場合は、民間団体に含めて回答して
団体であること。	下さい。

6. 調査実施の手引き(児童相談所用)

調査実施の手引き

1 本調査の目的とご協力のお願い

本調査は、児童虐待の防止を推進するため、全国の民間団体、児童相談所、市区町村等の第一線で尽力されている方々から、現在子ども家庭支援や児童虐待防止に関して取り組まれている内容等を伺い、民間団体と行政との更なる連携を図っていくための知見を得ることを目的として、厚生労働省より、「平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(地域における児童虐待防止対策推進に資する調査研究)」に係る業務委託を受けて、公益財団法人日本財団が行うものです。

本調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本調査を通じて得た情報は、調査結果報告書として取りまとめ、インターネット上などで公開することを予定していますが、上記の目的の範囲内のみで利用し、その他の目的のために利用することはありません。ご回答いただく情報は、同意のない限り、第三者へ提供したり特定の個人・団体が特定できる形で公表したりすることはありません。

2 ご記入にあたってのお願い

本調査では、同封の調査票への回答のほか、下記のURLからオンラインでの回答も可能です。 どちらか一方にご回答いただきますようお願い申し上げます。

オンライン回答ページ: http://goo.gl/forms/hYkzDVROq0 ※スマートフォンには対応していません。PC からアクセスしてください。

ご回答は、平成 27 年 12 月 25 日(金)までに、同封の返送用封筒を使って回答済みの調査票を投函していただくか、もしくはオンラインで入力していただきますようお願いいたします。

調査票は、所長または児童虐待防止に係る取組みの責任者の方にご記入をお願いします。また、調査票は別に指定がある場合を除き回答日現在でご回答ください。

◆調査に関する問い合わせ先および回答結果のご送付先

公益財団法人 日本財団 ソーシャル・イノベーション本部 藤田 滋

電話: 03-6229-5272

電子メール: s_fujita@ps.nippon-foundation.or.jp

住所: 〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル

1 調査票に関するご回答の手引き

以下では、本調査における用語について説明しますので、ご回答にあたってご参照ください。

1.1 Q1「民間団体との現在の連携状況について」

「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「親子関係再構築・自立支援」の範囲は、下表を参照してください。

用語	業務の例
発生予防	妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談 支援
	親を対象とした講座や育児サークル等の子育てスキル向上の ための親支援
	ショートステイ等による子育て負担解消のための親支援
	家庭訪問による育児・家事支援
	育児サロン等による親の孤立防止のための親支援
	虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談・訪問等の支援
	虐待リスクのある親へのグループケア
	学校外の子どもの居場所づくりや学習支援
早期発見・早期対応	虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認
	虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への 相談支援
	虐待を受けたと思われる児童、その他保護を必要とする児童 の一時的な保護
親子関係再構築•自立支援	虐待ケースに係る親子関係再構築支援
	里親委託に係る支援
	養子縁組に係る支援
	児童養護施設入所児童に対する学習や就労等に関する支援
	児童養護施設退所児童に対するアフターケア

民間団体の定義は下表を参照してください。

本調査における民間団体の定義	補足説明
当該団体が児童虐待防止対策における「発生	助成金などによる資金提供や啓蒙・研究のみ
予防」、「早期発見・早期対応」、「親子関係再	を行う団体は対象外とします。
構築・自立支援」のいずれかについて、事業	
主体として取り組んでいること。	
行政機関(児童相談所、福祉事務所、保健	非営利団体は、主に特定非営利活動法人、
所、教育委員会、要保護児童対策地域協議	各種財団/社団法人や社会福祉法人、任意団
会)、関係機関(警察、保育所、幼稚園、学	体などが想定されます。ただし、営利団体であ
校、医療機関、法律機関、児童家庭支援セン	っても連携当事者として中核的な役割を果た
ター、児童養護関連施設など)を除く、非営利	している場合は、民間団体に含めて回答して
団体であること。	下さい。

7. 調査票回答団体一覧

※調査票回答団体のうち、団体情報の公開に同意した団体のみ掲載

【子どもと家庭への支援や児童虐待の防止に関する活動分野 凡例】

- 1. 妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談窓口
- 2. 親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援
- 3. 家庭訪問による育児・家事支援
- 4. 虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談・訪問等の支援虐
- 5. 虐待リスクのある親へのグループケア

- 6. 学校外の子どもの居場所づくりや学習支援
- 7. 虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認
- 8. 虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への相談支援
- 9. 虐待を受けたと思われる児童、その他保護を必要とする児童の一時的な保護
- 10. 虐待ケースに係る親子関係再構築支援

- 11. 里親委託の推進
- 12. 養子縁組の推進
- 13. 児童養護施設入所児童に対する学習や就労等に関する支援

16. その他

- 14. 児童養護施設退所児童に対するアフターケア
- 15. 研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ等の支援

	5.					10. 虐待ケー人に係る親子関係再構築文援									15. 射修寺を通じに支援者の登成でスキルアッノ寺の支援			
			基	本情報		子	どもと家庭	への支援や	ツ児童虐	≧待の!	坊止に関す	る活動	助分野		連絡先等			
No.	都道府県	設立年	法人の種類	団体名	1	2	3 4	5 6 7	8	9 1	0 11 12	2 13	14 15	16	代表者氏名	市区町村以降	URL	
1	北海道	1991	特定非営利活動法人	ワニワニクラブの仲間達の会		•									吉田 淑恵	室蘭市輪西町2丁目5-1 ぷらっと・てついち内		
2	北海道	1999	特定非営利活動法人	北海道こどものこころと発達支援センター	•	•		•				•			氏家 武	札幌市東区苗穂町3丁目2番7号	http://www.ujiie-clinic.sakura.ne.jp	
3	北海道	2003	特定非営利活動法人	子育てサポートネットる・る・る	•	•							•		松實 とよ実	標津郡中標津町東14条北1丁目4	http://nporururu.wix.com/kosodate	
4	北海道	2005	特定非営利活動法人	Kacotam				•				•			高橋 勇造	札幌市北区北8条西3丁目 エルプラザ市民活動サポートセンター事務ブース内	http://www.kacotam.com/	
5	青森県	2003	特定非営利活動法人	子育て応援隊 ココネット あおもり		•	•						•		沼田 久美	青森市岡造道3-4-27	http://www.cocoao.net/	
6	岩手県	2009	特定非営利活動法人	ふれあいステーション・あい	•	•	•						•		佐々木 りほ子	宮古市保久田6番8号	http://ww71.tiki.ne.jp/~fureai-s-ai/	
7	岩手県	2012	特定非営利活動法人	母と子の虹の架け橋	•	•	•						•		若菜 多摩英	花巻市上小舟渡272-1 伊藤住宅8号棟		
8	岩手県	2012	特定非営利活動法人	のびっこ寮育センター				•							鏡 英夫	盛岡市黒石野1-19-23	http://nobikko.org/	
9	宮城県	2012	特定非営利活動法人	子育て応援団ひよこ	•	•	•	•					•		齋藤 勇介	名取市大手町5-6-1 名取市市民活動支援センター	http://natori-hiyoko.com	
10	宮城県	2006	特定非営利活動法人	せんだいファミリーサポート・ネットワーク	•	•							•		伊藤 千佐子	仙台市青葉区国分町3-8-17日東ハイツ204	http://sefami.sakura.ne.jp/sefami/	
11	宮城県	2009	特定非営利活動法人	アスイク			•	•	•						大橋 雄介	仙台市宮城野区榴岡4-5-2 大野第2ビル2F	http://asvikv.org	
12	宮城県	2010	一般社団法人	宮城県助産師会	•	•									後藤 美子	仙台市太白区羽黒台21-25	http://www.midwife-miyagi.net/	
13	宮城県	2011	一般社団法人	マザー・ウイング	•	•	• •	• •					•		出雲 洋一	仙台市	http://mother-wing.jpn.org/	
14	宮城県	-	任意団体	子ども虐待予防センター・仙台	•	•	•	•		•	•		•		舟山眞人	仙台市青葉区星陵町2-1東北大学医学部法医学教室内	http://sendai-chap.fd531.com/	
15	福島県	2002	特定非営利活動法人	子育て支援グループこころ		•	•								中野 真理子	二本松市馬場平55-3	http://www.kokoro-kosodate.com/	
16	福島県	2002	特定非営利活動法人	ウェッブストーリー				•					•		今井 淑子	郡山市長者一丁目7番17号 さくらビル3階302-1号室	http://cafe21.net	
17	福島県	2009	特定非営利活動法人	Commune with 助産師	•	•	•						•	•	草野 祐香利	いわき市平谷川瀬字仲山町20-1	http://cw-jyosanshi.com	
18	茨城県	2006	認定特定非営利活動法人	いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい	•			•					•	•	坂本 博之	水戸市大塚町1866-102	http://network-i.jp/	
19	栃木県	2000	特定非営利活動法人	咲らん坊	•	•	•						•		星 ゆき子	日光市今市1659番地122	http://npo-sakuranbou.jimdo.com/	
20	栃木県	2004	特定非営利活動法人	だいじょうぶ	•	•	• •		•						畠山 由美	日光市今市1659-10	http://www.npo-daijobu.com	
21	栃木県	2009	認定特定非営利活動法人	うりずん										•	髙橋 昭彦	宇都宮市新里町丙357-14	http://www.npourizn.org/	
22	栃木県	2005	その他	とちぎユースアフターケア事業協同組合								•	•		牧 恒男	宇都宮市桜5丁目1-18 柿沼ビル501	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
23	埼玉県	2004	特定非営利活動法人	絆								•			森田 重敏	熊谷市船柗二丁目9-18 吉野進方		
24	埼玉県	2008	特定非営利活動法人	児童養護施設支援の会	•	•	• •	• •				•	• •		櫻井 美枝子	─ノ割1-24-38 1F	http://npojidou.wix.com/kero	
25	埼玉県	2002	特定非営利活動法人	わこう子育てネットワーク	•	•	• •	• •	•	•	•		•	•	森田 圭子	和光市丸山台3-1-23-701	http://wa-kosodate.com/	
26	埼玉県	2013	特定非営利活動法人	C・Cスペース	•	•	•			•			•		橋本 喜興子	さいたま市浦和口元町2-38-2		
27	埼玉県	1977	社会福祉法人	入間市社会福祉協議会			•							•	松下 庄一	入間市豊岡4丁目2番2号	http://iruma-shakyo.or.jp/	
28	埼玉県	2011	一般社団法人	埼玉県助産師会	•	•									中島桂子	さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター内	http://mw-saitama.com/	
29	千葉県	2007	特定非営利活動法人	Lily of The Valley	•	•	•		•						蝦名 広美	松戸市常盤平3-8-9		
30	千葉県	2015	特定非営利活動法人	風の子サークル		•									保坂 あけみ	松戸市馬橋497-5	http://kazenoko-circle.com/	
31	千葉県	2014	特定非営利活動法人	千葉県里親家庭支援センター	•		•				• •	•			木ノ内 博道	市川市国府台3-7-4	http://fosterfamily.web.fc2.com/	
32	東京都	2007	特定非営利活動法人	子供の未来を作る会JAPAN									•		森口 真	渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ1015 (株) TDR内		
33	東京都	2009	特定非営利活動法人	放課後NPOアフタースクール		•									平岩 国泰	港区新橋6-18-3 中村ビル2F	http://npoafterschool.org	
34	東京都	2000	特定非営利活動法人	日本子守唄協会	•	•							•		西舘 好子	台東区柳橋1-1-15-302	http://www.komoriuta.jp	
35	東京都	2006	特定非営利活動法人	星様教育研究所				•					•		松本 幸広	新宿区校町45番地	http://www.seisa.ed.jp/NPO/	
36	東京都	2002	特定非営利活動法人	手をつなご	•	•	•	• •	•	•	•		•		千葉 勝惠	練馬区石神井台5-9-6	http://tewotsunago.ciao.jp/	
37	東京都	2008	特定非営利活動法人	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ	•			•				•	•		渡井 隆行	文京区千駄木4-23-19 光和コーポ201号室	http://hinatabokko2006.com/	
38	東京都	2001	特定非営利活動法人	子育てネットワーク・ピッコロ		•	• •			•			•	•	小俣 みどり	清瀬市元町 2 - 1 8 - 1 0 1階	http://www.piccolonet.org/	
39	東京都	2004	特定非営利活動法人	環の会	•						•	•			星野 寛美	新宿区下落合4-23-13-5	http://wa-no-kai.jp	
40	東京都	2008	特定非営利活動法人	維新隊ユネスコクラブ				•							濱松 敏廣	新宿区西新宿7-16-1-201	http://ishintai.org/	
41	東京都	2013	特定非営利活動法人	みらいの森										•		調布市	http://mirai-no-mori.jp/	
42	東京都	2004	特定非営利活動法人	ホッとスマイル	•	•		•		•					平田 照男	葛飾区西亀有3-17-4 パークハイム404号		
43	東京都	2004	特定非営利活動法人	ホームスタート・ジャパン			• •						•	•	西郷 泰之	新宿区大久保3-10-1 B棟2F	http://www.homestartjapan.org/	
44	東京都	2003	特定非営利活動法人	バディチーム			• •				• •	•	•		岡田 妙子	新宿区下宮比町2-28-205	http://buddy-team.com/	
45	東京都	2008	特定非営利活動法人	地域の安全と安心を守る会											原田 侑典	中央区銀座2-4-2 銀座201ビル		
46	東京都	2012	特定非営利活動法人	タイガーマスク基金									• •	•	安藤 哲也	文京区本駒込3-10-3	http://www.tigermask-fund.jp/	
47	東京都	2002	特定非営利活動法人	全国福祉未来ネットワーク		•					•	•	•	•	久米 隼人	渋谷区渋谷2-19-15 宮益坂ビル811	http://mirai-net.org	
48	東京都	2010	特定非営利活動法人	さんばはうす葛飾		•								•	井出 陽子	葛飾区白鳥2丁目7-4-401	http://www.sanba-house.org/	
48	東京都	2010	特定非営利活動法人	さんばはうす葛飾		•	\perp			\perp				•	井出 陽子	葛飾区白鳥2丁目7-4-401	http://www.sanba-house.org/	

			Litter.			*		ini in in	÷+/				LL () mm			N= 65 to 165	
No 新道府旧	設立在		本情報	+ 1	ح ا د	もと豕に	を入の支						切分野 14 15	1.0	代表者氏名		URL
No. 都追府県 49 東京都	1988	法人の種類 特定非営利活動法人	団体名 サポートステーション輪	Ţ	2 3	4	5 6	/	8 5	9 10	11 12	2 13	14 15	16	代表有氏名 相川 洋子	中区町村以降 文京区本駒込6丁目15番9-301号	
50 東京都	2012	特定非営利活動法人	グランマ富士見台	•	•	+		+	+	+	_	+			前田 妙子		http://support-rin.com/
	2012	特定非営利活動法人	-	+	•	-	-	+	+	+	_	+			大竹 希織	日黒区上目黒3-36-12-203	http://npo-grandma.or.jp/index.ph
51 東京都 52 東京都	2013	社会福祉法人	SomLic カリヨン子どもセンター	+	•	-		+	٠,						坪井 節子	対京区関口2-4-6 関口台ヴィレッジB-2	http://www.somlic.com/
53 東京都	2000	一般社団法人	ベビーライフ	-			_	+	-	•	-	•		•	篠塚 康智	文示区関口1-23-6プラザ江戸川橋311号室	http://blog.goo.ne.jp/carillon-children-center
54 東京都	2012	一般社団法人	アクロスジャパン	•	- -	_	•				•	-			小川 多鶴	文示区第ロ1-23-6クラウ江戸川橋311号至 江東区木場5丁目3-7 東寿会5F	http://babylife.org
	-			\rightarrow	•	-	•	•	•	•	•	•	•				http://www.acrossjapan.org/
55 東京都 56 東京都	2015	株式会社 任意団体	ESST	\rightarrow	_	'-	_	+	+	-	_	+	-	-	南部 洋子 福丸 由佳	大田区田園調布本町41-4 小平市小川町1-830 白梅学園大学子ども学部福丸研究室内	http://www.traube.co.jp/index.php
57 東京都	2012	特定非営利活動法人	CARE-Japan 次世代サポート	+++	•	_	•	+	-	•	•		•		中舘 慈子	渋谷区代々木1-58-16-4	http://www.care-japan.org/
58 神奈川県	1977	特定非営利活動法人	アントワーブカウンセリングオフィス	+	•	-		+	+	+	_	+	•	'	野中 友美		http://www.jisedaisupport.or.jp/
59 神奈川県	2013	特定非営利活動法人	愛コーブ港北	+++	١.		-	+	-	+					高取 昭夫		http://www.aco-forever.net/
				+	—•	'-	+	+	+	+	_	+		-		横浜市港北区新横浜3-13-6 新横浜葉山第3ビル603	http://www.i-coop-kohoku.org/
60 神奈川県	2003	特定非営利活動法人	神奈川フォスターケアサポートプロジェクト	-	-	+	-	\vdash	-	_	_	+-		•	前田 誠一	相模原市南区麻満台7-28-3	http://www.npo-k-fcsp.jp/
61 神奈川県		特定非営利活動法人	子どもセンターてんぱ	•	+	+	-	+	۳.	-	_	•	• •	<u> </u>	影山 秀人	横浜市港北区新横浜3-18-3 新横浜KSビル4階 新横浜法律事務所内 川崎市	http://www.tempo-kanagawa.org/
62 神奈川県 63 神奈川県	2006	特定非営利活動法人	フリースペースたまりば	+	+	+	-	\vdash	_	+	_	+-		+	西野 博之 永岡 鉄平	70-316	http://www.tamariba.org
		特定非営利活動法人	フェアスタートサポート	-	_	-	_	+	_	-		•	-	_		横浜市中区北仲通3-33 関内フューチャーセンター214	http://fair-start.co.jp/
64 神奈川県	1995	特定非営利活動法人	ぴーのぴーの	•	•	•	•	\vdash	+	+	_	+	•	-	奥山 千鶴子	横浜市港北区大倉山5-40-3 大倉山壱番館207	http://www.bi-no.org
65 神奈川県 66 神奈川県	2006 1988	特定非営利活動法人 認定特定非営利活動法人	はなはなひろば チャイルドファーストジャパン	•	-	+	_	+	_	-		-	_		松村 京子 山田 不二子	横浜市鶴見区生麦5丁目8番24号 伊勢原市桜台1-5-31 チェリーヒルズ金田 2階 B号室	http://home.netyou.jp/ff/hana2
67 神奈川県	1988	社会福祉法人	横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター	•	+	+	-	\vdash	•	+	_	+	•		高瀬利男	伊労原中核ロ1-5-31 デュリーCル人並由 2階 B号至 横浜市戸塚区汲沢町988番地	http://cfj.childfirst.or.jp/
				-			_	\vdash	_	-	_	-		-			http://crc-japan.net
68 新潟県	2008	特定非営利活動法人	マミーズ・ネット	•	•	<u>'</u>	-	+	_	+	_	+	•	_	中條 美奈子	上越市中田原1	http://mammies.jp
69 新潟県 70 富山県	2006	特定非営利活動法人	子どもの虐待防止ネット・にいがた	•	•	-	•	\vdash	•	-	_	-	•		草間真由美	長岡市表町 4 - 1 - 3	http://kusama-clinic.jp/capni/
	2003	特定非営利活動法人	子どもの権利支援センターばれっと	+	•	•	• •	+	•	•		-	•	<u> </u>	明橋大二	射水市三ヶ3652-2	http://npo-palette.org/
71 福井県	2012	特定非営利活動法人	カウンセリング研究会あのの	-	_	+	-	\vdash	_	+	_	+-		+	米沢 豊穂	福井市長本町111	hater (/abilda ab companii ab ale companii da companii ab ale
72 山梨県	2012	任意団体	山梨子ども虐待防止ネット(チャイルドファーストやまなし)	•	-		_	+	_	-	_		•	<u> </u>	吉田 利志美	甲府市丸の内二丁目35番1号 山梨県ボランティア・NPOセンター内	http://child1styamanashi.otaske.net/child1st_top.htm
73 長野県	2014	特定非営利活動法人	ながのこどもの城いきいきプロジェクト	•	•	<u>'</u>	•	+				-			藤森克之	長野市南長野新田町1485-1	http://www.na-kodomo.com
74 長野県	2013	特定非営利活動法人	ITサポート銀のかささぎ	-	_	-	_	+	_	_	_	•		-	山越 久美子	長野市川中島町御厨1597	http://www.i-kasasagi.com/
75 長野県 76 岐阜県	2014	任意団体	ながの子どもを虐待から守る会	•	-	_	•	+	_			+	•	<u> </u>	有吉 美知子	長野市若里1-7-1 長野市医師会館内	http://www.valley.ne.jp/~n-mamoru/
76 岐阜県 77 静岡県	2003	特定非営利活動法人 特定非営利活動法人	アップル子育てサポートセンター 静岡市里親家庭支援センター	+	•	-	_	+	_	-	_			-	眞子 義秋	郡上市八幡町旭83番地 葵区提町914-417(静岡市児童相談所内)	http://gujo.com/apple/
				+-	+	-	-	\vdash	_	\rightarrow	•	+		+			http://fcsshizuoka.com/
78 静岡県 79 静岡県	2009	特定非営利活動法人 特定非営利活動法人	しずおか・子ども家庭プラットフォーム	•	_	•	-	+	•	+	•	+	•	'	村瀬 修 渡邊 修一	浜松市中区東伊場一丁目30-8	http://www.npo-platform.com/
80 静岡県	2001	一般社団法人	サステナブルネット 静岡学習支援ネットワーク	•	•	+	•	\vdash	_	-	_	+		-	」	浜松市中区上島6丁目25-13 静岡市駿河区谷田52-1 静岡県立大学内	http://green-father.sakura.ne.jp/
81 愛知県	2013	特定非営利活動法人	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク	-	_		•		_						甲斐 英幸	野岡中駿河区台田52-1 野岡県立大子内 名古屋市中区丸の内1-4-4-404 CAPNA内	http://shizuoka-study-support.jimdo.com/
	2010			•	_	•	_		-	+		-	•	-	小林 恵明		http://www.jcapnet.jp
82 愛知県 83 愛知県	2001	特定非営利活動法人 特定非営利活動法人	こどもハートクラブ 子どもセンターパオ	-	•	•	_	•			•	•	٠.		多田 元	一宮市丹陽町伝法寺字西雨野2285番地 名古屋市東区泉2丁目22-17 えむづビル2階	http://kodomoheart.com
84 愛知県	2012	特定非営利活動法人	CAPNA	•				+	-						アイス カー・ファイス カー・ファイス 第屋 育子	名古屋市中区丸の内1-4-4-404	http://www.pao.or.jp
85 愛知県	2012	一般社団法人	ライフ・ホープ・ネットワーク	-	•	•	•	+	-	-	•	<u>'</u>	•	'	ルブル・シンシア・アン	名古屋市中区列の内1-4-4-404 名古屋市中川区石場町2丁目23番地の2	http://capna.jp/
				•		-	_	+	_	-	-	<u>'</u>	_	-	松岡 典子		http://www.lifehopenet.com/
86 三重県	2013	特定非営利活動法人 特定非営利活動法人	MCサポートセンターみつくみえ	-	•	•	-	+	•	+	_	+	•	•	紫田 雅美	西別所302	http://micmie.jp/
88 滋賀県	2003	特定非営利活動法人	Links 子育て研究会	+		+	•			-		-			北山早智子	彦根市平田町680-1 守山市石田町362	http://www.fmc.noirin/
89 滋賀県	1990	特定非営利活動法人	子どもの虐待防止ネットワーク・しが	\rightarrow	•	-	-	+	+		_	+			奥田 由子	大津市馬場1-11-4	http://www.fmc-pair.jp/
90 滋賀県				+	•			+	-	•				•			http://homepage3.nifty.com/capnes/capnes/index.htm
	2013	特定非営利活動法人 特定非営利活動法人	おうみはちまんすくすく	+	, ⊢•	-	+-	++	+	+	+	+	-	+	榊原 かず子 恒松 睦美	近江八幡市西元町59 大津市野郷原2-3-7	http://www.zc.ztv.ne.jp/sukusuku/
91 滋賀県 92 京都府	2011	特定非営利活動法人	あめんど スパキの対けいなた。"Vouの家"	•	•	•	•	++			-	+-	•	_	担似 壁美 若本 勝義	京都市西京区上桂東口町165	http://www.eonet.ne.jp/~amendo/
92 京都府 93 京都府	2010	特定非営利活動法人	子どもの村kyoto "Youの家" 京都子どもセンター	-	-	-	+	+	-	-	-	-	•		右		http://kodomo-kyoto.org/
93 京都府	2000	特定非呂利活動法人	京都士ともセンター そら	+	•	+	-	++	+	+	-	+		+	地主 明広	京都市中京区御倉町85-1 KDX烏丸ビル2階 Flag三条 相楽郡精華町祝園西一丁目8-1 ほうその共生ビル3階	http://kodomo-doki.org/
				\rightarrow	-	+		++	-	+	-	+		+			http://npo-sora.cocolog-nifty.com/
95 大阪府	2007	特定非営利活動法人	女性と子育て支援グループ・pokkapoka	•	•	-	•	++	+	+	+	+		-	渡邊 和香	大阪市東淀川区菅原5-2-12	http://www.midwife383.com/pokkapoka
96 大阪府	2011	特定非営利活動法人	児童虐待防止協会	•	_	-	•	+	_	+-	_	+-		•	津崎哲郎	大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会防止会館内	http://www.apca.jp
97 大阪府	2013	特定非営利活動法人	子育で運動えん	-	•	•	• •	•	•	•	•	+	•	•	寺本 良弘	大阪市西成区	http://www.loosadatasaasaa
98 大阪府	2004	特定非営利活動法人	子育てネットみちくさ	+	_	+	_	+	-	+		+		•	小仲 久雄	堺市北区金岡町980-5	http://www.kosodateroom.com/
99 大阪府	2011	特定非営利活動法人	子育てネットくるみの会	-	•	+	_	++	+	+	-	+		•	黒田 晴代	枚方市	http://npo-kurumi.net
100 大阪府	2003	特定非営利活動法人	キリンさんのおうち	•	•	+	_	+	\perp	+	_	-		\vdash	末廣 眞樹子	大阪市福島区福島1-6-25	han the second s
101 大阪府	2010	特定非営利活動法人	キーアセット	+	_	+	+	+	-	+	•	+	•	_	渡邊守	東大阪市永和2-2-29 永和ビル1号館3階	http://www.keyassetsnpo.jp/
102 大阪府	2004	特定非営利活動法人	SEAN(シーン)	1	•	+	+	\vdash	\perp	+	_	+	•		小川真知子	高槻市城北町1丁目1-14 太田第二ビル3F	http://www.npo-sean.org
103 大阪府	2005	認定特定非営利活動法人	暴力防止情報スペース・APIS	•	_	+	-	+	\perp	+	_	-		+	横山恵子	大阪市都島区都島中通2-3-12	http://www.apis-npo.org/
104 大阪府	1998	その他	子ども情報研究センター	•	•	-	•	++	+	+	•	-	•	_	森山 康弘	大阪市	http://www.kojoken.jp/
105 大阪府	2013	その他	LLCみらい	+	_	•	-	+	_	+		-	• •		山田 裕子	大阪市東淀川区東中島1-17-5ステュディオ新大阪306	http://www.llc-mirai.com/
106 兵庫県	2011	特定非営利活動法人	北区子育て支援センター	•	-	•	•	\vdash	\perp	+	_	+		+	竹村 純一	神戸市北区泉台7丁目	1
107 兵庫県	2008	特定非営利活動法人	親と子のふれあい研究会		•	\perp	• •	\sqcup	\perp				•		芝野 松次郎	神戸市須磨区道正台1丁目1-5-304	http://www13.plala.or.jp/fureai-k/

			基	本情報		子どもと》	家庭へのる	援や児	童虐待	の防止に関	する活動	分野			連絡先等	
No.	都道府県	設立年	法人の種類	団体名	1 2	3 4	4 5 ε	7	8 9	10 11 1	12 13	14 15	5 16	代表者氏名	市区町村以降	URL
108	兵庫県	2001	特定非営利活動法人	みっくす	•		•							神尾 由美	明石市大久保町823-1	http://npomix.com/
109	兵庫県	2000	特定非営利活動法人	ブレーンヒューマニティー			•	,				•	,	能島 裕介	西宮市甲風園1-3-12 カミヤビル3階	http://www.brainhumanity.or.jp
110	兵庫県	2006	特定非営利活動法人	フルーツバスケット	• •	,	•	,	• •			•		高岸 益子	神戸市垂水区五色山4-16-10	http://fruitsbasket.jp/
111	兵庫県	2013	特定非営利活動法人	FIC	• •	•	•							生田 万里子	神戸市中央区中町通3-1-16-502	http://fic-kobe.org
112	兵庫県	2004	特定非営利活動法人	CAPセンター・JAPAN		,						•	•	側垣一也	西宮市門戸荘17-34	http://www.cap-j.net
113	兵庫県	2013	任意団体	兵庫子ども支援団体			•							上堀内 武尉	加東市上中1-84 フレンドリー上中201	http://hpcso.com
114	奈良県	2003	特定非営利活動法人	マーマの里		,	•		•			•	•	田丸 かよ子	大和高田市東中2丁目13-23	http://zstyle.net/ma_ma_no_sato/
115	奈良県	2000	特定非営利活動法人	こころの子育てインターねっと関西	• •	,	•					•	,	原田 正文	生駒郡斑鳩町神南4-6-35	http://www.kosodatekki.com/
116	奈良県	2003	任意団体	Nobody's Perfect Japan								•	•	原田 正文	生駒郡斑鳩町神南4-6-35	http://homepage3.nifty.com/NP-Japan/
117	和歌山県	1977	特定非営利活動法人	トレス							•	•		川口 充紀	和歌山市善明寺 1 3 番地	http://www.geocities.jp/npo_tres/index.html
118	和歌山県	2004	特定非営利活動法人	子どもNPO和歌山県センター	• •	• •	•					•	,	岡本 瑞子	和歌山市匠町29	http://blog.goo.ne.jp/kodomonpowakayamakensenta
119	和歌山県	2005	特定非営利活動法人	Com子育で環境デザインルーム	• •	• •	•					•	•	松本千賀子	西牟婁郡白浜町814-13	http://www.kii-kodomo.jp/
120	島根県	2007	特定非営利活動法人	しまね子どもセンター										坂本 和子	大田市大田町大田八286	http://www.iwami.or.jp/kodomo/
121	岡山県	1946	特定非営利活動法人	コミュニケーションネットワーク Links		-						•	•	渡邊 則子	備前市伊部1785-4	http://ww22.tiki.ne.jp/~npolinks/
122	広島県	2005	特定非営利活動法人	ピピオ子どもセンター					•			•	•	鵜野 一郎	広島市中区上幟町2番36号 S・ウィングビル505号	http//www.pipio.or.jp
123	広島県	2001	任意団体	子ども虐待ホットライン広島	•							•	•	中田 憲悟	広島市中区八丁堀6-7-504	http://hotlinehiroshima.life.coocan.jp/
124	山口県	2013	特定非営利活動法人	子ども劇場山口県センター									•	三好 美喜子	宇部市錦町2番5号	http://www.kodomoymg.jp
125	香川県	2002	特定非営利活動法人	子育てネットくすくす	• •	• •	•						•	草薙 めぐみ	善通寺市	http://www.k-kusu.com/
126	香川県	2011	特定非営利活動法人	子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ	•	• •						•	•	中添 和代	高松市太田上町74-5	http://kcapn.sakura.ne.jp/
127	愛媛県	2014	特定非営利活動法人	だんだん		.								中塚 貴也	松山市	http://www.npo-dandan.org/
128	高知県	2005	特定非営利活動法人	6・6・6会								•	•	早藤 久美子	吾川郡いの町八田6032-3	
129	高知県	2005	特定非営利活動法人	日高わのわ会			•						•	濱田 善久	高岡郡日高村沖名3-2	http://wanowa-hidaka.com
130	高知県	2013	認定特定非営利活動法人	カンガルーの会								•	•	澤田 敬	吾川郡いの町八田235-2	
131	福岡県	2007	特定非営利活動法人	子育てサポートぽぴんず		.								藤本 史子	太宰府市五条2丁目23-28-101	
132	福岡県	1997	特定非営利活動法人	子どもNPOセンター福岡						•		•	•	大谷 順子	福岡市中央区赤坂1-2-7 みずほビル506	http://kodomonpo.main.jp/
133	福岡県	2001	特定非営利活動法人	ワーカーズコープ福岡支部	• •	•	•	•				•	•	奥 治	福岡市博多区堅粕4丁目1-12 嶋井ビル2F21号	http://workersfukuoka.wix.com/roukyou
134	福岡県	2010	特定非営利活動法人	ふくおかこどもの虐待防止センター	•					•		•	•	松本 壽通、小川 厚	福岡市中央区大名2-10-2 シャンボール大名B棟1005号	http://www2.odn.ne.jp/madteaparty/fcap/
135	福岡県	2011	特定非営利活動法人	ぴーすふる絆			•			•				今村 太	大牟田市八尻町三丁目23番地1	http://peacefullkizuna.main.jp/
136	福岡県	2012	特定非営利活動法人	そだちの樹	•				•	•	•	•		橋山 吉統	福岡市中央区赤坂1-2-7 みずほビル303	http://sodachinoki.org
137	福岡県	2002	その他	久留米市生きがい健康づくり財団	•	•								橋本 政孝	久留米市東合川5丁目8番5号	http://www1.city.kurume.fukuoka.jp/kanriko/
138	熊本県	2003		みるくらぶ	•	• •	•						•	坂本 千恵子	熊本市東区新南部6-2-63	http://enjoy-milklove.wix.com/kosodate
139	熊本県	2011		とら太の会	• •	• •	• •		•	•		•	•	山下 順子	八代市妙見町2377-3	http://torata.boo.jp
140	大分県	1999	特定非営利活動法人	共に生きる									•	江藤 裕子	大分市明野西1-5-2	http://tomoniikiru.com/
141	沖縄県	2006	特定非営利活動法人	こども家庭リソースセンター沖縄	• •	• •	•	•	• •				•	與座 初美	沖縄市中央3-15-5	http://thida-okinawa.sakura.ne.jp/
142	沖縄県	2004	その他	ていあんだぁクラブ	•		•							佐渡山 要	那覇市仲井真60	http://tea-under.club

8. 調査票調査結果

(1) 民間団体

Q1	法人格	選択	技	回答数	%
		1	特定非営利活動法人	139	80.3%
		2	認定特定非営利活動法人	9	5.2%
		3	社会福祉法人	2	1.2%
		4	一般社団法人	5	2.9%
		5	株式会社	2	1.2%
		6	任意団体	10	5.8%
		7	その他	6	3.5%
		null	未回答	0	0.0%
				n=173	

L	所在地	選択	肢	回答数	%
		1	東京都	34	19.7%
		2	大阪府	15	8.7%
		3	神奈川県	10	5.8%
		4	兵庫県	9	5.2%
		5	愛知県	8	4.6%
		6	埼玉県	6	3.5%
		7	北海道	6	3.5%
		8	福岡県	6	3.5%
		9	宮城県	5	2.9%
		10	千葉県	6	3.5%
		11	滋賀県	5	2.9%
		12	栃木県	5	2.9%
		13	静岡県	4	2.3%
		14	岩手県	4	2.3%
		15	福島県	3	1.7%
		16	長野県	4	2.3%
		17	和歌山県	4	2.3%
		18	京都府	4	2.3%
		19	奈良県	3	1.7%
		20	香川県	3	1.7%
		21	高知県	3	1.7%
		22	新潟県	2	1.2%
		23	茨城県	1	0.6%
		24	岐阜県	2	1.2%
		25	熊本県	2	1.2%
		26	沖縄県	2	1.2%
		27	岡山県	2	1.2%
		28	広島県	2	1.2%
		29	青森県	1	0.6%
		30	秋田県	1	0.6%
		31	山形県	1	0.6%
		32	三重県	1	0.6%
		33	島根県	1	0.6%

34	山口県	1	0.6%
35	佐賀県	1	0.6%
36	大分県	1	0.6%
37	山梨県	1	0.6%
38	富山県	1	0.6%
39	福井県	1	0.6%
40	愛媛県	1	0.6%
41	宮崎県	1	0.6%
42	群馬県	0	0.0%
43	石川県	0	0.0%
44	鳥取県	0	0.0%
45	徳島県	0	0.0%
46	長崎県	0	0.0%
47	鹿児島県	0	0.0%
nul	未回答	0	0.0%
		n=173	

Q1	組織年数	選択肢	回答数	%
		1 5年以内	46	26.6%
		2 6年~10年	44	25.4%
		3 11年~15年	58	33.5%
		4 16年~20年	15	8.7%
		5 21年以上	9	5.2%
		null 未回答	1	
			n=173	

Q2-1 職員数	選択肢	回答数	%
	1 0人	5	2.9%
	2 1人	8	4.6%
	3 2人	10	5.8%
	4 3人	9	5.2%
	5 4人~5人	20	11.6%
	6 6人~10人	40	23.1%
	7 11人~	81	46.8%
	null 未回答	0	
		n=173	

Q2-1 常勤有給職員	選択肢	回答数	%
	1 0人	55	33.5%
	2 1人	19	11.6%
	3 2人	17	10.4%
	4 3人	8	4.9%
	5 4人~5人	18	11.0%
	6 6人~10人	23	14.0%
	7 11人~	24	14.6%
	null 未回答	9	
		n=173	

Q2-1	非常勤有給職員	選択	肢	回答数	%
		1	0人	40	24.1%
		2	1人	18	10.8%
		3	2人	11	6.6%
		4	3人	7	4.2%
		5	4人~5人	23	13.9%
		6	6人~10人	21	12.7%
		7	11人~	46	27.7%
		null	未回答	7	
				n=173	

Q2-2 ボランティア人数	選択肢	回答数	%
	1 0人	21	12.1%
	2 1人~9人	70	40.5%
	3 10人~29人	39	22.5%
	4 30人~49人	14	8.1%
	5 50人~99人	10	5.8%
	6 100人~199人	7	4.0%
	7 200人~499人	4	2.3%
	8 500人~	4	2.3%
	null 未回答	4	2.3%
		n=173	

Q2-3 保育士数	選択肢	回答数	%
	1 0人	62	35.8%
	2 1人	32	18.5%
	3 2人	14	8.1%
	4 3人	18	10.4%
	5 4人~5人	16	9.2%
	6 6人~10人	18	10.4%
	7 11人~	11	6.4%
	null 未回答	2	1.2%
		n=173	

Q2-3 幼稚園教諭数	選択肢	回答数	%
	1 0人	100	57.8%
	2 1人	21	12.1%
	3 2人	17	9.8%
	4 3人	10	5.8%
	5 4人~5人	11	6.4%
	6 6人~10人	8	4.6%
	7 11人~	4	2.3%
	null 未回答	2	1.2%
		n=173	

Q2-3 教員数	選択肢	回答数	%
	1 0人	74	42.8%
	2 1人	46	26.6%
	3 2人	19	11.0%
	4 3人	13	7.5%
	5 4人~5人	10	5.8%
	6 6人~10人	7	4.0%
	7 11人~	2	1.2%
	null 未回答	2	1.2%
		n=173	

Q2-3 保健	師・助産師・看護師数	選択	肢	回答数	%
		1	0人	119	68.8%
		2	1人	24	13.9%
		3	2人	9	5.2%
		4	3人	3	1.7%
		5	4人~5人	4	2.3%
		6	6人~10人	7	4.0%
		7	11人~	5	2.9%
		null	未回答	2	1.2%
				n=173	

Q2-3 医師数	選択肢	回答数	%
	1 0人	146	84.4%
	2 1人	15	8.7%
	3 2人	6	3.5%
	4 3人	1	0.6%
	5 4人~5人	3	1.7%
	6 6人~10人	0	0.0%
	7 11人~	0	0.0%
	null 未回答	2	1.2%
		n=173	

Q2-3 弁護士数	選択肢	回答数	%
	1 0人	158	91.3%
	2 1人	10	5.8%
	3 2人	0	0.0%
	4 3人	1	0.6%
	5 4人~5人	1	0.6%
	6 6人~10人	0	0.0%
	7 11人~	1	0.6%
	null 未回答	2	1.2%
		n=173	

Q2-3	社会福祉士数	選択	肢	回答数	%
		1	0人	112	64.7%
		2	1人	33	19.1%
		3	2人	10	5.8%
		4	3人	5	2.9%
		5	4人~5人	9	5.2%
		6	6人~10人	2	1.2%
		7	11人~	0	0.0%
		null	未回答	2	1.2%
				n=173	

Q2-3 臨床心理士数	選択肢	回答数	%
	1 0人	140	80.9%
	2 1人	17	9.8%
	3 2人	3	1.7%
	4 3人	3	1.7%
	5 4人~5人	5	2.9%
	6 6人~10人	2	1.2%
	7 11人~	1	0.6%
	null 未回答	2	1.2%
		n=173	

Q2-3 精	神保健福祉士数	選択	肢	回答数	%
		1	0人	143	82.7%
		2	1人	20	11.6%
		3	2人	4	2.3%
		4	3人	1	0.6%
		5	4人~5人	2	1.2%
		6	6人~10人	1	0.6%
		7	11人~	0	0.0%
		null	未回答	2	1.2%
				n=173	

Q2-3 市区町村OB数	選択肢	回答数	%
	1 0人	141	81.5%
	2 1人	12	6.9%
	3 2人	10	5.8%
	4 3人	4	2.3%
	5 4人~5人	2	1.2%
	6 6人~10人	0	0.0%
	7 11人~	2	1.2%
	null 未回答	2	1.2%
		n=173	

Q2-3	児童相談所OB数	選択	!肢	回答数	%
		1	0人	151	87.3%
		2	1人	11	6.4%
		3	2人	6	3.5%
		4	3人	2	1.2%
		5	4人~5人	0	0.0%
		6	6人~10人	0	0.0%
		7	11人~	1	0.6%
		null	未回答	2	1.2%
				n=173	

Q2-5 収益·売上	規模	選択	肢	回答数	%
		1	100万円未満	33	19.8%
		2	100万円~500万円未満	27	16.2%
		3	500万円~1,000万円未満	21	12.6%
		4	1,000万円~5,000万円未満	49	29.3%
		5	5,000万円~1億円未満	25	15.0%
		6	1億円~5億円未満	10	6.0%
		7	5億円以上	2	1.2%
		null	未回答	6	
				n=173	

Q2-6 HP有無	選択肢	回答数	%
	1 あり	155	89.6%
	2 なし	16	9.2%
	null 未回答	2	1.2%
		n=173	

Q2-7	掲載情報	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	団体基本情報(代表者、所在地、等)	145	93.5%
		2	活動内容の紹介	150	96.8%
		3	日々の活動状況の発信	95	61.3%
		4	問い合わせ先	142	91.6%
		5	年次事業計画·事業報告	53	34.2%
		6	年次会計報告	48	31.0%
		7	その他	24	15.5%
		null	未回答	0	0.0%
				n=155	

Q2-8 更	新頻度	選択	支	回答数	%
		1	週に1回以上	29	18.7%
		2	月に1回以上	71	45.8%
	:	3	四半期に1回以上	27	17.4%
	,	4	半期C1回以上	8	5.2%
	!	5	年に1回以上	10	6.5%
-	(6	直近1年更新なし	7	4.5%
	1	null	未回答	3	1.9%
				n=155	

Q3-1	活動内容	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談窓口	76	43.9%
		2	親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援	95	54.9%
		3	家庭訪問による育児・家事支援	41	23.7%
		4	虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談・訪問等の支援	39	22.5%
		5	虐待リスクのある親へのグループケア	22	12.7%
		6	学校外の子どもの居場所づくりや学習支援	56	32.4%
		7	虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認	6	3.5%
		8	虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への相談支援	18	10.4%
		9	虐待を受けたと思われる児童、その他保護を必要とする児童の一時的な保護	13	7.5%
		10	虐待ケースに係る親子関係再構築支援	14	8.1%
		11	里親委託の推進	19	11.0%
		12	養子縁組の推進	10	5.8%
		13	児童養護施設入所児童に対する学習や就労等に関する支援	18	10.4%
		14	児童養護施設退所児童に対するアフターケア	16	9.2%
		15	研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ等の支援	82	47.4%
		16	その他	38	22.0%
		null	未回答	3	1.7%
				n=173	

Q4-1	児相との連携の有無	選択	肢	回答数	%
		1	現在何らかの連携をしている	77	44.5%
		2	連携の必要性は感じているが連携には至っていない	51	29.5%
		3	業務実施上、特に連携の必要はない	41	23.7%
		null	未回答	4	2.3%
				n=173	

Q4-2	連携の方法	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	児童相談所から業務の委託を受けている	21	27.3%
		2	児童相談所と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている	11	14.3%
		3	児童相談所との間で相談やアドバイス、情報共有をしている	45	58.4%
		4	貴団体が実施する研修・講演等を児童相談所の職員が受講している	24	31.2%
		5	児童相談所が実施する研修・講演等を貴団体の職員が受講している	16	20.8%
		6	その他	24	31.2%
		null	未回答	0	0.0%
				n=77	

Q4-4	連携上の課題	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	児童相談所との役割・責任分担の明確化	17	22.1%
		2	支援の対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法	31	40.3%
		3	個別ケースの支援方針に関する児童相談所との認識の違い	20	26.0%
		4	支援ノウハウの児童相談所との共有	17	22.1%
		5	取組みの評価方法	12	15.6%
		6	児童相談所担当者の人事異動	24	31.2%
		7	児童相談所との信頼関係の構築	21	27.3%
		8	財政支援が十分でない	14	18.2%
		9	課題は特にない	10	13.0%
		10	その他	3	3.9%
		null	未回答	6	7.8%
				n=77	

Q4-6	連携の障害	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	児童相談所への働きかけ方がわからない	18	35.3%
		2	児童相談所に連携する意図がない	7	13.7%
		3	支援の考え方や全体の方向性が児童相談所と異なる	8	15.7%
		4	守秘義務等、児童相談所が求める条件を満たすことが難しい	4	7.8%
		5	その他	10	19.6%
		null	未回答	13	25.5%
				n=51	

Q5-1	市区町村との連携の有無	選択	肢	回答数	%
		1	現在何らかの連携をしている	122	70.5%
		2	連携の必要性は感じているが連携には至っていない	28	16.2%
		3	業務実施上、特に連携の必要はない	18	10.4%
		null	未回答	5	2.9%
				n=173	

Q5-2	連携の方法	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	市区町村から業務の委託を受けている	76	62.3%
		2	市区町村から事業費の補助・助成を受けている	38	31.1%
		3	市区町村と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている	12	9.8%
		4	市区町村の要保護児童対策地域協議会のメンバーとなっている	42	34.4%
		5	市区町村との間で相談やアドバイス、情報共有をしている	66	54.1%
		6	貴団体が実施する研修・講演等を市区町村の職員が受講している	42	34.4%
		7	市区町村が実施する研修・講演等を貴団体の職員が受講している	37	30.3%
		8	その他	14	11.5%
		null	未回答	0	0.0%
				n=122	

Q5-4	連携上の課題	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	市区町村との役割・責任分担の明確化	20	16.4%
		2	支援が必要な児童や家庭等に関する情報共有の方法	42	34.4%
		3	個別ケースの支援方針に関する市区町村との認識の違い	27	22.1%
		4	支援ノウハウの市区町村との共有	20	16.4%
		5	取組みの評価方法	24	19.7%
		6	市区町村担当者の人事異動	42	34.4%
		7	市区町村との信頼関係の構築	29	23.8%
		8	財政支援が十分でない	43	35.2%
		9	課題は特にない	11	9.0%
		10	その他	7	5.7%
		null	未回答	13	10.7%
				n=122	

Q5-6	連携の障害	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	市区町村への働きかけ方がわからない	12	42.9%
		2	市区町村に連携する意図がない	9	32.1%
		3	支援の考え方や全体の方向性が市区町村と異なる	2	7.1%
		4	守秘義務等、市区町村が求める条件を満たすことが難しい	1	3.6%
		5	その他	7	25.0%
		null	未回答	3	10.7%
				n=28	

Q6-1 目標·指標設定	選択	肢	回答数	%
	1	活動について数値では表せないが目標を定めている	44	25.4%
	2	活動について数値的な目標を定めている	25	14.5%
	3	活動について目標は定めていないが数値的な指標により活動状況を把握している	45	26.0%
	4	特に目標や指標は定めていない	53	30.6%
	null	未回答	6	3.5%
			173	

(2) 市区町村

Q1-1	民間団体との連携の有無	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	民間団体に一部業務を委託している	59	46.8%
		2	民間団体が実施する事業の経費の全部/一部を補助・助成している	14	11.1%
		3	民間団体と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている	7	5.6%
		4	市区町村の要保護児童対策地域協議会に民間団体が参加している	67	53.2%
		5	民間団体との間で相談やアドバイス、情報共有をしている	26	20.6%
		6	民間団体が実施する研修・講演等を職員が受講している	36	28.6%
		7	市区町村が実施する研修・講演等を民間団体の職員が受講している	35	27.8%
		8	特に連携はしていない	24	19.0%
		9	その他	6	4.8%
		null	未回答	0	0.0%
				n=126	

Q1-6	連携上の課題	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	民間団体との役割・責任分担の明確化	31	30.4%
		2	支援の対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法	41	40.2%
		3	個別ケースの支援方針に関する民間団体の違い	14	13.7%
		4	支援ノウハウの民間団体との共有	9	8.8%
		5	取組みの評価方法	10	9.8%
		6	民間団体担当者の人事異動	3	2.9%
		7	民間団体との信頼関係の構築	20	19.6%
		8	民間団体の財政上の制約	7	6.9%
		9	民間団体の専門性・スキルの制約	17	16.7%
		10	課題は特にない	18	17.6%
		11	その他	3	2.9%
		null	未回答	21	20.6%
				n=102	

Q2-1	連携強化の必要がある 業務の有無	選択	尺肢		回答数	%
		1	ある		59	46.8%
		2	ない	١	64	50.8%
		null	未回	回答	3	2.4%
					n=126	

Q2-1	連携強化の必要がある業務	選択	肢	回答数	%
•	(複数回答)	1	妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談窓口	3	5.1%
		2	親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援	12	20.3%
		3	家庭訪問による育児・家事支援	11	18.6%
		4	虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談・訪問等の支援	3	5.1%
		5	虐待リスクのある親へのグループケア	1	1.7%
		6	学校外の子どもの居場所づくりや学習支援	5	8.5%
		7	虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認	2	3.4%
		8	虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への相談支援	0	0.0%
		9	虐待を受けたと思われる児童、その他保護を必要とする児童の一時的な保護	0	0.0%
		10	虐待ケースに係る親子関係再構築支援	1	1.7%
		11	里親委託の推進	2	3.4%
		12	養子縁組の推進	0	0.0%
		13	児童養護施設入所児童に対する学習や就労等に関する支援	0	0.0%
		14	児童養護施設退所児童に対するアフターケア	0	0.0%
		15	研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ等の支援	1	1.7%
		16	その他	28	47.5%
		null	未回答	2	3.4%
				n=59	

Q2-3	連携の障害	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	民間団体の活動に関する情報が不足している	25	42.4%
		2	民間団体への働きかけ方がわからない	6	10.2%
		3	民間団体に連携する意図がない	2	3.4%
		4	委託費など連携の予算がない	20	33.9%
		5	支援の考え方や全体の方向性が民間団体と異なる	11	18.6%
		6	民間団体の経験・実績が十分でない	17	28.8%
		7	守秘義務等、市区町村が求める条件を民間団体が満たすことが難しい	14	23.7%
		8	特に障害はない	6	10.2%
		9	その他	4	6.8%
		null	未回答	0	0.0%
				n=59	

(3) 児童相談所

Q1-1	民間団体との連携の有無	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	民間団体に一部業務を委託している	24	22.0%
		2	民間団体と協定を結ぶなど、文書での取り決めをしている	25	22.9%
		3	民間団体との間で相談やアドバイス、情報共有をしている	13	11.9%
		4	民間団体が実施する研修・講演等を職員が受講している	41	37.6%
		5	児童相談所が実施する研修・講演等を民間団体の職員が受講している	13	11.9%
		6	特に連携はしていない	38	34.9%
		7	その他	1	0.9%
		null	未回答	0	0.0%
				n=109	

Q1-4	連携上の課題	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	民間団体との役割・責任分担の明確化	24	33.8%
		2	支援の対象となる児童や家庭等に関する情報共有の方法	23	32.4%
		3	個別ケースの支援方針に関する民間団体の違い	15	21.1%
		4	支援ノウハウの民間団体との共有	8	11.3%
		5	取組みの評価方法	5	7.0%
		6	民間団体担当者の人事異動	1	1.4%
		7	民間団体との信頼関係の構築	14	19.7%
		8	民間団体の財政上の制約	2	2.8%
		9	民間団体の専門性・スキルの制約	8	11.3%
		10	課題は特にない	8	11.3%
		11	その他	4	5.6%
		null	未回答	15	21.1%
				n=71	

Q2-1	連携強化の必要がある 業務の有無	選択	尺肢		回答数	%
		1	ある		59	54.1%
		2	ない	١	47	43.1%
		null	l 未回	回答	3	2.8%
					n=109	

Q2-2	連携強化の必要がある業務	選択	肢	回答数	%
	(複数回答)	1	妊娠、子育てや虐待に関する電話、メール等を活用した相談窓口	8	13.6%
		2	親子を対象とした講座や育児サークル等の親子支援	6	10.2%
		3	家庭訪問による育児・家事支援	4	6.8%
		4	虐待リスクがあるなど、特に見守りが必要な家庭に対する相談・訪問等の支援	6	10.2%
		5	虐待リスクのある親へのグループケア	6	10.2%
		6	学校外の子どもの居場所づくりや学習支援	4	6.8%
		7	虐待通告時の家庭訪問・児童の安全確認	7	11.9%
		8	虐待を受けたと思われる児童との面接・聞き取り、保護者への相談支援	3	5.1%
		9	虐待を受けたと思われる児童、その他保護を必要とする児童の一時的な保護	2	3.4%
		10	虐待ケースに係る親子関係再構築支援	15	25.4%
		11	里親委託の推進	17	28.8%
		12	養子縁組の推進	4	6.8%
		13	児童養護施設入所児童に対する学習や就労等に関する支援	4	6.8%
		14	児童養護施設退所児童に対するアフターケア	4	6.8%
		15	研修等を通じた支援者の養成やスキルアップ等の支援	2	3.4%
		16	その他	17	28.8%
		null	未回答	1	1.7%
				n=59	

Q2-3 連携の障害	選択	肢	回答数	%
(複数回答)	1	民間団体の活動に関する情報が不足している	31	52.5%
	2	民間団体への働きかけ方がわからない	6	10.2%
	3	民間団体に連携する意図がない	1	1.7%
	4	委託費など連携の予算がない	30	50.8%
	5	支援の考え方や全体の方向性が民間団体と異なる	10	16.9%
	6	民間団体の経験・実績が十分でない	25	42.4%
	7	守秘義務等、児童相談所が求める条件を民間団体が満たすことが難しい	19	32.2%
	8	特に障害はない	0	0.0%
	9	その他	5	8.5%
	null	未回答	1	1.7%
			n=59	

9. インタビュー先一覧

No.	カテゴリ	所在地	組織名	インタビュー日			
1	民間団体	東京都	特定非営利活動法人 さんばはうす葛飾	1/29(金)			
2		東京都	特定非営利活動法人 バディチーム	2/2 (火)			
3		栃木県	認定特定非営利活動法人 だいじょうぶ	2/9 (火)			
4		福岡県	特定非営利活動法人 ワーカーズコープふくおか	2/15(月)			
5		福岡県	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡	2/16 (火)			
6		大阪府	特定非営利活動法人 子育て運動えん	2/22 (月)			
7		東京都	一般社団法人 ベアホープ	3/11 (金)			
8	市区町村	東京都	葛飾区 子育て支援部 子ども家庭支援課	2/2 (火)			
9		栃木県	日光市 健康福祉部 人権·男女共同参画課	2/9 (火)			
10		東京都	世田谷区	3/3 (木)			
11		東京都	新宿区 子ども家庭部 子ども総合センター	3/11(金)			
12	児童相談所	福岡県	福岡市 こども未来局 こども総合相談センター こども緊急支援課	2/15(月)			
13		福岡県	福岡市 こども未来局 こども総合相談センター こども支援課	2/15(月)			
14		大阪府	大阪市こども相談センター 家族回復支援担当	2/23(火)			
15		神奈川県	横須賀市 こども育成部 児童相談所 総務係/支援第3係	3/4 (金)			

10. 里親委託および特別養子縁組の推進による社会的コストへの影響の試算方法詳細

里親等委託·特別養子縁組共通

インプット:試算の前提

金額の単位:万円

)

シミュレーション-里親等委託

金額の単位:万円

		Year0	Year1	備考
1	社会的養護費への影響額の推計			
2	里親等委託をしなかった場合			
3	対象児童数		1	
4	入所先·委託先別人数			里親等委託しなかった場合の措置先は全て児童養護施設と想定
5	乳児院		0	里親委託児の平均年齢は6.3歳のため、乳児院への措置は想定しない
6	児童養護施設		1	
7	扶助費			
8	乳児院入所児		0	入所先・委託先別人数(No.5)×入所児・委託児1人当たり扶助費(インプットシートNo.26)
9	児童養護施設入所児		1,858	入所先・委託先別人数(No.6)×入所児・委託児1人当たり扶助費(インブットシートNo.27)
10	合計		1,858	
11	里親等委託をした場合			
12	対象児童数		1	
13	委託先別人数			
14	里親		0.67	対象児童数(No.12)×里親等委託における構成比(インプットシートNo.13)
15	ファミリーホーム		0.33	対象児童数(No.12)×里親等委託における構成比(インプットシートNo.14)
16	扶助費			特別養子縁組の場合は扶助費ゼロ
17	里親委託児		491	委託先別人数(No.14)×入所児・委託児1人当たり扶助費(インブットシートNo.28)
18	ファミリーホーム委託児		318	委託先別人数(No.15)×入所児・委託児1人当たり扶助費(インブットシートNo.29)
19	合計		808	
20	社会的養護費への影響額		(1,049)	No.19-No.10
21				
22	児童相談所等経費への影響額の推計			
23	里親委託先家庭等への支援に係る児童相談	所の直接人件費	量	
24	里親委託児への支援に係る直接人件費		72	委託先別人数(No.18)×里親等委託児1人当たりの直接人件費(インプットシートNo.36)
25	ファミリーホームへの支援に係る直接人件費		27	委託先別人数(No.19)×里親等委託児1人当たりの直接人件費(インプットシートNo.37)
26	合計		99	
27	児童相談所等経費への影響額		99	
28				
29	社会的コスト(直接費用)への影響額		(950)	No.20+No.27

シミュレーションー特別養子縁組

金額の単位:万円

		Year0	Year1	備考
1	社会的養護費への影響額の推計			
2	特別養子縁組しなかった場合			
3	対象児童数		1	
4	入所先·委託先別人数			対象児童数(No.3)×措置先の構成比(インプットシートNo.8-11)
5	乳児院		0.94	新生児委託を想定し、乳児院についても考慮
6	児童養護施設		0.94	
7	里親		0.04	
8	ファミリーホーム		0.02	
9	扶助費			入所先・委託先別人数(No.5-8)×入所児・委託児1人当たり扶助費(インプットシートNo.26-29)
10	乳児院入所児		962	
11	児童養護施設入所児		1,742	
12	里親		31	
13	ファミリーホーム		20	
14	合計		2,754	
15	特別養子縁組した場合			
16	対象児童数		1	
17	委託先別人数			
18	特別養子縁組		1.00	
19	扶助費			特別養子縁組の場合は扶助費ゼロ
20	特別養子縁組		0	
21	合計		0	
22	社会的養護費への影響額		(2,754)	
23				
24	児童相談所等経費への影響額の推計			
25	児童相談所等経費への影響額		0	児童相談所等経費への影響はゼロ
26				
27	社会的コスト(直接費用)への影響額		(2,754)	

社会的養護に係る1人当たり扶助費の現在価値計算シート

金額の単位:円

割引率 1.0%

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
乳児院			¥1,036.1	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0
	現在価値	¥1,026																		
児童養護施設			¥382.7	¥382.7	¥382.7	¥382.7	¥382.7	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0
	現在価値	¥1,858																		
里親			¥188.5	¥188.5	¥188.5	¥188.5	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0
	現在価値	¥735																		
ファミリーホーム			¥324.5	¥324.5	¥324.5	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0
	現在価値	¥954																		

社会的養護に係る1人当たり児童相談所人件費の現在価値計算シート

金額の単位:円

割引率 1.0%

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
里親		¥27.7	¥27.7	¥27.7	¥27.7	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0
	現在価値 ¥108																		
ファミリーホーム		¥27.7	¥27.7	¥27.7	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0	¥0.0
	現在価値 ¥82																		

11. 参考資料一覧

和文

加藤 曜子(2010)「児童虐待の防止に向けた地域の取り組みの現状と課題」、『社会保障研究』、Vol.45 No.4 国立保健医療科学院(2014)「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」平成 24~25 年度 厚生労働科学研究費補助金((政策科学総合研究事業)、「児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」(H24-政策-一般-003)

厚生労働省(2015)「児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日現在)」

_____(2014)「社会的養護の現状について(参考資料)」

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki yougo/dl/yougo genjou 01.pdf)

(2013)「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」

全国里親委託等推進委員会(2013)「里親等委託率アップの取組み報告書」

内閣府(2015)「平成26年度特定非営利法人及び市民の社会貢献に関する実態調査」

福岡市こども総合相談センター「事業概要(平成27年度版)」

森田 ゆり「虐待する親の回復支援の視点〜MY TREE ペアレンツ・プログラムの実践から〜」 町野朔、岩瀬徹編 『児童虐待の防止ー児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所』有斐閣、2012 年

ワーカーズコープ(2015)「「189」から受理やその後の対応を考える」(日本子ども虐待防止学会 第 21 回学術集会にいがた大会 応募シンポジウム 33 資料)

英文

Kania, J. and Kramer, M (2011) "Collective Impact", Stanford Social Innovation Review, Winter.

Wada, I. and Igarashi, A. (2014) "The social cost of child abuse in Japan", Children and Youth Services Review 46, 72-77.

本調査研究の内容に関する問い合せ先

公益財団法人 日本財団 ソーシャルイノベーション本部 ソーシャルイノベーション推進チーム

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル

Tel. 03-6229-5282

Fax. 03-6229-5160

URL. http://www.nippon-foundation.or.jp